

四天王寺大学審査学位論文要旨

大阪における在日コリアン高齢者福祉に
関する研究

—『済州島出身高齢者』のライフヒストリー
調査をふまえて—

高 泰洙

博士学位請求論文目次

序章	1
第1章 人間福祉学の研究方法としてのライフヒストリー法	10
第1節 ライフヒストリー（Life History）法の概念と方法論	12
第2節 ライフヒストリー研究の歴史と現状	15
第3節 人間福祉学の研究・調査とライフヒストリー法の有用性	19
第4節 ライフヒストリー法の展望と可能性	22
第2章 在日「済州島出身高齢者」のライフヒストリーの形成過程と その背景 ―大阪を中心に―	30
第1節 「在日コリアン」に関する用語の概念整理	31
第2節 「在日コリアン」及び済州島人口の推移とその地理・歴史的素描	35
第3節 「済州島」に関する先行研究の動向	47
第4節 「在日済州島出身者」の流動性と定着	54
第3章 「在日済州島出身高齢者」のライフヒストリーからの福祉学的 整理・考察	66
第1節 [T] さんのライフヒストリーとトランスクリプションの考察 ...	68
第2節 [P] さんのライフヒストリーとトランスクリプションの考察 ...	82
第3節 [K] さんのライフヒストリーとトランスクリプションの考察 ...	97
第4節 [B] さんのライフヒストリーとトランスクリプションの考察	116
第5節 [A] さんのライフヒストリーとトランスクリプションの考察	137
第4章 調査結果の分析と考察	161
第1節 調査結果の概要	161
第2節 対象者の渡航と定着・形成要因に関する分析	163
第3節 概念的カテゴリーの枠組みによる福祉的課題の分析	168
第4節 福祉サービス利用状況の検討・分析	175
結びにかえて	180
主要参考文献と資料	182

博士学位請求論文要旨

1. 研究の動機と背景

1) 研究の動機

日本の高齢者福祉制度の領域における先駆的な経験と発達は、急速に高齢化している韓国等の東アジアのモデルとして大きな影響を与えている。日韓の比較福祉国家研究や政策決定にも確かな影響を及ぼすに違いないだろう。

かつて修士論文を作成するに当たり、大阪市生野区の「通所介護施設の利用者実態調査」を行う際に、在日コリアン高齢者の利用者数が予想より少なく、生活習慣、食事、言語・識字問題などから介護サービスの利用においても適切・充分とはいえない不満の声をも耳にして、異文化の軋轢や葛藤を強く感じた。

そこで、日本の社会福祉における在日コリアン高齢者の位置づけを探るために、当事者である周辺の在日コリアン高齢者と向き合い、いつから、なぜ日本に定着し、どのような暮らしを過ごしてきたか、今の老年期の生活状況はどうなっているのか、という個々人の人生の経験と生涯の過程を真剣に聴き取り、高齢期において福祉サービスを利用できない（しない、しにくい）理由の存在の有無、あるとしたら何処にあるのかなど諸要因を明らかにすることが喫緊の課題であると考えた。

最近の用語の「異文化介護」「多文化共生」に相応した適切で公平な介護や医療などのサービス利用を高めるために、「福祉学の専攻者として役に立つ何かをしたい」というのが研究の動機である。

2) 研究の背景

21世紀の日本の社会は未曾有の少子化、超高齢化、人口減少社会に転じている。半面、グローバル社会化の進展による10年前 2004(平成16)年の675万人から2014(平成26)年現在、外国人入国者数が年間約1415万人に達し、210%の増加率を現している。外国人登録者の総数はこの10年間で27%も増加し、2014(平成26)年現在、約212万人になっている。いわば、既に多民族・多文化社会になっている。

このグローバル社会・多文化社会への進展に伴い、日本の社会福祉制度・政策においてもそのニーズは多様化・複雑化していると同時に、多文化共生

社会に対すとりわけ社会保障制度・政策の整備をいっそう必要としている。

しかしながら、これまでの日本は、これらの問題に関わる政策は「出入国管理政策」の一貫で捉え、法的地位、人権、生活環境・生活支援などが勘案された制度・政策づくり及び推進には未熟のままである。

国内的には人権の問題、言語の問題、医療の問題、教育の問題、地域のコミュニティにおける相互理解の問題、参政権の問題、高齢者福祉・社会保障の問題など、外国籍住民を取り巻く様々な問題が山積している。

最近、福祉の研究分野においても「異文化介護」、「多文化共生」などと関連した研究への関心は高まっている。日本で生活する外国籍住民に対する社会保障体制づくりの必要性を感じてはいるが、管見の限りでは具体的方策・対策に関する研究の発展・提案がほとんど見当たらない。

在日コリアンの高齢者の無年金者が3万人といわれている。その人たちが住んでいる大阪市では7割以上の「在日コリアン高齢者」が制度的な無年金という状況にある。

在日コリアン高齢者の問題は、その複雑な歴史的背景から在日コリアンのみの問題ではなく、日本社会の問題として認識する必要がある。なぜなら、今後、多文化・多民族化の流れは日本の社会を大きく変容させていき、それは共生社会の形成と地域の国際化に最重要緊急課題であるからである。

課題検討の基本観点を「いま＝ここ」の「地域の生活者」である外国籍住民の「在日コリアン高齢者」の「社会的バリエビリティ」状況に当て、それに対してミクロ的にアプローチし、理論的対応策を提案する必要がある。

2. 研究目的

人間福祉学の研究者として、高齢者の個々人の生きてきた生活歴、社会・文化的背景を踏まえ、個々人のその経験的事実と直面的事実から生活ニーズの発見によって適切なケアが成立する条件について検討するとともに、高齢者の介護問題における生活の習慣・文化を尊重したケアのあり方を検討する責務があると考えている。

多民族・多文化社会のいっそうの進展に伴い、「地域の生活者」である「在日コリアン高齢者」の生活問題や介護ニーズの多様化・複雑化・深刻化

に対応できる支援・緩和に関する基礎理論を構築する必要がある。

本研究は、日本でコリアンが最も集住する地域的特性をもつ大阪市生野区の周辺で生活基盤をもち暮らしている「在日コリアン高齢者」の生活場面の深い理解と当事者にかかわる課題を探究することにある。具体的には主に地域的な範囲を大阪と済州島に焦点を絞り、研究対象者から得られた「ライフヒストリー」を基本的データから個人史と社会史の連動関係を把握することで、地域の多文化共生社会の形成の推進に寄与することである。そして、本研究の目的は以下の3点にある。

第1に、定着経緯や形成過程の実証をすることであり、その社会的、近・現代史的な背景を先行研究文献などに照らし合わせ、在日「済州島出身者」高齢者の過去と現在の生活状況を深く検証することにある。

第2には、その検証から、在日コリアン高齢者を含む外国籍の住民が抱える日本の社会福祉制度とサービスの利用に関連し現存する問題の所在や要因を探究し明らかにすることである。

第3には、地域の国際化と多文化時代における、多様な生活ニーズに適切な援助、解決、緩和、軽減などについて提言することである。

「在日コリアン高齢者」の生活ニーズの発見のために、従来の社会の外的条件（制度・政策・行政・資源などの調整や拡大）から、高齢者の個々人の内的条件（生活歴、文化的背景、個人の価値など）に視点をおき、人間福祉学的な学際的理論の生成・構築を試みることで、「課題解決型実践的研究」と「根拠に基づく実践的研究」に貢献できる博士論文の作成を試みる。

3. 研究の意義

1) グローバル社会、共生社会と人間福祉学

グローバル社会、多民族・多文化共生社会における在日コリアン高齢者に対する社会福祉の役割を「ライフコース論」の観点から分析、研究発表を通して現状と課題や問題を広く認識させ、社会福祉制度・施策につなげ、最終的には「地域特性」に対応可能な適切なサービスの実践プログラムを提示することで社会福祉の発展と異文化理解の促進に貢献できる。

いわば、急進する国際化の日本の社会統合に関わる「多文化共生社会」の

推進に基層的な理論研究につながると考えている。

また、日韓の近・現代史を再理解・確認のうえ、友好的な未来志向関係を構築するためには何が必要で、どうすべきかを社会福祉の観点から発見し、日韓の「架け橋」と東アジア地域研究や学際研究に「橋渡し」の役割を担える意義がある。

2) 研究の学際的意義

高齢者福祉を更に充実させるための研究基盤理念として、社会の側の外的条件（制度・政策・行政・資源など調整や拡大）を活用した支援・援助・実践などを社会科学の立場（社会福祉学）と、人間の側の内的条件や課題を高齢者の生活上の環境、人格形成の文化などの視点と個人的価値や共生の思想を志向する人間行動科学などを統合する立場（人間福祉学：個人々々の生涯に及ぶ福祉における人間形成の学）から、両面の共通課題を明確にすることができる。高齢者の個々人の「生活と権利」に関する教育や研究は重要なテーマであり、他のヒューマンサービスの実践・研究者と論議することに貢献できるのではないかと認識している。

そして、本研究は、在日コリアン社会において社会福祉に関わる理論と歴史的事実から「在日生活史」の研究の基礎資料として提供することに貢献できる意義がある。

4. 先行研究

本研究のテーマと関連の深い先行研究や文献を様々な方面から見つけ出して精読し、各種のデータと有効性が高い資料を集め、検討と引用・活用を行っている。十分とはいえないが大きく参考となっている。

周辺科学の研究領域の「ライフヒストリー研究文献目録」を見ると国内だけで400件以上の資料が載っている。また、日本に紹介されている海外文献も200件余に上っている。

しかしながら、人間福祉（社会福祉）学の領域においては、最近の「日本社会福祉学会」の質的研究の動向によれば、2007～2011年の間にライフヒストリー分析と判断された研究としては2件の論文がカウントされており、管見の限りでもそれら以外には見当たらない。

社会学分野からのライフヒストリー研究・調査法による『老人福祉とライフ・ヒストリー』（中野卓・小平朱美著、1981年）があり、福祉関連の質的分析の元祖といわれている。在日コリアンの問題は、社会科学分野の研究において民族・人権・差別の対象として数多い論文が出されている。

「在日コリアン」の関連研究の基礎資料を発掘するために、『朝鮮史研究入門』という文献が大いに参考になる。そこには、古代・近代・現代史といった朝鮮歴史学の研究のみならず政治・経済・社会・教育・文化人類学などの膨大な研究の蓄積、「在日」と関連した研究の動向や方法論と評価まで、幅広い研究情報と文献一覧・関係年表を付け加えている。在日関連研究には欠かせない総合的な参考書として活用が可能であろう。

近代朝鮮の社会福祉史に関する研究としては、愼英弘の『近代朝鮮社会事業史研究—京城における方面委員制度の歴史的展開—』（緑蔭書房、1984年）が最初である。

在日のライフヒストリーと関連した文献としては、小熊英二・姜尚中編『在日一世の記憶』（集英社新書、2008年）と「解放直後・在日済州島出身者の生活史調査」（『大阪産業大学論集』、人文科学編、2000年）の二つの文献を見つけ出すことができた。

しかし、福祉研究の分野においては「異文化介護」、「多文化共生」、などと関連した研究への関心は高まってはいるが、その内容は、在日高齢者の特有の困難な状況を単純かつマクロ的に取り上げている程度である。管見の限りであるが、私のテーマと関連の深い研究・文献を見つけることはできなかった。

本稿は、在日「済州島出身高齢者」の個人の生活世界を聴き取る「ライフヒストリー調査」から得られるデータの記録を通じて、その生活史の形成過程と背景を具体的に明らかにし、福祉学的な用語である概念的カテゴリーによる分析・考察を行っており、このような視点からの先行研究はほとんどなく、おそらく今までにない最初の研究論文になるといえる。

5. 研究方法と対象

社会科学領域で市民権を得ている社会調査方法の中から「ライフヒストリ

一法」を採用し、研究目的達成のための研究方法としている。

その理由は、多様な研究方法のうちの一つである質的研究の「方法と手続き」として研究対象（在日コリアン高齢者・マイノリティー）の特性に適合性が非常に高いと判断したからである。

また、今までの一般的な社会福祉調査方法から、もう一つの斬新な方法であり、独創性・有効性のある調査方法を試みるという挑戦的意識から「ライフヒストリー法」を研究方法として採用することにした。

端的にいうならば、生きた人間を真に理解しようとするれば、どうしても直接「会って、話し合い、観て、聴いて、知る」という方法が一番有効だと考えているからである。

研究者自身は、人間福祉学においては、社会の外的条件である制度・政策・行政・資源などの調整や拡大に関する研究パラダイムから、高齢者（在日を含む）の個々人の生きてきた生活史や文化的背景、個々人の価値などの内的条件に比重をおくことに視点を变える必要があると考えている。

したがって、高齢者福祉と適切なケア課題を明白にする一つの研究方法として、福祉の対象、利用主体者である高齢者のうち、その調査の対象者を大阪市生野区周辺で生活している85歳程度の「在日済州島出身」高齢者に焦点を当てた。

調査の対象者を選定したその理由は、多文化共生社会の一員で、外国籍マイノリティーの当事者でもあり、大阪地域の「在日」の定着、形成に関わった余生の短い生存的証人であるからである。

この研究・調査の地域や研究対象者（**Informant**）をめぐるデータの収集方法と手続きの全工程は「ライフヒストリー」調査方法に基本的な枠組みをおいている。

調査実施期間は、2011年1月から2015年1月（4年余り）まで。

調査対象者は、平均年齢85歳程度の済州島出身高齢者5人。

調査で得られた個人情報とは私と私が指導を受けている教員以外に共有されることはない。学会や学術雑誌における研究結果の公表においては個人情報の守秘に細心の注意を払う。

6. 論文の構成と内容

本稿の構成と内容は次の通りである。

第1章では、本稿において研究の方法として採用している「ライフヒストリー法」の適合性・妥当性を検討するとともに、更に、人間福祉学の研究の方法として「ライフヒストリー法」の意義を考察し、その有用性と可能性を明らかにすることになっている。

具体的には、本研究の対象である「在日コリアン高齢者」というマイノリティーを調査するには母集団の設定が容易ではないが、異文化理解の観点から言語・習慣の同質性をもつ調査者がこの対象者らの現実を把握し、生活ニーズの発見をすることには適合性が高いことを明らかにしている。

次には、「ライフヒストリー法」の多様な先行研究文献から、その基本的な研究姿勢は「個人・生活・口術」という三つの論点を重視し、語り内容に基づき「意味の探求」と「事実の探求」を再構成することで生活実態を明らかにする。

4人の先駆的研究者の複数のアプローチ法（研究哲学）から本研究では《解釈的客観主義》と《実証主義》の立場を明確にしている。

第2章では、「在日コリアン」に関する用語の概念整理をするとともに「在日済州島出身高齢者」の流動性と定着の状況過程を明らかにしている。

具体的には、本研究の研究対象の地域と調査対象者の特性上、「在日コリアン」に関わる複雑・多様な用語から独自の概念として、帰化、朝鮮・韓国や永住区分、在留資格などに関わりなく、《過去100年において朝鮮か韓国と民族的出自・血縁関係がある全ての人で、現在は日本で生活基盤を持ち、生活を営んでいる人を「在日コリアン」》と定義をした。

大阪と済州島との地域的・人的交流の連関性を検討するために、多数の統計資料を活用、作成した表を提示し、その人口の推移を鮮明にした。近畿地域全体の済州島出身者のうち、9割近くの約5万人が大阪地域に集住している特徴などから、両地域間の人的交流の緊密性を明らかにしている。

済州島の関連先行研究の考察を通じて、済州島出身者の流動性と定着過程においては、1922（大正11）年「君ヶ代丸」を初めとして済州島と大阪を結ぶ直航路線が開設され、複数の連絡船が大きな主役を担って、1934（昭和9）

年頃には済州島の全人口の25%の約5万人が大阪へ渡った事実を明らかにしている。

また、日本の植民地政策の「土地調査」、「産米増殖計画」などによる済州島民の生活破綻が主な要因であることなど渡航の時代的背景を明らかにしている。

第3章では、「在日済州島出身高齢者」5人の「ライフヒストリー」からの福祉学的整理・考察している。

具体的には、平均年齢が85歳程度の「在日済州島出身高齢者」5人の生涯の現実を把握、理解するために「ライフヒストリー法」のプロセスに従い、デジタルビデオカメラを用いて、1人当たり2時間程度のライフヒストリー・インタビュー調査を行った。その膨大なインタビューの内容全体をトランスクリプション（テープ起こし、反訳）作業を通して資料化している。

その資料全体から個々人のトランスクリプションの内在的内容に含まれている生活や福祉に関わる部分を抽出し、①生涯を取り巻く生活状況をミクロ的に把握する（根拠に基づく研究）、②暮らしの過程で困ったことは何であったかを明らかにする（生活のニーズ発見）、③生活上の困難な問題をどのように克服して来たかを明らかにする（問題解決型実践的研究）という3点を試みることにした。

その解明の基礎となる考察の概念的カテゴリーとして、近代の福祉学においてその根幹の一つである「ベヴァリッジ報告」の五つの巨人（①貧困②病氣③無知④不潔⑤失業）と、対象者の特性を勘案した⑥国籍というカテゴリーを加えた六つの概念的カテゴリーを設定することにした。

節ごとに、対象者別に分節し、それぞれのトランスクリプション内容と先のカテゴリーに照らし合わせて、次のような視点で考察している。

1) 「貧困」（経済的）問題は、どのように克服してきたのかを出来る限り生活費用や年金の有無など数字や金額などで実証する。

2) 「病氣」の予防や治療をどのように克服してきたか、本人、家族の疾病の対処方法と、費用捻出過程とともに健康保険の利用などを具体的に分析する。

3) 「無知」退治問題において、本人の識字能力と、介護保険等に関する

説明書の読みや理解力、また、家族（子ども）の語学力と就学や学力関連事項を考察する。

4) 「不潔」退治に関連して、住まい環境、借り部屋、土地、住宅に関わる規模と費用や購入過程を明らかにする。

5) 「失業」の関連として、職業の選択理由、収入の程度、稼ぎ能力と職務の専門性がどのようなものか、社会的地位や生計維持手段まで解明する。

6) 「国籍」に関わる制度的排除と差別、偏見や無視、また、住民意識や外国人登録過程と強制追放経験や帰国状況を整理・考察する。

これらの考察から、研究対象者の全体像が鮮明になるとともに、個人史と社会史を連動させ実証することになっている。

個々の証言と客観的事実と、関係性を立証することで、前述した三つの目標（①根拠に基づく研究、②生活ニーズ発見、③問題解決型実践的研究）に大いに接近させることができた。

第4章では、前章の調査結果の分析と考察をしている。

具体的には、前章で明らかになった調査結果の概要や考察内容を軸にして、更に調査データに対する統合的分析を行うことによって、その共通点と相違点を明確にした上、福祉的課題を探究し、その緩和、解決策を提案する。その分析結果から次の内容を提示した。

対象者たちの渡航、定着、形成の要因などを理論的に明らかにするために先行研究の世代区分、時期的分類の検討を踏まえ、在日の渡航定着の経緯や目的に対する理論的分析を行った。

その特徴的理論として、次の五つの目的別類型を考案することができた。この目的別分類は、①強制連行と募集によるもの（連行型）②生活費の稼ぎを目的とするもの（生計型）③身分上の危機を逃れようとした避難（避身型）④先に渡航している血縁関係者と結合を目的とする（家系結成型）⑤日本で暮らしていたが一時帰郷するが生活の不適應の理由で再来する（回帰型）という五つの類型である。本研究の対象者たちの場合は本人の意思より、先に日本に渡った家族（親、夫）の思惑が大きく作用していることから「家系結成型」が多いことが明らかになった。

福祉的課題を明確にするために大きく、対象者が体験した過去の生活困難

事例を「経験的事実」、過去の体験の結果がもたらされた現在状況を表す「直面的事実」という二つの分析概念を導入した。

この二つの分析概念から、人々の「ライフステージにおいて出生と成長期に無分別生成された身分・経済・社会・心理的困窮」であり「見えない貧困」を意味する新しい概念用語として「原礎的貧困」を提示している。

その「原礎的貧困」を経験することで、各自に刻印されるとともに克服し難いものになって将来の複合的な貧困、実体的貧困を抱え込む原因となることから、調査対象者たちはその「原礎的貧困者」であることが明らかになっている。

調査対象者のうち4人の貧困の状態は、個々人の「原礎的貧困」に加えて、「時代的、制度的差別」によるものであった事実が明らかで、終戦70年経った現在も「制度的不利」と「社会的排除」が続いていることを明らかにしている。

7. 研究の結果

本研究は、動機や背景において「異文化理解」「多文化共生」の観点からその研究対象を大阪「地域の生活当事者」の在日「済州島出身高齢者」に絞り、個々人の「事実探究」を現実的に再構成し記述することで、人間福祉学の領域における「生活ニーズの発見」と「福祉ニーズの把握」から現存する生活困難問題を緩和・支援・解決策を提案する研究である。前述した論文の構成と内容を踏まえて結論的に整理すると、次のような研究の結果を得ることができた。

第1に、本研究は、社会の外的条件（制度・政策・資源などの調整や拡大）を活用した支援・援助・実践などの社会科学の立場（社会福祉学）から、人間の側の内的条件や課題を対象者の生活上の環境、人格形成の文化などの視点と個人的価値や共生の思想を志向する人間行動科学などを統合する立場（人間福祉学）に相応し、「ライフヒストリー法」を研究方法として採用し、それによる分析の可能性を十分に明らかにすることができた。

この「ライフヒストリー法」は、社会科学領域で既に市民権を得ているものの、社会福祉分野においてはまだ研究実績が乏しい方法だが、対象者の特

性（在日高齢者、マイノリティー）に適合性が高く、斬新な方法であることを明らかにすることができた。

第2に、研究対象者の定着経緯や形成過程を実証することによって、人口の推移と現状を明確にすることができた。

また、先行研究の検討から、本研究の意義や独創性を確認するとともに、大阪と濟州島の地域的、人的動向を近・現代史的考察からその歴史的背景や流動性を更に明らかにすることができた。

第3に、研究対象者の「在日濟州島出身高齢者」とは、大阪の地域の住民、多文化共生社会の一員で、異文化マイノリティー、「歴史的・社会的・法的・制度的」差別と排除を経験し、「いま＝ここ」で「社会的バルネラブルな状態」で生活している「社会的・経済的・心理的困窮者」で、何らかの援助を必要としている「超高齢期」の「社会福祉サービスの利用当事者」で「身体的・精神的介護」が求められている《社会的不利・弱者》である現実的状况を鮮明にすることができた。

第4には、個々人の「ライフヒストリー」調査の分析によって、新たなる提案を含む次の3点が明らかになった。

1点目に、「在日」の定着・形成要因の分析から今までの「世代・時期別区分」とは異なる新たな概念として五つの「目的別分類」①連行型②生計型③避身型④家系結成型⑤回帰型を考案、提示することができた。

2点目に、対象者の生活過程と実態を、個々人が体験した過去の出来事を表す「経験的事実」とこうした過去の体験がもたらした現在の状況を表す「直面的事実」の二つの分析枠組みに焦点を当てて明らかにした。

その根底に存在し、連関させている新たな概念として「原礎的貧困」という用語を提案することができた。その生活困難事実を定型化する背景、要因には、個別的境遇の「原礎的貧困」に加え、日本の社会保障制度において「法的差別」と「社会的排除」が背景にあることを明らかにすることができた。

3点目に、「在日高齢者」の福祉サービス利用の実態を検討したところ、当事者の識字能力や情報入手不足で認識度が低く、社会福祉や介護サービス制度の仕組みが適切に伝わっていない「情報伝達体系」の課題や、経済的貧

困から「利用料の負担」を感じて利用に対して「拒絶反応」を見せる場合もあり、利用手続きにも「キーパーソン」の助力が必要な状況が明らかになった。

第5には、日本の「多文化共生社会」の実現にいつそう向けていくためには、まず日本の政策者たちの「外国籍住民」に対する深い理解、認識の転換を求めるとともに、介護の課題の緩和、支援策として地域の行政（区役所等）の主導で民間奉仕団体などから適任者を選任し、情報伝達役と相談支援（助力）活動を任せるといった「アウトリーチ」プログラム導入を提案することで「問題解決型実践的研究」を試みることができた。

8. 今後の課題

本研究は、「ライフヒストリー法」という研究方法を採用し、「在日済州島出身高齢者」たちが今まで語らなかった個人史における経験的事実と直面的事実を明らかにし、社会史に連動させて詳しい考察・分析を通して実証することで、十分とはいえないが、人間福祉学的にアプローチし、生活問題の緩和・解決策を提案することができたと考えている。しかし、課題もある。

今後の課題として、本研究で取り上げた対象者のすべてが女性になっており、男性の高齢者をも含むなど、その範囲を広げた「在日高齢者」に対する「ライフヒストリー法」による調査対象者数を増やした上、引き続き研究を積み重ねていくことが必要で、喫緊の課題であると考えている。

以上。

四天王寺大学審査学位論文
内容の概要および審査の結果の要旨

平成 28 年 4 月

四天王寺大学

は し が き

本編は、学位規則（昭和28年4月1日文部省令第9号）第8条による公表を目的として、平成28年3月14日に本学において博士の学位を授与した者の論文内容の概要および論文審査の結果を収録したものである。

今回授与した学位は、博人福甲第4号人間福祉学博士である。

氏名（本籍）	高 泰洙（韓国）
学位の種類	博士（人間福祉学）
学位記番号	博人福甲第4号
学位授与年月日	平成28年3月14日
学位授与の要件	四天王寺大学学位規程第3条第2項
学位論文題目	「大阪における在日コリアン高齢者福祉に関する研究 —『済州島出身高齢者』のライフヒストリー調査をふまえて—」

審査委員長 岩尾 洋 （本学 教育学部 教授）

主 査 慎 英弘 （本学 大学院 教授）

副 査 近藤 祐昭 （本学 大学院 教授）

外部審査委員 田原 範子 （本学 人文社会学部教授）

平成28年1月25日

博士論文審査報告書

学位論文題目 「大阪における在日コリアン高齢者福祉に関する研究
—『済州島出身高齢者』のライフヒストリー調査をふまえて—」

提出者氏名 高 泰洙

審査委員長 岩尾 洋 (本学 教育学部 教授)

主 査 愼 英弘 (本学 大学院 教授)

副 査 近藤 祐昭 (本学 大学院 教授)

外部審査委員 田原 範子 (本学 人文社会学部教授)

高 泰洙氏から提出された課程博士の学位授与申請に関して、審査委員会はその審査結果を次の通り報告する。

論文題目：「大阪における在日コリアン高齢者福祉に関する研究—『済州島出身高齢者』のライフヒストリー調査をふまえて—」

論文の構成と文量：論文の構成は序章および第1章から第4章、並びに結びにかえて。

文量は1頁あたり1020文字、本文166頁、注15頁、主要参考文献と資料9頁。

審査委員会の開催：審査委員会が設置されてから、公開審査を含めて5回の審査委員会を開いた。審査の概要は次の通りである。

1. 論文内容の概要

日本には韓国籍・朝鮮籍を含むいわゆる在日コリアンがおよそ60万人いる。そのうち1世と呼ばれている高齢者は5%程度になっている。その高齢者に対する先行研究は少しはあるが、それらは社会保障や医療を中心としたものであり、生活実態を踏まえた社会福祉の研究は極めて少ない。更にいうならば、在日コリアンのうち済州島出身者の生活状況をライフヒストリー法を用いて分析している社会福祉研究は皆無である。

本論文は、済州島出身者の在日コリアン高齢者の生活実態をライフヒストリー法によって分析した社会福祉研究としては嚆矢である。

本論文は、1910（明治43）年のいわゆる「韓国併合」から現在に至るおよそ1世紀の間の時期を分析の対象にしている。

日本による植民地支配の結果日本にやって来ざるを得なかった朝鮮人の中には、戦後（解放後）も本国に帰ることができなかった者がいた。それらの者とその子孫がいわゆる在日コリアンであり、大阪における在日コリアンの半分弱は済州島出身者である。その済州島出身高齢者を研究の対象にして、ライフヒストリー法を用いて生活実態を踏まえて、社会福祉の状況等を明らかにするために、さまざまな角度から分析をした実証研究である。

本論文の概要は次の通りである。

序章では、研究の動機や背景を踏まえて研究目的を設定している。

本研究は、日本でコリアンが最も集住しているという地域的特性を持つ大阪市生野区を研究対象地域とし、その周辺に生活基盤を持って暮らしている済州島出身の「在日コリアン高齢者」を対象として、その生活場面における課題を探究することによって、多文化共生地域社会の形成の推進に寄与しようとするものである。

研究方法としてはライフヒストリー法を用いて分析しており、ライフヒストリー法によって得られた5人の済州島出身高齢者の基本的データから、個人史と社会史の連動関係を把握し、そのことによって、以下の3点を明らかにすることを研究目的にしている。

第1に、日本への定着経緯や在日コリアンの形成過程を実証することによって、その社会的、近・現代史的背景を先行研究等に照らして明らかにし、在日「済州島出身」高齢者の過去と現在の生活状況を検証すること。

第2に、その検証から、在日コリアン高齢者を含む外国籍住民が抱える日本の社会福祉制度とサービスの利用に関して、問題の所在や要因を明らかにすること。

第3に、地域の国際化と多文化時代における多様な生活ニーズに対して、適切な援助、解決、緩和、軽減等をするための提言をすること。

これらの研究目的を達成するために、本論では次のことを分析し明らかにしている。

第1章では、本研究において研究の方法として採用している「ライフヒストリー法」の適合性・妥当性を検討するとともに、その意義を明らかにしている。

まず、「ライフヒストリー法」による分析方法を述べている。そして、本研究の対象である済州島出身の「在日コリアン高齢者」というマイノリティーを調査するには母集団の設定が容易ではないが、言語・習慣において同質性を持つ調査者が、対象者の現実を把握し生活ニーズの発見をすることには適合性が高いとしている。すなわち、調査対象者の語り内容には済州島の方言が多く混ざっており、同じ済州島出身である調査者だからこそその方言が理解でき、更には長年在日している調査者だからこそ、異文化理解の観点も踏まえて生活実態をより明らかにすることができるとしているのである。

第2章では、在日済州島出身高齢者の流動性と定着の過程を明らかにしている。

大阪と済州島との地域的・人的交流の連関性を検討するために、多数の統計資料を分析して作成した表を提示して、両地域の人口の推移を鮮明にしている。その結果、近畿地域

全体の済州島出身者のうち、9割近くの約5万人が大阪地域に集住している特徴等から、両地域間の人的交流の緊密性を明らかにしている。

また、済州島に関連した先行研究の分析を通じて、済州島出身者の流動性と定着過程においては、1922（大正11）年の「君が代丸」をはじめとして大阪と済州島を結ぶ直行船が開設され、複数の連絡船の定期運行が大きな役割を果たしていたことを明らかにするとともに、1934（昭和9）年頃には済州島の全人口の25%に当たる約5万人が大阪へ渡っていた事実を明らかにしている。そして、その要因は、日本の植民地政策のうち「土地調査事業」や「産米増殖計画」等による済州島民の生活破綻が主なものであること等、済州島民の大阪への渡航の時代的背景を明らかにしている。

第3章では、在日済州島出身高齢者5人のライフヒストリーを、六つの福祉学的カテゴリーによって整理し考察している。

平均年齢が85歳程度の「在日済州島出身高齢者」5人の生涯の現実を把握するために、ライフヒストリー・インタビュー調査を行い、録画録音したその膨大なインタビュー内容全体をトランスクリプション（テープ起こし、反訳）作業を通して活字資料化している。そして、その資料全体から個々人のトランスクリプションの内容に含まれている生活や福祉に関わる部分を抽出し、① 生涯を取り巻く生活状況をミクロ的に把握する（根拠に基づく研究）、② 暮らしの過程で困ったことは何であったかを明らかにする（生活ニーズの発見）、③ 生活上の困難な問題をどのように克服してきたかを明らかにする（問題解決型実践的研究）という3点に焦点を当てて分析している。

その分析の基礎となる考察の概念的カテゴリーとして、近代の社会福祉政策における根幹の一つである「ベヴァリッジ報告」の中で指摘された五つの巨人（貧困、病気、無知、不潔、失業）に、調査対象者の特性を勘案した「国籍」というカテゴリーを加えた六つの概念的カテゴリーを設定している。

これらのカテゴリーを分析の手がかりとして5人の調査対象者の生活の全体像を鮮明にするとともに、個人史と社会史を連動させて、個々の証言と客観的事実の関連性を実証することで、前述した「根拠に基づく研究」「生活ニーズの発見」「問題解決型実践的研究」に大いに接近させている。

第4章では、第3章の調査結果の分析と考察をしている。

第3章で明らかになった調査結果の概要や考察内容を軸にして、調査データをさらに総合的に分析することによって、5人の生活史の共通点と相違点を明確にした上で、福祉的課題を探究して、その緩和、解決策を提示している。

また、調査対象者の日本への渡航、定着、そして在日コリアンの形成の要因等を理論的に明らかにするために、先行研究も踏まえて考察している。その結果、特徴的理論として、五つの目的別類型を考案している。それらは、① 連行型（強制連行と募集によるもの）、② 生計型（生活費の稼ぎを目的とするもの）、③ 避身型（身分上の危機を逃れようとして避難したもの）、④ 家系結成型（先に日本へ渡航していた血縁関係者と同居する等の結合

を目的とするもの)、⑤ 回帰型 (日本で暮らしていたが一時帰郷するものの生活の不適應等の理由で再来するもの) の五つの類型である。本研究の調査対象者の場合は、本人の意思よりも、先に日本に渡っていた家族 (親や夫) の思惑が大きく作用していることから「家系結合型」が多いことが明らかになった。

福祉的課題を明確にするために、調査対象者が体験した過去の生活上の出来事を表わす「経験的事実」と、過去の体験がもたらした現在の状況を表わす「直面的事実」という二つの分析概念によって考察しており、その分析から、人々の「ライフステージにおいて出生と成長期に無分別に生成された身分・経済・社会・心理的困窮」であって「見えない貧困」を意味する新しい概念用語として「原礎的貧困」を提示している。その「原礎的貧困」を経験することで、各自に刻印されるとともに克服しがたいものになって将来の複合的な貧困を抱え込む原因となることからして、調査対象者はその「原礎的貧困者」であることを明らかにしている。

更に、調査対象者 5 人のうち 4 人の貧困の状態は、個々人の「原礎的貧困」に加えて「時代的、制度的差別」によるものである事実を明らかにし、戦後 70 年を経過した現在も「制度的不利」と「社会的排除」が続いていることを明白ならしめている。

結びにかえてでは、本論において既に論述されている研究の成果を簡単にまとめ、本研究における限界性と課題について述べている。

2. 論文審査の結果の要旨

第 1 回審査委員会において、審査の進め方と審査のポイントについて議論した。審査の主要ポイントは ① 論文の体系が整っていること、② 記述された内容に事実関係の誤りがないこと、③ 矛盾点がないこと、④ 新しい知見があること、⑤ 学会に与える影響があるか、⑥ 分析方法に独創性があること、⑦ 設定されている研究目的が達成されていること、そして、⑧ 盗作や剽窃、改竄や捏造がないことを確認することとした。これらのポイント等を基本にして、公開審査の内容も踏まえて、論文の審査をした。

本論文は、研究対象を大阪地域の「生活当事者」である「在日済州島出身高齢者」に焦点を当てて、「ライフヒストリー法」に基づく個々人の「経験的事実」と「直面的事実」を六つのカテゴリーによって分析することで、社会福祉学 (人間福祉学) の領域における「生活ニーズの発見」と「福祉ニーズの把握」を試みた最初の独創的な研究であり高く評価できる。また、本論文は、今後、在日する「済州島出身高齢者」、更には済州島出身者以外も含めた「在日コリアン高齢者」の問題を研究しようとする者にとって踏まえなければならぬことは多言を要しない力作であり、この点においても評価できる。

日常的に日本語と済州島の方言を交えて使用しながら生活している 5 人の調査対象者からそのライフヒストリーを聞き出すことは他の者でも可能であるが、聞き取った内容を分析するには済州島の方言を知っていない限りその内容を把握することはほとんど困難である。したがって、済州島の方言を身に付けている調査者である著者のデータ収拾と分析は、

他の研究者ではなし得ない極めて意義深いものであり、この点においても本論文は高く評価できる。

本論文は、少なくとも次の5点について解明したり示唆を与えたりしている。

第1に、「ライフヒストリー法」は、歴史研究や社会学等の社会科学領域では既に市民権を得ている研究方法であるものの、社会福祉分野においては未だ研究実績が乏しい方法であるが、その方法による分析が社会福祉研究においても可能なことを十分に明らかにすることができている。

第2に、調査対象者の日本への定着経緯や、在日コリアンの形成過程を実証しており、大阪と済州島の地域的、人的交流関係を実証研究によって明らかにしている。

第3に、調査対象者も含めて植民地出身者である1世の「在日コリアン高齢者」は、歴史的・社会的・法的・制度的差別と排除を経験して生活している「社会的・経済的・心理的困窮者」であり、より適切な福祉サービスの援助を必要としている状況を鮮明にしている。

第4に、5人の「ライフヒストリー」の分析によって、新たな概念を含む次の3点を提示している。

- ① 日本への定着経緯や在日コリアンの形成過程の分析から、新たな概念として、「家系結合型」等の在日に至る五つの「目的別類型」を考案し提示している。
- ② 「経験的事実」と「直面的事実」による分析によって、調査対象者の生活実態から、その根底に存在するものを、新たな概念である「原礎的貧困」という用語で提案している。そして、「在日コリアン高齢者」の生活困難の要因や背景には、「原礎的貧困」に加え日本の社会保障制度における「法的差別」や、「社会的排除」があることを再確認している。
- ③ 植民地出身者である1世の「在日コリアン高齢者」は、識字能力を身に付ける教育を受けることが乏しかったことを調査対象者の「ライフヒストリー」から明らかにするとともに、情報入手手段が不足していることによって、福祉サービスや介護制度の情報が適切に伝わっていないことを明らかにしている。そのうえで、「情報伝達体系」の課題を解決する必要と、福祉サービス等の利用手続きに対する助力が必要であることを強調している。

第5に、「在日コリアン高齢者」をはじめ「外国籍住民」への介護の課題（コミュニケーション等）の緩和・支援策として、地域行政（区役所等）の主導で民間奉仕団体等から適任者を選任し、「情報伝達役」や「相談支援（助力）活動」を任せるといったプログラム導入を提言している。

これらの5点の中には斬新なものがある一方で、既に従来から言われているものもある。しかし、従来から言われているものであっても、実証研究に基づいて示しているのは本論文が初めてである。

新たな知見を含むこれらは独創的な研究方法によって分析し導き出されたものであり、

高く評価できる。

審査委員会が審査のポイントとしている 8 点に関して、本論文には特に問題となるような点はないことを審査委員会では確認するとともに、研究目的としている 3 点についても達成されていると判断した。

これまでに述べてきたことからして、本論文は他の者ではなし得ない力作であると高く評価できる。しかし、課題はある。本論文で調査対象にした 5 人は全て女性であり、「済州島出身者」である「男性」の「在日コリアン高齢者」の生活実態が明らかになっていない点である。この課題を今後の研究で是非明らかにしてもらいたい。このことが明らかにされたならば、本研究が、より深味のある成果を生み出すことは間違いないといえる。今後の更なる研究に期待したい。

以上のことからして、本論文は、本論の構成と分析によって研究目的が達成されており、社会福祉研究としては独創的な方法論に基づく分析によってこれまでに明らかにされてこなかった「済州島出身」の「在日コリアン高齢者」の生活実態を解明しており、高く評価できる。その新たな知見は学会に少なからぬ影響を及ぼすとともに後学に大きな示唆を与えるものと考えられる。したがって、以上のことを総合的に判断したとき、審査委員会として、本論文の著者は博士（人間福祉学）の学位を授与されるに値するものと認める。

四天王寺大学審査学位論文

大阪における在日コリアン高齢者福祉に
関する研究

—『済州島出身高齢者』のライフヒストリー
調査をふまえて—

高 泰洙

博士学位論文目次

序章	1
第1章 人間福祉学の研究方法としてのライフヒストリー法	10
第1節 ライフヒストリー（Life History）法の概念と方法論	12
第2節 ライフヒストリー研究の歴史と現状	15
第3節 人間福祉学の研究・調査とライフヒストリー法の有用性	19
第4節 ライフヒストリー法の展望と可能性	22
第2章 在日「済州島出身高齢者」のライフヒストリーの形成過程と その背景 ―大阪を中心に―	30
第1節 「在日コリアン」に関する用語の概念整理	31
第2節 「在日コリアン」及び済州島人口の推移とその地理・歴史的素描	35
第3節 「済州島」に関する先行研究の動向	47
第4節 「在日済州島出身者」の流動性と定着	54
第3章 「在日済州島出身高齢者」のライフヒストリーからの福祉学的 整理・考察	66
第1節 [T] さんのライフヒストリーとトランスクリプションの考察 ...	68
第2節 [P] さんのライフヒストリーとトランスクリプションの考察 ...	82
第3節 [K] さんのライフヒストリーとトランスクリプションの考察 ...	97
第4節 [B] さんのライフヒストリーとトランスクリプションの考察	116
第5節 [A] さんのライフヒストリーとトランスクリプションの考察	137
第4章 調査結果の分析と考察	161
第1節 調査結果の概要	161
第2節 対象者の渡航と定着・形成要因に関する分析	163
第3節 概念的カテゴリーの枠組みによる福祉的課題の分析	168
第4節 福祉サービス利用状況の検討・分析	175
結びにかえて	180
主要参考文献と資料	182

序章

1. 研究の動機と背景

1) 研究の動機

日本の高齢者福祉制度の領域における先駆的な経験と発達は、急速に高齢化している韓国等の東アジアのモデルとして大きな影響を与えている。日韓の比較福祉国家研究や政策決定にも確かな影響を及ぼすに違いないだろう。

かつて修士論文を作成するに当たり、大阪市生野区の「通所介護施設の利用者実態調査」を行った際に、在日コリアン高齢者の利用者数が予想より少なく、生活習慣、食事、言語・識字問題などから介護サービスの利用においても適切・充分とはいえない不満の声をも耳にして、異文化の軋轢や葛藤を強く感じた。

私の個人的葛藤から、その不満の声を解消することまでにはいたらなくても、少しでも解消しようとして、自寺の2階の空間を活かし毎週土曜日の食事会（ふれあいサロン）を本学の博士前期課程修了に合わせ2009年に開設して現在も続けている。

参加者は、平均 10 名以上の「済州島出身高齢者」で、言語は大半が済州島の方言を自由に話され、済州島の独特な郷土食でもてなし、一緒に料理を作ることもある。顔合わせで安否確認し、昔話やお互いの辛苦と体調管理の会話を楽しんでいる。

そこで、日本の社会福祉における在日コリアン高齢者の位置づけを探るために、当事者である周辺の在日コリアン高齢者と向き合い、いつから、なぜ日本に定着し、どのような暮らしを過ごしてきたか、今の老年期の生活状況はどうなっているのか、という個々人の人生の経験と生涯の過程を真剣に聴き取り、高齢期において福祉サービスを利用できない（しない、しにくい）理由の存在の有無、あるとしたら何処にあるのかなど諸要因を明らかにすることが喫緊の課題であると考えようになった。

最近の用語の「異文化介護」「多文化共生」に相応した適切で公平な介護や医療などのサービス利用を高めるために、「福祉学の専攻者として役に立つ何かをしたい」というのが研究の動機である。

2) 研究の背景

21世紀の日本の社会は未曾有の少子化、超高齢化、人口減少社会に転じている。半面、グローバル社会化の進展による10年前2004年の675万人から2014（平成26）年現在、外国人入国者数が年間約1415万人に達し、210%の増加率を現している。外国人登録者の総数はこの10年間で27%も増加し、2014年現在、約212万人になっている。いわば、既に多民族・多文化社会になっている。

このグローバル社会・多文化社会への進展に伴い、日本の社会福祉制度・政策においてもそのニーズは多様化・複雑化していると同時に、多文化共生社会に対するとりわけ社会保障制度・政策の整備をいっそう必要としている。

しかしながら、これまでの日本は、これらの問題に関わる政策は「出入国管理政策」の一貫で捉え、法的地位、人権、生活環境・生活支援などが勘案された制度・政策づくり及び推進には未熟のままである。

国内的には人権の問題、言語の問題、医療の問題、教育の問題、地域のコミュニティにおける相互理解の問題、参政権の問題、高齢者福祉・社会保障の問題など、外国籍住民を取り巻く様々な問題が山積している。

最近、福祉の研究分野においても「異文化介護」、「多文化共生」などと関連した研究への関心は高まっている。日本で生活する外国籍住民に対する社会保障体制づくりの必要性を感じてはいるが、管見の限りでは具体的な方案・対策に関する研究の発展・提案がほとんど見当たらない。

在日コリアンの高齢者の無年金者が3万人といわれている。その人たちが住んでいる大阪市では7割以上の「在日コリアン高齢者」が制度的な無年金という状況にある。

在日コリアン高齢者の問題は、その複雑な歴史的背景から在日コリアンのみの問題ではなく、日本社会の問題として認識する必要がある。なぜなら、今後、多文化・多民族化の流れは日本の社会を大きく変容させていき、それは共生社会の形成と地域の国際化に最重要緊急課題であるからである。

課題検討の基本観点を「いま＝ここ」の「地域の生活者」である外国籍住民の「在日コリアン高齢者」の「社会的バリエラビリティ」状況に充て、それに対してミクロ的にアプローチし、理論的対応策を提案する必要がある。

2. 研究目的

人間福祉学の研究者として、高齢者の個々人の生きてきた生活歴、社会・文化的背景を踏まえ、個々人のその経験的事実と直面的事実から生活ニーズの発見によって適切なケアが成立する条件について検討するとともに、高齢者の介護問題における生活の習慣・文化を尊重したケアのあり方を検討する責務があると考えている。

多民族・多文化社会のいっそうの進展に伴い、「地域の生活者」である「在日コリアン高齢者」の生活問題や介護ニーズの多様化・複雑化・深刻化に対応できる支援・緩和に関する基礎理論を構築する必要がある。

本研究は、日本でコリアンが最も集住する地域的特性をもつ大阪市生野区の周辺で生活基盤をもち暮らしている「在日コリアン高齢者」の生活場面の深い理解と当事者にかかわる課題を探究することにある。具体的には主に地域的な範囲を大阪と済州島に焦点を絞り、研究対象者から得られた「ライフヒストリー」を基本的データから個人史と社会史の連動関係を把握することで、地域の多文化共生社会の形成の推進に寄与することである。そして、本研究の目的は以下の3点にある。

第1に、定着経緯や形成過程の実証をすることであり、その社会的、近・現代史的な背景を先行研究文献などに照らし合わせ、在日「済州島出身高齢者」の過去と現在の生活状況を深く検証することにある。

第2には、その検証から在日コリアン高齢者を含む外国籍の住民が日本の社会福祉制度とサービスの利用に関連し現存する問題の所在や要因を探索し明らかにすることである。

第3には、地域の国際化と多文化時代における、多様な生活ニーズに適切な援助、解決、緩和、軽減などについて提言することである。

「在日コリアン高齢者」の生活ニーズの発見のために、従来の社会の外的条件（制度・政策・行政・資源などの調整や拡大）から、高齢者の個々人の内的条件（生活歴、文化的背景、個人の価値など）に視点をおき、人間福祉学的な学際的理論の生成・構築を試みることで、「課題解決型実践的研究」と「根拠にもとづく実践的研究」に貢献できる博士論文の作成を試みる。

3. 研究の意義

1) グローバル社会、共生社会と人間福祉学

グローバル社会、多民族・多文化共生社会における在日コリアン高齢者に対する社会福祉の役割を「ライフコース論¹⁾」の観点から分析、研究発表を通して現状と課題や問題を広く認識させ、社会福祉制度・施策につなげ、最終的には「地域特性」に対応可能な適切なサービスの実践プログラムを提示することで社会福祉の発展と異文化理解の促進に貢献できる。

いわば、急進する国際化の日本の社会統合に関わる「多文化共生社会」の推進に基層的な理論研究につながると考えている。

また、日韓の近・現代史を再理解・確認のうえ、友好的な未来志向関係を構築するためには何が必要で、どうすべきかを社会福祉の観点から発見し、日韓の「架け橋」と東アジア地域研究や学際研究に「橋渡し」の役割を担える意義がある。

2) 研究の学際的意義

高齢者福祉を更に充実させるための研究基盤理念として、社会の側の外的条件（制度・政策・行政・資源など調整や拡大）を活用した支援・援助・実践などを社会科学の立場（社会福祉学）と、人間の側の内的条件や課題を高齢者の生活上の環境、人格形成の文化などの視点と個人的価値や共生の思想を志向する人間行動科学などを統合する立場（人間福祉学：個人々々の生涯に及ぶ福祉における人間形成の学）から、両面の共通課題を明確にすることができる。高齢者の個々人の「生活と権利」に関する教育や研究は重要なテーマであり、他のヒューマンサービスの実践・研究者と論議することに貢献できるのではないかと認識している。

そして、本研究は、在日コリアン社会において社会福祉に関わる理論と歴史的事実から「在日生活史」の研究の基礎資料として提供することに貢献できる意義がある。

4. 先行研究

本研究のテーマと関連の深い先行研究や文献を様々な方面から見つけ出して精読し、各種のデータと有効性が高い資料を集め、検討と引用・活用を

行っている。十分とはいえないが大きく参考となっている。

ライフヒストリー法を採用したことに関しては、その意義を永野武の言葉を借りると「生活史研究は、質的調査研究の歴史の中でも今日の質的調査研究においても、重要な位置を占めている。……生活史研究の成果は、社会調査方法論全般にわたる議論を呼び起こし、質的側面に着目することの重要性を認識させるのに貢献してきたといえる²⁾」と述べている。

また、亀崎美沙子はこの「ライフ・ヒストリー法」は、「社会学の領域で発展し、心理学、教育学、人類学、歴史学などの様々な学問領域で広く用いられるようになっている³⁾」と指摘している。このことから、隣接領域からの応用実践科学、人間行動科学をも含んだ総合科学である「人間福祉学」においてもその有効性が見えてくると考えている。

周辺科学の研究領域の「ライフヒストリー研究文献目録」を見ると国内だけで400件以上の資料が載っている。

また、日本に紹介されている海外文献も200件余に上っている。

しかしながら、人間福祉（社会福祉）学の領域においては、最近の「日本社会福祉学会」の質的研究の動向⁴⁾によれば、2007～2011年の間にライフヒストリー分析と判断された研究としては2件の論文がカウントされており、管見の限りでもそれら以外には見当たらない。

社会学分野からのライフヒストリー研究・調査法による『老人福祉とライフ・ヒストリー』（中野卓・小平朱美著、1981年）があり、福祉関連の質的分析の元祖といわれている。在日コリアンの問題は、社会科学分野の研究において民族・人権・差別の対象として数多い論文が出されている。

「在日コリアン」の関連研究の基礎資料を発掘するために、『朝鮮史研究入門』という文献が大いに参考になる。そこには、古代・近代・現代史といった朝鮮歴史学の研究のみならず政治・経済・社会・教育・文化人類学などの膨大な研究の蓄積、「在日」と関連した研究の動向や方法論と評価まで、幅広い研究情報と文献一覧・関係年表を付け加えている。在日関連研究には欠かせない総合的な参考書として活用が可能であろう。近代朝鮮の社会福祉史に関する研究としては、愼英弘の『近代朝鮮社会事業史研究—京城における方面委員制度の歴史的展開—』（緑蔭書房、1984年）が最初のものである。

在日のライフヒストリーと関連した文献としては、小熊英二・姜尚中編『在日一世の記憶』（集英社新書、2008年）と「解放直後・在日済州島出身者の生活史調査」（『大阪産業大学論集』、人文科学編、2000年）の二つの文献を見つけ出すことができた。

しかし、福祉研究の分野においては「異文化介護」、「多文化共生」、などと関連した研究への関心は高まってはいるが、その内容は、在日高齢者の特有の困難な状況を単純かつマクロ的に取り上げている程度である。管見の限りであるが、私のテーマと関連の深い研究・文献を見つけることはできなかった。

本稿は、在日「済州島出身高齢者」の個人の生活世界を聴き取る「ライフヒストリー調査」から得られるデータの記録を通じて、その生活史の形成過程と背景を具体的に明らかにし、福祉学的な用語である概念的カテゴリーによる分析・考察を行っており、このような視点からの先行研究はほとんどなく、おそらく今までにない最初の研究論文になるといえる。

5. 研究方法と対象

社会科学領域で市民権を得ている社会調査方法の中から「ライフヒストリー法」を採用し、研究目的達成のための研究方法としている。

その理由は、多様な研究方法のうちの一つである質的研究の「方法と手続き」として研究対象（在日コリアン高齢者・マイノリティー）の特性に適合性が非常に高いと判断したからである。

また、今までの一般的な社会福祉調査方法から、もう一つの斬新な方法であり、独創性・有効性のある調査方法を試みるという挑戦的意識から「ライフヒストリー法」を研究方法として採用することにした。

端的にいうならば、生きた人間を真に理解しようとするれば、どうしても直接「会って、話し合い、観て、聴いて、知る」という方法が一番有効だと考えているからである。

私は、人間福祉学においては、社会の外的条件である制度・政策・行政・資源などの調整や拡大に関する研究パラダイムから、高齢者（在日を含む）の個々の人生きてきた生活史や文化的背景、個々人の価値などの内的条件に

比重をおくことに視点を变える必要があると考えている。

したがって、高齢者福祉と適切なケア課題を明白にする一つの研究方法として、福祉の対象、利用主体者である高齢者のうち、その調査の対象者を大阪市生野区周辺で生活している80歳程度の「在日済州島出身」高齢者に焦点を当てた。

調査の対象者を選定したその理由は、多文化共生社会の一員で、外国籍マイノリティーの当事者でもあり、大阪地域の「在日」の定着、形成に関わった余生の短い生存的証人であるからである。

この研究・調査の地域や研究対象者（Informant）をめぐるデータの収集方法と手続きの全工程は「ライフヒストリー」調査方法に基本的な枠組みをおいている。

1) 調査実施の計画と手続き

(1) 調査実施期間：2011年1月から2015年1月（4年余り）までとし、個別のインタビュー所要時間は対象者が協力可能な限りとした。

(2) 調査の場所：大阪市生野区の周辺で居住している「在日済州島出身高齢者」の自宅及び指定された落ち着いた場所、調査者の自寺。

(3) 調査対象者：平均年齢85歳以上の済州島出身高齢者5人。

(4) 調査方法と流れ：対面式インタビュー調査、ビデオとテープレコーダーによる録画・録音により記録をとる。

(5) 実施前の手続き：インタビュー調査への協力のお願ひ書（研究目的、調査方法、協力の任意性、個人情報の保護など）を口頭または書面で伝え、同意書を得た。

6. 調査の倫理的な配慮

1) 資料の管理：インタビューは、ビデオとテープレコーダーに録画・録音した後、文字化作業を行う。調査で得られた資料は、調査者が責任をもって厳重に管理し、公開においても匿名化などで個人が特定できないように注意する。調査への協力の同意は本人の自由な意思によるものであり、不利益になるようなことはしない。

2) 個人情報の保護：インタビューで得られた個人情報は私と私が指導を

受けている教員以外に共有されることはない。学会や学術雑誌における研究結果の公表においては個人情報の守秘に細心の注意を払い、対象者の名前や身元など個人が特定できないように努める。

3) 倫理委員会の承認：本研究は本学の大学倫理委員会の承認を得て、許可された研究計画に従って実施した。

7. 論文の構成

本稿の構成は次の通りである。

第1章では、多様な質的研究の「方法と手続き」から、本研究において採用している「ライフヒストリー法」に関する基本的な概念と方法論、研究の動向や歴史などを検討し、採用した理由と人間福祉学の研究のもう一つの方法としての「ライフヒストリー法」の有用性を考察するとともに展望、可能性を明らかにする。

第2章では、本研究の研究対象の地域と調査対象者である「在日済州島出身高齢者」に関わる用語の概念整理を行い、大阪と済州島との地域的連関性と人口の推移やその歴史的背景を素描し、関連先行研究の考察を含め、流動性と定着過程を明らかにする。

第3章では、本研究の調査で選定した5人の対象者に関わるインタビュー過程や調査方法を踏まえ、調査から得られたデータの全体から必要な部分を採り上げ、個々人の「ライフヒストリー」のトランスクリプション内容と、近代の社会福祉においてその根幹としている「ベヴァリッジ報告」の五つの巨人①貧困②病気③無知④不潔⑤失業を基本的分析カテゴリーに対象者の特性を勘案した⑥国籍というカテゴリーを加えた六つの概念的カテゴリーによって、5人の調査対象者が語ったそれぞれの人生の体験と克服過程や現状を踏まえて考察を行い、歴史的事実、先行研究や実証資料などを踏まえ分析し、その客観的背景や事実と現状を明らかにする。

第4章では、調査過程の概要を踏まえた上、更に調査結果に対する深い分析を行い、対象者たちの渡航・定着・形成の要因を理論的に明らかにする。

さらに、福祉的概念カテゴリーの枠組みによる対象者たちの経験的・直面的事実を検討し、福祉に関わる課題を明らかにする。

そこから、現状と将来の福祉ニーズを検討し課題の所在を明らかにする。
最後には、その課題の緩和や支援方法を考案するとともに、人間福祉学の研究者（対象者の代弁者）の立場からの提案を行う。

結びでは、本研究の限界性、反省点と今後における課題を示す。

注

- 1) ライフコース論研究については、「歴史的背景や社会的背景とのかかわりで、人間の生活を捉えようとする。そして、その焦点は、個人の心身発達ではなく、役割の移行の過程におかれる。個人が会う出来事、社会の年齢規範に従って、個人は生活してゆく。そうした個人が担う役割の取得、変容、放棄といった過程を歴史的・社会的文脈とのかかわりで捉えようとするのである」と述べている。南育広「ライフサイクル論とライフコース論」『甲子園短大紀要』No.8、1998年、27頁。
- 2) 大谷信介・木下栄二・後藤憲章・小松洋・永野武編著『社会調査へのアプローチ—倫理と方法—』ミネルヴァ書房、2002年、196頁。
- 3) 亀崎美沙子「ライフヒストリーとライフストーリーの相違」『東京家政大学博物館紀要』第15集、東京家政大学、2010年、11頁。
- 4) 志村健一「質的研究の動向と課題」『社会福祉学』Vol.53－3号、（通巻103号）、一般社団法人 日本社会福祉学会、2012年11月、82頁。

第1章 人間福祉学の研究方法としてのライフヒストリー法

はじめに

周知のように、21世紀の日本の社会は未曾有の少子化・超高齢化がいつそう進行し、その一方で人口減少社会に転じている。

しかし、グローバル化により外国人登録者数は最近10年間で倍増し、2014年現在、約212万人になっている。まぎれもなく日本は多民族・多文化共生社会である。当然ながら、日本の社会保障政策・制度においても、そのニーズの多様化・複雑化に対応できる論議がいつそう必要であろう。

その中でも私は、高齢者福祉を更に達成するための研究基盤理念として、社会の側の外的条件（制度・政策・行政・資源など調整や拡大）を活用した支援・援助・実践などを、社会科学の立場（社会福祉学）と、人間の側の内的条件や課題を高齢者の生活上の環境、人格形成の文化などの視点と個人的価値や共生の思想を志向する人間行動科学などを統合する立場（人間福祉学）から、両面の共通課題である高齢者の「生活と権利」に関する教育や研究は重要なテーマであり、召命ではないかと認識している。

そこで、今日まで放置され続けている在日外国人高齢者の無年金問題と介護サービスの利用状況から、個々人の生活問題と利用者の権利問題などに関わる福祉ニーズを発見することと、「課題解決型実践的研究」に貢献するために、博士論文のテーマを「大阪における在日コリアン高齢者福祉に関する研究」と設定している。

具体的に、「ここに＝いま」地域で生活している在日コリアン高齢者は、どうしてここに来て、どのような生を生きて（経験的事実からの仮説の生成）、生活上の苦しみや悩みはどこにあるのか、また何が必要で、どうしてほしいのか（直面的事実からの生活ニーズ）などの現状を把握し、その背景、経緯、原因を整理し、実態を明らかにし、個別的援助の視点から、その困難の軽減、緩和、援助方法は何かを提示するいわゆる「根拠にもとづく実践（EBP:evidence-based practice）」研究を試みることにしている。

研究課題の遂行に有効な資料を得るため、「在日済州島出身高齢者のライフヒストリー調査」を行っている。調査の具体的なプロセス及び調査結果と

しては、現に 5 人分の録取を中心にそのトランスクリプションの考察を行っている。

本稿では、多様な研究方法のうちの一つとしての質的研究の「方法と手続き¹⁾」から研究対象（在日コリアン高齢者、マイノリティー、異文化理解）の特性に照らし、または、今までの一般的な社会福祉調査方法から、もう一つの独創性・有効性のある調査方法を試みるために「ライフヒストリー法」を研究方法として採用することにした。

その意義は「生活史研究は、質的調査研究の歴史の中でも今日の質的調査研究においても、重要な位置を占めている。……生活史研究の成果は、社会調査方法論全般にわたる議論を呼び起こし、質的側面に着目することの重要性を認識させるのに貢献してきたといえる²⁾」ことにある。

また、序章でも述べたように、亀崎美沙子はこの「ライフ・ヒストリー法」は、「社会学の領域で発展し、心理学、教育学、人類学、歴史学などの様々な学問領域で広く用いられるようになった³⁾」と述べている。このことから、隣接領域からの応用実践科学、人間行動科学をも含んだ総合科学である「人間福祉学」においても有効性が見えてくると考えている。

例えば、序章でも述べたように、「ライフヒストリー研究文献目録⁴⁾」をみると国内だけで 400 件以上が載っている。また、日本に紹介されている海外文献も 200 件余に上っている。

しかしながら、人間福祉学の領域においては、ライフヒストリー研究・調査法による分析は、管見の限りでは皆無である。社会学の領域でも比較的に高齢者福祉の関連性が深いのは僅かに二つだけであった。そのうち私の関心を引くようになったものが日本の生活史研究の創始者である中野卓と、学部でその指導を受けた小平朱美の共著『老人福祉とライフ・ヒストリー⁵⁾』である。

研究の方法としてこの「ライフヒストリー法」を採用した大きな理由には①マイノリティー（在日）を調査対象にするにはランダム（無作為抽出の設定）が困難である、②ニーズの発見において全面的な背景の把握が困難である、③研究対象地域である大阪市生野区には済州島出身者が多く、済州島の方言が一般的なインタビュアーには理解し難いが私は済州島出身であること

から、その方言の理解が可能である。また、調査研究のラポールの成立と倫理的問題の親和性などからも自らの研究目的と課題を遂行するに当たって、この方法は適合性が高いからである。

本章の構成は以下のとおりである。

第1節では、「ライフヒストリー法」の概念定義を整理し、方法論と研究哲学の検討を行う。

第2節では、「ライフヒストリー法」の研究動向としてその歴史と現状を明らかにする。

第3節では、人間福祉の研究・調査とライフヒストリー法の有用性を考察する。

第4節では、「ライフヒストリー法」の展望と可能性を分析する。

第1節 ライフヒストリー（Life History）法の概念と方法論

1. 用語・表記法から

社会学においては「ライフ・ヒストリー」と「ライフヒストリー」の二つの表記がある。二つの区別は明確にはされていないといえよう。この点について、2000年までは、「ライフ・ヒストリー」の表記が通用してきたと推測している。それと関連して、谷富夫は、1996年の初版『ライフ・ヒストリーを学ぶ人のために』では次のように言及している。

「ライフ・ヒストリーの日本語訳は文字通り『生活史』である。本書でも多くの章がこちらを用いている。……歴史学や民俗学などの分野では、これが、ある地域や社会層の人びとが生活の中で古くから用いてきた衣食住、用具、無形文化などの歴史という、『地域史』や『社会史』と同意で使われることがあり、それとの混同を避けるためである。したがって、本書の各章で『生活史』という場合、それは主として英語の『ライフヒストリー』と同意であることをあらかじめお断りしておきたい⁶⁾」と述べているとともに、

「旧版では『新社会学辞典』（有斐閣、1993年）などに準拠して『ライフ・ヒストリー』と、中黒（・）を付ける表記法を採用したのであった。しかし、今では社会学会内外で『ライフヒストリー』がほぼ定着した観があるので、

この機会に中黒を取ることにした⁷⁾」と理解を求めている。

また、日本の生活史研究の先駆者である中野卓ほか著『老人福祉とライフ・ヒストリー』（未来社、1981年）と、中野卓著作集『生活史シリーズ第1巻』（東信堂、2003年）でも、中黒（・）を付けているが、中野卓・桜井厚編『ライフヒストリーの社会学』（弘文堂、2000年）には中黒がついていない。それに、江頭説子は、「日本オーラル・ヒストリー学会の設立趣旨（2003年、会長、桜井厚）でもライフ・ヒストリーと表記していることから、引用以外ではライフ・ヒストリーの表記で統一することにする⁸⁾」と述べている。

このように、同じ概念に複数の用語や表記法が存在することは決して望ましいことではないが、私はその現象をそのまま受容し、社会学会内外の定着状況から「ライフヒストリー」の表記を使うようにする。

次項では日本の中心的研究者の概念定義や方法論、その後は研究哲学を分析する。

2. 概念の定義と方法論・研究哲学

「ライフヒストリー法」の基本的な研究姿勢は「個人・生活・口述」という三つの論点を重視し、相互作用主義の立場から人々が語った内容にもとづいて、個人の生きる「意味の探求」と「事実の探求」を現実的に再構成し記述することによって、現在の社会事象にアプローチするものだと考えている。この考えを確認するために、日本のライフヒストリー法の先行・中心的研究者のうち専攻（関心）分野が異なる4人の概念と方法論、研究哲学を分析する。

1) 中野卓（生活史研究の創始者、歴史社会学者、1979年～1982年まで社会学会会長、千葉大学・中京大学名誉教授）

ライフ・ヒストリー（生活史、個人史）は、「本人が主体的に捉えた自己の人生の歴史を、調査者の協力のもとに、本人が口述あるいは記述した作品である⁹⁾」としながら、方法論としては「個人史の場合、本人が自己の現実の人生を想起し述べているライフ・ストーリーに、本人の内面から見た現実の主体的把握を重視しつつ、研究者が近現代の社会史と照合し位置付け、註

記を添え、ライフ・ヒストリーに仕上げる¹⁰⁾」とし、「双方とも現在の視点を重視」することを強調することから《間主観的理解主義＝解釈的客観主義》である。

2) 桜井厚（社会問題の社会学者、ライフストーリーの第一人者とされている）

ライフヒストリーは、調査の対象である語り手に照準を定め、その語りを調査者が様々な補助データを補ったり、時系列に順序を入れ替えるなどの編集を経て再構成される。方法論として、ナラティブ（Narrative；物語の内容の重点）分析、つまり、「調査者と被調査者の社会関係」や「インタビューの相互行為のあり方」に着目するところにその特徴がある¹¹⁾。《対話的構築主義》か《社会構築主義の立場》である。

3) 谷富夫（民族・都市社会学者、1992～2011年まで大阪市立大学大学院文学研究科長）

「ライフヒストリー（Life History）」の意味は多義的である。ここでは個人の一生の記録、あるいは個人の生活の過去から現在にいたる記録という意味で用いようとしている。具体的にはオーラル・ヒストリー（口述史）、自伝、伝記、日記、自分史などがある。

方法論としては、『一つの事例から策出された、仮説を他の事例と突き合わせ、強化、修正、棄却、あらたな発見などを繰り返しながら、より信憑性の高い仮説に仕上げていく¹²⁾』ことから《実証主義》の立場に近いが実証主義と解釈的客観主義の統合を志向している。

4) 山田浩之（教育社会学者）

「ライフ・ヒストリーとは、ある特定の個人によって語られた、あるいは書かれた資料、すなわちインタビューや自伝、日記などに焦点を当て、それらに対する多角的な検討を行うことにより個人の経験や生涯を再構成しようとする手法である。このような過程によって個人の体験をリアルに再現し、これまでの経験的手法や参与観察では描けなかった個人と社会とのダイナミックな関係を浮き彫りにするのが、この手法の特色である¹³⁾」としている。

また、この手法によって得られたデータについて、その背後にあると想定される客観的な社会構造や歴史的事実と照らして真偽をチェックしたりする

必要はないとしており、《社会構築主義の立場》である。

このように、ライフヒストリー法のその概念や方法論的な定義は、先行研究者のそれぞれの立場によって様々で、複雑多様であるが、実は、手法的にはほぼ同論である。

この多様な現象を社会学領域においては「研究の意義、問題とする領域、分析方法、聞き手と語り手の関係性の捉え方等について異なった考えをもっているからである¹⁴⁾」としても、ライフヒストリー研究は、人間福祉学・社会福祉学研究の領域においては、その固有の視点から問題や課題の解決科学・実践科学であり、つまり要支援者・対象者の個々人の生活支援ニーズ、地域社会の問題、既存枠組みで捉えない他者（在日、異文化）の理解や把握をするなどの研究目的が確かである限りでは、異論をはさむ余地はまったくないと考えている。

ただ、前述した複数の代表的なアプローチ法（研究哲学）の中から、私の研究テーマと照合し、中野の《間主観的理解主義＝解釈的客観主義》と谷の《実証主義》を統合することを志向する立場に立つことにしている。

次には、このライフヒストリー法の理解を深めていくために、その歴史と現状を概観してみる。

第2節 ライフヒストリー研究の歴史と現状

ライフヒストリー研究は、人類学分野ではすでに方法論として一定の地歩を固めているし、社会学の領域においても、戦後の低迷期を経て1970年代後半になって改めて光があてられるようになった。その市民権を得るまでの流れを見るための最も詳しい年表は、先行研究者である江頭が作成した『オーラル・ヒストリーの歴史の国際比較表』と『日本におけるオーラル・ヒストリーの歴史表¹⁵⁾』である。その江頭の言説と日本の生活史研究の創始者である中野卓の研究史を中心に辿ってみることにしよう。

1. ライフヒストリーの源流と理論枠組み（1920～1940年まで）

ライフヒストリー研究は、1920年代後半、アメリカのシカゴ学派の生活史

研究がその源流とされている。

その代表的な作品として、トーマス&ズナニエツキの『ヨーロッパとアメリカにおけるポーランド系小農民（W. I. Thomas and R. B. F. Znaniecki, The Polish Peasant in Europe and America, 1918-1920）』で、ポーランドからアメリカに移住して定着した小農民ウランディックの自分史が、ポーランドの出身地とアメリカの移住先との間に取り交わされた手紙と共に資料として人間の社会心理を研究し、理論化しようとしたものである。その総ページ数は2250頁に及ぶ大部書で、ヨーロッパ社会学からのアメリカ社会学の独立宣言を象徴する記念碑的作品として社会学の中に位置付けられているものである。

これ以外でも、1923年アンダーソンの『ホーボー』や、文化人類学での古典とされている1926年のポール・ラディンの『インディアンの自伝—北米ウィネバゴ族の生活と文化—』と1930年のショウの『ジャック・ローラー—ある非行少年自身の物語—』などが挙げられる。なかでも、ショウの『ジャック・ローラー—ある非行少年自身の物語—』は、ライフストーリーを非行少年の家族の中に、また社会的文脈に細心の注意をはらって位置付けることにより、非行は病的な性格の結果ではなく、社会的略奪に対する反応であることを強い説得力をもって示したものである。

このように、都市の貧困や逸脱の問題に対する関心のもとに、いわゆる、シカゴ学派が都市研究の一環としてライフヒストリーを頻繁に用いている。その時の研究は後にシンボリック相互作用論といわれる理論的な枠組みの伏線になったのである。

2. 20年の空白と「パラダイム戦争」（1940～1960年まで）

1940年代になると、社会学では実証主義の傾向が強まり、より科学的で数量的な分析、抽象的な理論化が求められるようになり、統計調査法のような量的研究や構造機能主義がより学問的な理論として主流になって、質的研究や生活史研究は長い空白期を迎えるようになった。

1950年代の後半になって、C・W・ミルズによる『社会学的想像力』の中で「一人の人間の生活と、一つの社会の歴史とは、両者をともに理解するこ

となしには、そのどちらの一つをも理解することができない¹⁶⁾」と主張し、量的研究に対して質的研究に基礎を置く必要性を説いたのが1959年である。

1960年代から、社会学領域の調査方法論の意味において、統計調査を主にしてきた量的研究法の優位性が疑問視されると同時に、質的研究法に対する関心が高まっていった。研究者の間には量的な方法と質的な方法の二つの方法をめぐって、20年の長い論争を続けるようになった。それは時には「パラダイム戦争」として描かれている。

3. ライフヒストリー研究の再注目と日本の生活史研究の胎動（1960～1980年まで）

1) 「貧困の文化」の提示者ルイズと「ライフヒストリーのリバイバル」のベルトー

ライフヒストリー研究が再び注目されるようになったきっかけは、1961年にその研究の具体的な成果を発表した「複合的な自分史」とも言えるアメリカの人類学者オスカー・ルイズ（Oscar, Lewis）の『シャンチェスの子どもたち—メキシコの一家族の自伝—』と、フランスの社会学者で実証主義的な研究法からライフヒストリー方法に転換し、精力的にライフヒストリー研究を進めたダニエル・ベルトー（Bertaux, Daniel、1939年生まれ、フランス社会学会会長）によってもたらされた。社会学をより客観的に、より科学的に考えようとし、そして1978年の国際社会学会（スウェーデン）の枠のなかで、アドホック・グループによるライフヒストリー法のセッションを設けたのである。（15ヶ国の研究者によって20の論文が発表された）その時に成功をおさめた結果、「『ライフ・ヒストリー法リバイバル』が顕在化¹⁷⁾」している。

2) 日本の生活史研究の創始・先駆者である中野卓

こうした国際的な動きとは別に、その1年前の1977年に、日本の社会学の領域においては、社会学者である中野卓が独自に『口術の生活史—或る女の愛と呪いの日本近代—』（お茶の水書房、1977年）を出版した。この本は日本の生活史研究の金字塔というべき作品である。翌1978年には「生活史研究会」も発足している。

その後、見田宗介の質的研究の論文「まなざしの地獄—現代社会の実存構

造一」（『現代社会の社会意識』弘文堂、1979年）などが国内文献としてあげられる。その方法論的視角は生活史データの分析・解釈における主要な方向性を示している。このことは別の機会に稿を改めて検討をする。

4. ライフヒストリー研究の現状（1980年以降）

国際的にはベルトーを中心とした国際社会学のリサーチ・コミュニティ「伝記と社会」が1981年に設立された。その後も社会学の領域において量的研究や構造機能主義が主流となり、質的研究への関心が低くなっていたのであるが、質的研究に携わる研究者は事例の積み重ねを綿々に行っていた。

中野卓も多くの生活史研究を行い、1980年代にも発表し続けている。事例研究の積み重ねは1990年代以降のライフヒストリー理論化につながり、日本でのその成果として代表的なものが1995年の中野卓・桜井厚編『ライフヒストリーの社会学』（弘文堂）と、1996年の谷富夫編『ライフ・ヒストリーを学ぶ人のために』（初版）など教科書的なものが刊行されるようになった。

本章の「はじめに」で述べた1995年の文献目録をみると全てが1980年以後のものであり、国内文献が400（海外文献も200以上）件余りが載っている。その中には中野の研究文献45件が載っていることから、その研究成果は十分に評価できる。その目録には、私の研究テーマと関連性が高い文献として、1981年の中野卓・小平朱美著『老人福祉とライフ・ヒストリー』（未来社）があり、2000年に入ってそれらの研究をまとめたものが2003年に刊行された『中野卓著作集』（生活史シリーズ）である。

このような流れを辿って、この10年余りの間に優れた教科書や翻訳書がたくさん紹介されると同時に、ライフヒストリー法の仮説構築的な方法と解釈学的方法との議論が深まり、方法論上の認識の深化と現在的水準（市民権を得る）に到達したといえる。この状況をまとめてみると、三つのライフヒストリー法の研究哲学が存在することになる。それは①実証主義②解釈的客観主義③対話的構築主義である。

現在では、ライフヒストリー法の独自性と有効性を活用し、調査法を体系的に学ぶきっかけと社会学や社会調査を必要とする現場の実践にも提供できるようにまでなっている。

それでは人間福祉研究・調査に活用性を検討するためのメリットはどこにあり、より具体的仕組みはどうなっているかを検討しよう。

第3節 人間福祉学の研究・調査とライフヒストリー法の有用性

本章の「はじめに」で述べたように、福祉領域において社会の側の外的条件（制度・政策・資源など）の支援・実践を重視する社会福祉学と、人間の側の内的条件（個人の価値や共生の思想、生活歴、環境、文化）を含む人間福祉学の両面の共通課題である「生活と権利」を把握する研究・調査、いわゆるヒューマンサービス実践においては、何より「生活ニーズ」の把握に取り組むことが先決である。

「人間福祉学」が人間の内的な側面を重視し、ニーズの諸要因や背景の理解に焦点を当てるとするならば、それに役に立つ調査結果を得るためには、質的アプローチのほうが適合性は高いと考えている。

そのメリットと「ライフヒストリー法」の有効性を福祉と関係づけて整理してみる。

1. 質的アプローチの四つのメリット

まず、私の考えとしてのメリットを、次のようにまとめてみた。

1) 要援護者・利用者個人の主観的な意味づけを知ることができる。

クライアント個人がどのように思っているのか、具体的にどんなふうに感じ、考えているのか、その意識を知りたいときに威力を発揮する。当事者の視点で耳を傾けることからケースワーカーの個別援助技術と直結するのではないかと考えている。

2) クライアントの多面性を知ることができる。

介護施設や地域社会で生活しているクライアントの多面性、特定の面だけではなく全体的傾向をつかむことができる。医師の判断や身体障害者手帳などの手帳所持は条件に含まないクライアントを、福祉利用援助や権利擁護を行う福祉サービス利用援助事業につなげることができるだろう。

3) 地域の全体像を知ることができる。

特定の地域社会を調査対象にする場合はまずは地図が必要である。特定の面を限定して概観図を捉えようとするのは量的調査の方法であるが、現地の「物知り（町内会会長、福祉・民族団体関係者など）」に頼りながら地域の全体像を知るための方法である。地域福祉計画作成などに有力であろう。

4) 社会福祉事象のメカニズムを知ることができる。

量的調査でもその事象である全体の傾向をつかむことまでは可能だが、その傾向が「どうして」生じたのか「なぜ」とか「どのようにして」とかなどの説明をすることは困難である。しかし、質的調査では福祉事象を理論的に説明するためのメカニズムを知ることができる。福祉計画の修正や新たな制度立案に有効であろう。

以上のメリットから本研究において「ライフヒストリー法」を採用する経緯を簡略に述べる。

私は博士前期課程で大阪市生野区における通所介護利用者を対象に質問紙による実態調査を行った。その際「在日」高齢者の利用者から様々な不満の声を耳にした。だが、聞くだけで内容を公表することはできなかった。質問項目を限定した私自身の不勉強からであった。もっとサービス利用高齢者の声を聴いて深層的なアプローチをすることができないだろうかという悩みの末、質的調査の手法に着目し、その研究法のうち「ライフヒストリー法」に辿り着いた。「ライフヒストリー法」に関する文献検索から、次の10項目は私の研究に決め手になったのである。

2. ライフヒストリー法に関する共通理解の10項目

谷富夫編『新版ライフヒストリーを学ぶ人のために』（世界思想社、2008、はしがきⅣ～Ⅴ）から引用紹介しよう。

1) ライフヒストリー法は、個人の生活構造（生活世界といってもよい）に焦点をあてる。そして、人生の一時期、あるいは一生、さらには世代を超えた生きざまをも対象とし、そこで展開される生活構造の変遷や世代間の文化の継承・断絶などを長いタイム・スパンで探求する。

2) ライフヒストリー法は、異文化を対象とし、それを行為者の動機に遡って内面から理解しようとするときに有効である。

3) ライフヒストリーとは、個人と組織・制度・システムを一挙に視野にいれ、個人史と社会史、主観的世界と客観的世界、これらの連動関係を把握しようとする。

4) ライフヒストリー法は事象の個別性、固有性を重視すると同時に、個別を通して普遍にいたる道を志向する。個性記述の蓄積を通して類型構成へいたることができる。

5) 経験科学は事実に依拠して仮説の索出と検証を行うが、その「事実」には実証主義的な事実と解釈学的な事実がある。経験科学の一方法としてのライフヒストリー法は、これらの両方の事実を捉えることができる。また、ライフヒストリー法はとくに仮説索出のプロセスにおいて強みを発揮する。

6) ライフヒストリーなどの質的データと質問紙調査などの量的データとの相互補完関係によって、より豊かな研究成果を生み出すことができる。

7) ライフヒストリー調査の成否は、調査対象者とのラポール（信頼関係）にかかる部分が多い。

8) ライフヒストリー調査では、調査者と調査対象者との長時間にわたる双方向のコミュニケーションが行われるので、調査対象者が自らの語りで自らを癒したり（カタルシス）、自らの生の意味づけを再認識する（自己反省）ことができる。同時に、調査者自身の自省のきっかけともなりえる。

9) ライフヒストリー調査はマイノリティ・グループの声をすくい上げられる。

10) ライフヒストリー調査によって得られた結果の公表にあたっては、プライバシーが侵害されることのないよう、調査対象者を匿名・仮名で表すなど、倫理的観点からの慎重さが要求される。

しかしながら、ライフヒストリー法はそのメリットとプロセスがよいとしても、人間福祉学の研究・調査や社会調査法の選択において自由度がかなり高いが「万能包丁」とはいえない。また、量的アプローチにしる質的アプローチにしる、得られたデータから検証に値する指標（概念や変数）を理論的に的確に定義し提示するのが重要な目標である。

このことを私は、これから人間福祉学の研究において本研究の目的、方法、対象の明確さに応じて最も適切な方法を選べる柔軟性と自由性から、こ

の「ライフヒストリー法」を用いることで、人間福祉学の価値を高め、発展に貢献できると考えている。

また、周辺科学との学際的な交流から各領域におけるアプローチを学び、その有用性と課題を学ぶことも必要であると考えている。

さらに、得られたデータの記録、分析、解釈、記述、そして記録の公開性について明らかにする際には、データの信頼性と妥当性を高めるための不断の研究と工夫は、最も重要な課題であると認識している。

このように課題は多いが、この課題に取り組み、積み重ねることこそが今日の「人間福祉学」が志向している「課題解決型実践的研究」「EBP;根拠に基づいた実践」に近づくことになるだろうと考えている。

第4節 ライフヒストリー法の展望と可能性

「事実に基づく検証効果」とその信頼性・妥当性を高める「公共性」を確保するために、この節では「ライフヒストリー法」のプロセスを検討し、具体的な分析を行った後、展望と可能性を考察する。

1. ライフヒストリー法のプロセス

まずは、ライフヒストリー調査法の実施の流れを概略すると以下である。

1) 事前準備（対象者と日時確認、記録機器点検、協力依頼文、インタビューガイド作成など）

2) インタビュー開始直前（信頼関係、倫理問題の事前説明、承諾など）

3) インタビュー開始（記録）（バランスのとれた対話でもなく、気さくな会話でもなく、厳しい論戦でもないような心構えで、偏った・誘導的な質問を避けることなど）

4) インタビュー中の心構え（抑制）（自分自身の見解や経験を焦点にしない、自由に語れるように、また、時間管理をしながら）

5) インタビュー終了（撤収）（お礼を述べ、同意書、セッティング写真、場所の整理）

6) インタビュー終了後（再確認）（できるだけ早く内容を視聴し、内容

などを確認)

7) インタビューの後の作業 (文字化、逐語記録)

8) データ整理 (インタビュー内容を時系に沿って整理し、当人の解釈を検討する)

9) 分析段階→調査報告書作成段階の手順になる。

このプロセスの中身の理解を深めるために、その内容を理論的に考察すると、次項のようになる。

2. ライフヒストリー調査法の内容考察

1) フィールドワーク調査によく用いられる聞き取り (インタビュー) 手法と同じく、調査対象者 (Informant) から、その人物の個人や所属している集団・組織についての情報を得ることで、新事実の発見や、既存の文献や資料にはない知識や情報を入手することになる。

ライフヒストリー調査においても、対象者に対面し話を聴き、相手の視点に立って相手を理解しようとする。

そこで、対象者がそれまでに生きてきた人生や生活について自由に口述させ、それを調査者 (研究者) が時間をかけて聞き取ることになる。

ここでは徹底した記述が前提になる。そこから法則性の定立が可能であるならば、それに越したことはないが、必ずしもそれが目的ではない。

2) 社会学的研究の多くが社会構造を優位におく視点を強調しがちであるが、ライフヒストリー分析では、むしろ主体的行為者である個人の視点が重要視される。これは生活史あるいは個人史と呼ばれるように、いまを生きる人々がまさにその研究の対象になる。

そこで、ライフヒストリーとは、個人の生活の過去から現在にいたるまでの記録ということになる。ある個人の高齢者が聞き手である研究者と出会い、向き合い、自分の人生を語り、それをもとに調査者がその高齢者個人の人生を記述するという調査分析の方法である。

人間福祉学の場合、個人の行動や生活パターンを数量化したり分類することではなく、社会的行為者 (個人) の主体的見方を明らかにし、人間行動を理解した上、生活のニーズを発見する調査方法である。

3) インタビューは、出会いから始まって、極めてダイナミックな相互作用のプロセスである。当然、聞き手を前にして語り手が自らの人生経験などを語るものであるから、研究者の姿勢・態度が変われば、その語りも多く変化する可能性がある。したがって、互いのラポールの形成が大きな意味合いを持つことになる。

聞き取りの過程は、「研究者たる人間自身が対象者たる人間と対面して相互作用する対人関係である¹⁸⁾」ことから、人間を対象にする人間福祉学においても調査の基本である。そのあり方が有益な資料の収集に大きく直結しうる。

4) この対人関係と相互作用は、調査者が被調査者の語る内容（生活史）を、被調査者の解釈に沿って編集し、その語る人生の経験を文字化して記述し、構成し、客観的・歴史的事実を加え、物事や出来事についての何らかの説明や分析を遂行することである。

5) ライフヒストリー調査の実践にあたっては、まずインフォーマントの選定が先決であり、よいインフォーマントが見つければ、それでライフヒストリー調査の半分は成功であるともいえる。

面接を実施するには、被調査者がインタビューを受け、語りやすい、精神的に安心して、気楽に感じられる空間・場所を設定することが大切である。

インタビューを始めるにあたっては、まずはインタビューの目的の確認と録音・録画の許可を願い出る、慣れ親しんだ言葉で単純で直接的な質問から、語り手に対して「関心、共感、気遣い、暖かい受容¹⁹⁾」が望ましい。語りの自然の流れに動揺をみせることなく、語り手の感情的レベルに合わせ、語りの内容の理解や解析が資源となることに心構えが必要である。

インタビュー後は、協力に対し謝意を伝え、ダメージのケアや倫理的確認を求める。

6) 面接した録音・録画記録から、その人物の人生と生活の特徴となる言葉（キーワード）を見つけ出し、コーディング（分類・整理）していく。時系列などの工夫を加え、第三者が理解しやすいようにする。エピソードなどは、小さなまとまりにしていく。

小見出しをつけて整理していく。活字になった主観的な語りは、語り手に

としては、事実である。主客融合した対象者の現実を客体化してくれるものとして認識する。編集に際してもその旨を明記しておくことが大切である。その信憑性を高めるために歴史的事実を位置づけることも必要である。

3. ライフヒストリー法の展望と可能性

近年の社会学界においてライフヒストリー法がますます多用されている背景には、現代社会の異質化や生活世界の多元化のさらなる増大、深化の趨勢があることを否定できない。これをオーラル・ヒストリーの第一人者であるトンプソンの言葉を借りるならば、ライフヒストリーという新しいアプローチの発展は、「社会構造の分析がより民主的になる²⁰⁾」ことにつながる可能性が秘められている。

このようなライフヒストリー法の可能性は、「人間福祉学」の研究においてもその実践的応用性はきわめて高いと考えられる。

その理由を挙げてみると、一つは人間福祉学の研究において、新たな視点や見え方を提示するような理論モデルを仮説的に生成していくという手法的枠組みの幅を広げることにある。

例えば、介護福祉サービスが対人サービスの基本理念とする視点から、利用者の個々人の個別性・具体性を把握するとした場合、高齢者の「ライフヒストリー（生活史）」から多元的現実を分析することで新たな理論的枠組みがみえてくる。

二つには、今日の日本社会において、既存の解釈枠組みでは捉えきれない他者、異文化、異世界に直面し、リアルな現状分析が要求されていることに照らした場合、その展望がみえてくる。そこで、「ライフヒストリー法」の強みは人間福祉学が個人の視点および個人の主体的な力をみることを重視することから、実態に近い福祉的現実を再構成することを可能にしてくれる。

最後に、私は、ライフヒストリー法の方法論と有用性をどのように採用し、自らの研究テーマに如何に取り組んでいくかを次のように簡略にまとめた。

- 1) データの収集には、熱意、経費、時間との戦いがあれば可能になる。
- 2) 得られたデータを社会福祉の地域生活（高齢）者支援（Community

Work/Care）、エンパワメント（Empowerment）の視点で分析・解釈を行う。

3）社会学の哲学、ライフヒストリー法の《間主観的理解主義＝解釈的客観主義》の立場に立ってアプローチし、救済・支援方法を提示する。

以上のことを踏まえて論文に仕上げ、学内外の学術誌や専門誌へ投稿する。

これらの一連の動きは人間（社会）福祉の研究・調査法において、ライフヒストリー法はもう一つのパラダイムを提供できることに役に立つと考えている。

最終的には、私の研究の基本姿勢は、事実検証や学問的真理性の探究という関心よりも地域社会で生起する問題に高齢者の一員となって関わり、研究者としての役割を果たすために、「いま＝ここ」のデータを収集して提示することやデータ分析から状態や実態をできるだけ正確に描き出して報告することである。

さらには、「なぜ、こうなっているのか」を明らかにすることで、人間福祉学の研究分野に新たな視点の転換を提供し、問題解決の手助けになる「要因分析的研究」、「実践的研究」を目指しているのである。

おわりに

本章では、本研究の方法論として採用している「ライフヒストリー法」に関するその概念や研究史、プロセスを中心に考察を試みた。

この考察は、今回の研究テーマを遂行することにあたって、実際に調査を行うために必要なものである。

また、主に企画・設計段階でどのようにデータを収集していくか、留意点はどのようなことがあるのかなど、調査技法（方法論）を再確認する一連の準備段階が明確になった。

この研究の背景と問題意識には、日本の「高齢社会白書」に書かれている内容はすべて『国民の』高齢化であり、長年日本でともに暮らしてきた外国籍高齢者へのメッセージは一言もない。これでは老後に及んでも定住外国人は、エスニック・マイノリティとして日本社会の構成員とみなされず疎外感を味わうことになる²¹⁾」と指摘されており、「外国人をどう受け入れ社会統合し

ていくかは大きな課題である。……『地域の生活者』としての外国人の増加に伴い、外国人の生活問題の多様化・複雑化はさらに進むと推測できる。

『多文化ソーシャルワーク』の発展と補給、およびその担い手である『多文化ソーシャルワーカー』の育成が強く望まれる²²⁾」などの喫緊問題に対処することが必要である。

次章では、「在日済州島出身高齢者」の形成過程その背景などを明らかにし、第3章では、本章で述べた「ライフヒストリー法」を用いて、調査対象者の生活状況を明らかにする。

注

- 1) エドガー・ボーガタとロンダ・モンゴメリーは、「質的研究とは人間世界の複雑さを理解し、その複雑な世界で生きる人々がどのように考え、行動し、意味づけているかの理解を目的とする、多様な研究方法と手続きの総体である」という。ここでいう多様な手続きとは、「参与観察、インタビュー、エスノメソドロジ、ライフ・ヒストリー分析、会話分析、語り分析、フォーカス・グループ法、アクション・リサーチ、フェミニスト・アプローチなど」のことである。
波平恵美子・道信良子『質的研究 Step by Step』医学書院、2006年、2頁。
- 2) 大谷信介・木下栄二・後藤憲章・小松洋・永野武編著『社会調査へのアプローチー倫理と方法ー』ミネルヴァ書房、2002年、196頁。
- 3) 亀崎美沙子「ライフヒストリーとライフストーリーの相違」『東京家政大学博物館紀要』第15集、東京家政大学、2010年、11頁。
- 4) 中野卓・桜井厚編『ライフヒストリーの社会学』弘文堂、2000年、252～270頁。
- 5) この文献は1981（昭和56）年10月未来社から発行されたもので、「最古」の文献であり、私の研究テーマと「関連性が高い」と捉えている。

- 6) 谷富夫編『新版ライフヒストリーを学ぶ人のために』世界思想社、2008年、6頁。
- 7) 同前、「はしがき」v～vi頁、傍点引用者。
- 8) 江頭説子「社会学とオーラル・ヒストリー」法政大学大原社会問題研究所編『人文・社会科学とオーラル・ヒストリー』御茶の水書房、2009、71頁。
- 9) 『中野卓著作集』（生活史シリーズ第1巻）東信堂、2003年、101頁。
- 10) 同前、102頁。
- 11) 江頭説子「社会学とオーラル・ヒストリー」法政大学大原社会問題研究所編『人文・社会学研究とオーラル・ヒストリー』御茶の水書房、2009年、78頁。
- 12) 同前、77頁。
- 13) 山田浩之「英米におけるライフ・ヒストリー研究の系譜—社会学、教育社会学を中心に—」『松山大学論集』第9巻第5号、松山大学、1997年、142頁。
- 14) 江頭説子、前掲、75頁。
- 15) 同前、81頁、87頁。
- 16) 同前、72頁。
- 17) 同前。
- 18) 中野卓・小平朱美著『老人福祉とライフ・ヒストリー』未来社、1981年、13頁。
- 19) 桜井厚・小林多寿子編著『ライフストーリー・インタビュー質的入門』せりか書房、2009年、90頁。
- 20) 江頭説子、前掲、98頁。トンプソン（Thompson, Paul）はオーラル・ヒストリーの第一人者であり、トンプソンについては酒井順子訳『記憶から歴史へ—オーラル・ヒストリーの世界』青木書店、2006年を参照されたい。
- 21) 村千鶴子・宣元錫編『異文化間介護と多文化共生—誰が介護を担うのか—』明石書店、2007年、21頁。

- 22) 石河久美子「多文化ソーシャルワーカーの必要性—求められる定住外国人支援の充実化—」『社会福祉研究』第 105 号、鉄道弘済会、2009 年、7、9 頁。

第2章 在日「済州島出身高齢者」のライフヒストリーの形成過程と その背景 ―大阪を中心に―

はじめに

本研究の背景には、日本と韓国は21世紀のグローバル化と多文化共生社会の進展において、「いま＝ここ」の地域の生活者である外国籍住民と「在日コリアン」の高齢者の「社会的バルネラビリティ¹⁾」状況に如何に対応すべきかの問題がある。

本研究では、日本と韓国とは歴史的・社会的・経済的に最も深い地域であり、日本で一番に集住する地域的特性をもつ大阪市生野区の周辺で生活基盤をもち暮らしている「在日済州島出身高齢者」の生活場面において、その経験的事実と直面的事実から生活ニーズの発見と人間福祉学的な学際的研究を試みることである。

本章では、このような背景と目的を踏まえて、研究方法である「済州島出身高齢者のライフヒストリー調査」の具体的な分析や考察をする前段階として隣接諸科学の研究から「在日」に関わりがある基礎資料や先行研究文献を調査・分析する。研究対象の地域である大阪と済州島との関連を、歴史的・社会的・経済的な過程、背景、現象などを通して明らかにする。

本章では、研究の対象者（Informant）である「在日済州島出身高齢者」の個人の生活世界を聞き取る「ライフヒストリー調査」から得られるデータの記録、分析、解釈などの全工程においてベース（Base）となる歴史的事実の確認、要するに、その生活史の形成過程とその背景を具体的に明らかにし、「有用性」や「特異性」とその「癒着性」、「根拠」を学際的に解明する。

本章の構成は次のようになっている。

第1節において、今までに複雑・多様に使われている用語・呼称に関する概念・定義をそれぞれ学術的に専攻分野が異なる先行研究の概念規定を検討した上、研究に相応しい用語の概念を規定することとする。

第2節では、現在の人口の構成や過去の研究・統計からその人口の地域別の分布や増・減変動の要因を分析・考察する。また、近代における済州島の

地理・歴史的背景を概観し、現代の済州道の島の様子と在日「済州島出身者」との繋がりを明らかにする。

第3節においては、最近になって日本と韓国の社会学・文化人類学研究者やルポライターなどが高い関心を寄せている「済州島」「在日済州人」と関連した研究が、どこまで進んでいるのか、研究のパラダイムはどこにおいているのか、また、本研究テーマと類似の「在日済州島人」の社会保障や生活動態にはどのように触れているのか、生活史的な研究はあるのかどうかなど、日本と韓国、両国の側面からその先行研究の実績や成果を概観することにする。

第4節では、「済州島出身高齢者」がなぜ、どのようにして、大阪の地域を生活の根拠地として選ぶようになったのかという「流動性」とその定着、渡日（渡航）の経緯・過程や背景を在日コリアンと関連する先行研究や通説を整理する。

第1節 「在日コリアン」に関する用語の概念整理

この100年の韓・日の歴史において「在日」に関わる用語や呼称は、時代的な流れや論者たちのそれぞれの立場によって様々であり、私が調べてみると、「半島人」「内鮮人」「在日本朝鮮人」「在日朝鮮公民」「在日朝鮮人」「在日韓国・朝鮮人」「在日同胞」「在日僑胞」「朝鮮人」「韓国人」「コリア系日本人」「日本定住コリアン」「在日」「在日韓人」「在日コリアン」など15の用語や呼称があった

日本においては「在日コリアン」という用語・呼称がよく使われている感はあるにしても、その用語・呼称には、国境的、時代的、相対的、公私的などの場面において複雑多様化された経緯があり、確固たる概念を整理しきることは難しい問題であると考えている。

歴史や研究者の研究哲学によっては表現と意味が異なることから、単純に概念を規定することは容易ではないと考えている。先行研究から「在日コリアン」の特性と用語・呼称のことに関連したいくつかの例を取りあげて検討する。

1. 「在日」の特性

「在日」に関連する先行研究は数え切れないほど沢山である。その一つ、30年近く在外同胞を研究し、韓国の在外同胞財団の理事長を務めた経歴を持つ文化人類学者である李光圭によれば、世界には700万人の韓国人が150カ国で生活している中でも、日本で生活している「在日」に最も深い関心を示しながら「在日という日本に住む韓国・朝鮮人には、ほかの『在外同胞』に比べていくつかの特性がある。

まず、在日韓人の名称に特色がある。もちろん『在外同胞』全体として統一した名称はない。たとえば、旧ソ連に住む韓民族を高麗人といい、中国に住む韓民族を朝鮮族といい、アメリカなどに住む韓民族を韓国人という。この場合、高麗人は旧ソ連に住む韓民族自らの呼び名である。ところが、在日韓民族の場合、自分自身を在日朝鮮人、在日韓国人、在日韓国・朝鮮人、在日コリアン、『在日』などと呼ぶ。この韓国人や朝鮮人にはそれなりの理由と主張があると思う。

植民地時代には在日韓人を呼ぶ場合朝鮮人という名称が使用され、独立後朝鮮総連系は『朝鮮人』、民団系は『韓国人』を使う。本書では在日韓国・朝鮮人という一時的で政治的な名称を避けて、『在日韓人』と呼ぶ。韓人というのは国民でなく民族を表す言葉である。『韓』は韓国語で『一番』という意味と『始め』・『大きい』という意味を持つ『한』の漢字表記である²⁾と述べている。

そのほかの在日の特色として最も大きな一つは人口数で、1946年には約65万人であったのが1960年代に10万人近くの人びとが北朝鮮に移住したが、戦後約60年過ぎた2008年までその数が約65万人というのは異常であることを指摘した後、日本には日本国籍を持ち、いわば韓国系日本人が約40万人いるので、合わせたら約100万人の在日韓人が日本に居住していることや、外国人のうち単一民族としては最も多数を占める（2008年現在）民族であり、何より日本居住の長い歴史を持っている少数民族であることを論及し、「このような特色はみな日本社会の産物と思われる。日本人は外国人に対して排他的であるといわれている。在日韓人の一生は、差別と偏見による挫折の歴史であるといえる。……しかし、1980年代以降、日本社会にも変化が見え始めた。

日本も多文化主義社会に進むべきだという主張や、アジア諸国と共に国際社会に貢献すべきだということを力説する日本人学者が現れた。学界ばかりではなく、日本は1979年国際人権規約を批准し、引き続いて難民条約にも署名した。これにより日本政府は法的制度を修正し、地方自治体は外国人の福祉や人権政策を幅広く展開している³⁾」と述べている。

2. 在日コリアンという用語・呼称

次には言語学者である生越直樹と前田達郎の言説を引用してみる。

生越は、「彼らは日本で最大のバイリンガル（bilingual）集団であるが、……在日コリアンと言ってもその属性は一樣ではなく、来日時期によって大きく二つのグループに分けることができる。一つは、日本が朝鮮半島を植民地にしていた時代（1910～1945）前後に来日した人たちとその子孫で、オールドカマー（old comer）と呼ばれる人たちである。在日コリアンの多くがこのグループに属するため『在日コリアン』という言葉がこのグループの人たちに対して使われることも多い。このグループの人たちの大部分は将来も日本に居住する予定であり、生活基盤も日本にある。

もう一つのグループは、近年になってビジネスあるいは結婚、留学などのために来日した人たちとその家族で、ニューカマー（new comer）と呼ばれる人たちである。このグループの場合、将来韓国に帰国する予定の人が多い。二つのグループは来日時期だけでなく、来日理由や居住地域など様々な点で違いがある⁴⁾」と述べている。

前田は、「さらに『国籍』で人を切り取る方法も、実情とは合わなくなっている。『帰化』は『在日』人口の減少だと考えられていたのはそれほど昔のことではない。しかし、毎年1万人以上が日本国籍を取得し、相手が日本国籍という結婚が8割を超えている。日本国籍を持ちながら『在日』だというアイデンティティを持つ人も存在する。『在日』を他と隔てる境界が客観性に依拠する限りにおいては、どこまでも曖昧であるという事実は認めなければならない。同時に韓国籍や朝鮮籍を持ちながらも自分のことを『在日』だと説明する資料が乏しいと感じる人たちも存在する⁵⁾」としている。

また、解放社会学者である福岡安則は、アメリカの「専門的研究者の論文

や本では、“Koreans in Japan”と正しく記述されているけれども、在日韓国・朝鮮人問題を深く研究したことの無い一般的なアメリカ社会学者からもらう手紙では、たいてい、“Korean Japanese”と書かれているのだ。植民地支配下に渡日してきた一世たちは年老いていき、在日韓国・朝鮮人のほとんどは、日本で生まれ育ち、日本語を母語とする2世、3世、4世によって占められるようになった。そういう現実を踏まえれば、欧米人の感覚では、この『コリア系日本人』という表現が当たり前なのだろう。しかし、日本社会では、『コリア系日本人』という概念はまだ成立していない。彼ら／彼女らは、あくまで『在日』なのだ⁶⁾と述べている。

この3分野の学者が述べたように、「在日」という用語・呼称をめぐる様々な論議は続いている。学問的な不統一性からもこの「在日コリアン」という概念整理をすることは容易ではなく、複雑・多様で難しさがある。ここから「在日」を取り巻く問題の解決や理解の困難さが可視化されている。

以前私は、修士論文を作成する際に「『在日コリアン』という用語は、一般的に、『在日』『在日朝鮮人』『在日韓国・朝鮮人』『在日コリアン』など人によって様々な用いられている。その範囲も多様であるが、引用等ではそのまま用いるのはやむを得ないとして、本稿では外国人登録法（1952年制定）による登録を行った韓国・朝鮮籍のすべての者を『在日コリアン』と称する⁷⁾」と書き記した経緯がある。

その理由としては、当時の研究テーマから日本の過去の社会保障制度・政策が国籍による差別と排除による無年金高齢者と介護福祉サービス利用実態を把握するという量的調査方法を採用したため、そのランダム設定問題（行政統計の活用）が問われたことであつた。

これらの先行研究文献の内容を検討するとともに反省を含め、本研究のテーマと対象者が「在日済州島出身高齢者」であることから、新たにその概念を次のように整理することにした。

3. 「在日済州島出身高齢者」の概念整理

普遍的に出自（出身）や民族を区分する場合は、一定の文化的特徴を基準として他と区別される共同体をいい、土地、血縁関係、言語の共有（母語）や、

宗教、伝承（統）、社会組織などがその基準となるが、普遍的な客観的基準を設けても概念内容と一致しない場合が多いことから、私は「在日」の場合、政治的共同体の色の濃いNationの概念ではなく、政治的共同体の形成や、集合的な主体をなしているという意識の有無とは関わりなく、同一の文化習俗を有する集団として認識される Ethnic group の概念が妥当であると考えている。そこで、帰化、韓国・朝鮮籍（国籍）、や永住区分（特別、一般、定住）も在留資格（期間を含む）などに関わりなく、日本で生活している「韓人」を「在日コリアン」とする。

1) 「在日コリアン」とは

《過去 100 年間に於いて朝鮮か韓国と民族的出自・血統関係がある全ての人で、現在は日本で生活基盤を持ち、生活を営んでいる人を「在日コリアン」》と定義するとともに、

2) 「在日済州島出身高齢者」とは

ここで上記の傍点部分を済州島に置き換え、《済州島と民族的出自・血統関係がある全ての人で、現在は日本で生活基盤を持ち、生活を営んでいる人を「在日済州島出身者」》と定義し、その年齢が65歳以上の人を「在日済州島出身高齢者」として呼称する。

1) の部分で 100 年としたのは「韓国併合」（1910年 8 月）が植民地の起点であるからである。また、1922年10月から大阪と済州島を結ぶ航路が開設され、済州島出身者の往来が始まった時期でもあり、彼らの生活基盤づくりの根源になるからである。血統関係は先祖を持つことを意味する。

韓国の済州島では日本に住んでいる人々に対しての用語・呼び名は様々で「在日済州人」「在日同胞」「在日僑胞」「在日済州道民」などが使われている。一方、日本人の側からは「在日」抜きの「朝鮮人」か「韓国人」と使われているのが普通である。

第 2 節 「在日コリアン」及び済州島人口の推移とその地理・歴史的素描

2010年は「韓国併合」の 100 周年であり、「在日コリアン」のその歴史の流れは 100 年を越えている。「いま＝ここ」大阪の「在日済州島出身」高齢

者たちの中の、その 100 年間の生活を物語ってくれる 100 歳の生存・証言者はおそらく亡くなっているであろう。

仮に 2、30 年前から彼 / 彼女らの「ライフヒストリー」の記録や研究が始められていたならば、その生活史の形成過程や歴史的背景をよりの確に知ることができたであろう。幸いなことに私が聞き取りをしている対象者の平均年齢は 85 歳を超えており、100 歳ではないが辛うじて繋げることができている。本節では、進行中の「ライフヒストリー」の分析・考察をする前にまず、マクロ的に概観するために、今日までの先行研究や統計資料から在日コリアンと済州島の人口の推移と、「済州島」に関連するその地理的・歴史的背景を素描する。

1. 在日コリアンと済州島出身者の人口の推移

1) 在日コリアンと済州島出身者の地域別分布

2013 年現在の日本で生活している在日コリアンと済州島出身者の人口数を把握するために、最近の公式的に発表されている統計資料を用いて作成した表 1 を分析する。

表 1 在日コリアンと済州島出身者の人口（2010 年末現在）

地域別	韓国・朝鮮が本籍				済州島が本籍			
総数	565,989	100%	集注都市	(%)	88510	100%	集注都市	(%)
近畿地域	229,176	40.5%	大阪 126,511	(55)	57,568	65.0%	大阪 49,271	(86)
関東地域	196,176	34.7%	東京 112,881	(58)	26,363	29.8%	東京 17,670	(67)
中部地域	66,989	11.8%	愛知 39,502	(59)	1,716	1.9%	愛知 906	(53)
中国地域	26,793	4.7%	広島 10,532	(39)	668	0.8%	岡山 232	(35)
九州沖縄	26,648	4.7%	福岡 18,755	(70)	668	0.8%	福岡 319	(48)
東北北海道	16,659	2.9%	北海道 5,294	(32)	1,268	1.4%	宮城 492	(39)

出典：2011 年 8 月公表の法務局統計資料の「本籍地別 外国人登録者数（その 2 韓国・朝鮮）⁸⁾」に基づいて高泰洙が作成。この表の大阪とは大阪府・市を含んだ数字である。なお総数と内訳の誤差は、原資料による。

2010年末現在の韓国・朝鮮が本籍である（以下、在日コリアン）総人口数は56万5989人で、まず、地域別の分布状況をみると近畿地域には全国の在日コリアンの約40％以上に当たる23万人弱が集住している。その内大都市の大阪地域に55％を占める12万6511人が住んでいる。

次には、約35％に当たる19万6176人が関東地域に住んでおり、その内6割近くの人が大都市である東京に集住していることが判る。

日本全国で済州道を本籍地としている（以下、済州島出身者）人口数は8万8510人であり、総数の約3割近くの2万6363人が関東に分布している。

そのうち済州島出身者の約67％に当たる1万7670人が大都市の東京に集住している。日本全国の済州島出身者数の約65％に当たる5万7568人が近畿地域に集住している特徴があることが判る。

もう一つの大きな特徴は、近畿地域の全体の済州島出身者のうち、9割近くの4万9271人が大阪地域に集住している。このように、大阪で9割近くの済州島出身者が集住している特異な現状から、大阪と済州島との地域的關係が如何に緊密であるかが如実に現れている。

次に、本研究の調査・研究の対象地域へ焦点を当てるために、大阪市と生野区の人口と推移を次の表2を用いて分析する。

表2 大阪市地域と生野区の在日コリアンの人口推移（1947～2013年まで）

年度	①大阪市	②生野区	①と②の比率％
1947	58,340	21,361	36.6
1955	75,938	25,499	33.6
1960	103,055	35,831	34.8
1965	110,019	38,227	34.7
1970	110,823	39,579	35.7
1975	109,751	39,404	35.9
1980	109,638	38,713	35.3
1985	110,409	38,417	34.8
1990	110,499	38,666	35.0
1995	104,207	38,404	36.9
2000	96,774	35,384	36.6
2005	88,518	31,473	35.6
2010	78,992	27,615	35.0
2013	73,623	25,292	34.0

出典：大阪市「大阪市の推計人口年報（平成26年）⁹⁾」市民局調べを参考に高泰洙が作成。

2013年12月末現在の大阪市における外国人住民総数は11万6282人であり、そのうちこの表2を見ると、在日コリアンが7万3623人でその割合が約63%である。

この在日コリアンの人数は1970年の時点で11万823人を数えており、当時の大阪市の総外国人登録者11万6441人の95%以上を占めていたのだが、その後、2013年現在の在日コリアンの人口数は約3万7000人程度が減少し約7万3000人になっており、その構成比も約32%低下している。この数字は約60年前の1955年の在日コリアン人口数と類似している。

それとともに、在日コリアンが集住している大阪市生野区の場合には、1970年の約4万人に到達したこともあったが、この40年間だけで約1万4000人が減少しており、その比率が35%で大幅に減って、2013年現在2万5292人になっている。

この人数は、生野区の2013年現在の総人口が12万9609人であり、住民のうち在日コリアンが21.5%を占めている現状を表している。

大阪市全体の在日コリアン人口のうち生野区の在日コリアン人口は約35%前後で、その構成比率は65年以上を維持している。大阪の生野区は、外国人・在日コリアンの人口に占める割合が全国的にみても一番高い。

表3 北朝鮮帰還者数（1959～1985年まで）

年 度	回 数	人 員	世 帯	年 度	回 数	人 員	世 帯	年 度	回 数	人 員	世 帯
1959	3	2,942	781	1968	中 断	-		1977	2	180	103
1960	48	49,036	12,460	1969				1978	1	150	52
1961	34	22,801	6,696	1970				1979	2	126	
1962	16	3,497	1,402	1971				1980	1	40	
1963	12	2,567	1,157	1972	7	1,318	485	1981	1	38	
1964	8	1,822	815	1973	4	1,002	589	1982	1	26	
1965	11	2,255	1,046	1974	3	704	328	1983	0	0	
1966	12	1,860	855	1975	3	479	245	1984	1	30	
1967	11	1,831	873	1976	3	379	199	1985	0	0	
				1976	2	256	148	合 計	186	93,339	
出典： http://www.mindan.org/shokai/toukei.html											

2012, 4, 8 民団のホームページにより高泰洙が作成。

前述の減少の大きな理由として、在日コリアンの全体的な人口数から考察してみると、次の3点が浮かんでくる。

第1には、表3のように北朝鮮帰還者数が9万人を超えていることである。

第2には、表4からも判るように、帰化者数が1952年から2010年までに合わせて32万人以上になっており、1995年以降は年間平均1万人近くの人が日本籍に国籍を変えていることに起因している。

第3には、表は作成していないが、日本人を配偶者にする婚姻関係が急増していることであり、既に1990年以降その比率が8割をはるかに超えている。特に在日コリアンの女性の場合は6割以上が日本人の妻になる傾向が強く、男性の場合も4人に1人が日本人の女性と婚姻関係に至っている。その結果、この場合に出生した子どもの22歳までの国籍が「とりあえず日本国籍」と扱われていることである。

表4 帰化者数（1952～2010年まで）

年 度	帰 化 者 数	年 度	帰 化 者 数	年 度	帰 化 者 数	年 度	帰 化 者 数	年 度	帰 化 者 数
1952	232	1964	4,632	1976	3,951	1988	4,595	2000	9,842
1953	1,326	1965	3,438	1977	4,261	1989	4,759	2001	10,295
1954	2,435	1966	3,816	1978	5,362	1990	5,216	2002	9,188
1955	2,434	1967	3,391	1979	4,701	1991	5,665	2003	11,778
1956	2,290	1968	3,194	1980	5,987	1992	7,244	2004	11,031
1957	2,737	1969	1,889	1981	6,829	1993	7,697	2005	9,689
1958	2,246	1970	4,646	1982	6,521	1994	8,244	2006	8,531
1959	2,737	1971	2,874	1983	5,532	1995	10,327	2007	8,546
1960	3,763	1972	4,983	1984	4,608	1996	9,898	2008	7,412
1961	2,710	1973	5,769	1985	5,040	1997	9,678	2009	7,637
1962	3,222	1974	3,973	1986	5,110	1998	9,561	2010	6,668
1963	3,558	1975	6,323	1987	4,882	1999	10,059	合 計	327,550

出典：<http://www.mindan.org/shokai/toukei.html>、2012, 4, 8、民団ホームページより、高泰洙が作成。なお、合計と内訳との間に差異があるのは原資料による。

結論として、北朝鮮帰還者数を除いて、帰化者約33万5000人（現、人口の約57%）に、現在の外国人登録者数の約58万9000人を加えるならば100万人近くの人々が在日コリアンである。前記三つの理由を適用し推算するならば、

日本で暮らしている「済州島出身者」数は、約15万人と推定できる。この主張は、無理のない妥当性を持っていると考えている。「いま＝ここ」に100万人の在日コリアンが日本で定着している歴史的な事実がある。

これに関しては、研究者・学者たちによってさまざまな研究がなされているが、済州島との関連が深いその一つを紹介する。

社会史を専攻している杉原達は「大正末期から昭和初期にかけて、いわば猪飼野の中に小さな済州島が成立していたともいえよう。ここには、労働ブローカーの斡旋というよりは、むしろ親戚や出身村の血縁・地縁に依拠して来阪し、事情によっては他地域を経由しながら、猪飼野に入ってくる構造が示されている¹⁰⁾」と述べている。

ここで、歴史を遡り在日コリアン、または在日済州島出身者の人口の推移を概観することにする。

表 5 在日済州島出身者数、在日朝鮮人人口、済州島における人口¹¹⁾
(1922～1936年)

	日本に在留する済州島出身者			在日朝鮮人			済州島内在住の朝鮮人人口		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1922	—	—	—	50,874	8,870	59,744	96,953	101,046	197,999
1923	[6,600]	[3,600]	10,381	67,715	12,300	80,015	104,044	104,974	209,060
1924	[14,300]	[5,300]	19,552	100,429	17,763	118,192	106,429	108,155	214,584
1925	19,381	6,395	25,782	107,494	22,376	129,870	95,280	109,034	204,314
1926	21,096	7,044	28,144	116,415	27,383	143,798	101,033	108,808	209,841
1927	23,560	6,941	30,505	135,714	35,561	171,275	100,840	109,688	210,508
1928	25,205	7,355	32,564	184,300	53,804	238,104	98,956	105,464	204,420
1929	27,398	7,924	35,322	205,165	70,041	275,206	92,847	101,170	194,017
1930	24,252	7,534	31,786	215,633	82,458	298,091	92,938	105,366	198,304
1931	23,735	9,288	33,023	220,759	90,488	311,247	91,410	102,200	193,610
1932	25,048	11,077	36,125	265,498	125,045	390,543	93,892	105,377	199,269
1933	28,415	18,856	47,271	305,999	150,218	456,217	87,868	100,641	188,509
1934	29,360	20,685	50,045	348,081	189,614	537,695	87,557	100,853	188,410
1935	27,701	20,667	48,368	390,284	235,678	625,678	91,412	106,131	197,543
1936	26,403	20,060	46,463	426,551	263,950	690,501	91,308	103,970	195,278

表 5 の資料から明らかになっているように、1922年から済州島⇄大阪間の

定期航路が始まり、1923年には1万人以上の済州島人が「君が代丸」などに乗って日本に渡航したであろう。

以後毎年2、3万人の人々が大阪に渡ってくるようになった事が確認できる。

1936年現在の本国の済州島の総人口が19万5278人であり、日本に在留する済州島出身者人口が4万6463人で、済州島の総人口の約24%に当たり、4人に1人が日本へ渡ってきたことになる。

表6 在日コリアンの年齢別男女人口（1920～1950年）

年 齢 階 級	1920 年 10 月		1930 年 10 月		1940 年 10 月		1950 年 10 月	
	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)
総 数	36,026	4,712	297,501	121,238	744,203	496,975	264,407	199,870
0 ～ 14	2,056	1,424	49,900	44,631	241,987	226,396	100,569	95,898
15 ～ 24	16,851	1,793	100,044	36,757	177,825	108,190	39,591	34,367
25 ～ 34	13,349	1,043	97,043	24,924	174,305	84,393	51,157	30,521
35 ～ 44	3,150	294	40,440	9,356	100,501	40,549	39,446	21,367
45 ～ 54	542	97	7,987	2,672	35,880	18,618	23,793	10,716
55 以上	78	61	2,087	2,898	13,705	18,829	9,851	7,001

出典：森田芳夫『数字が語る在日韓国・朝鮮人の歴史』明石書店、1996年、41頁を参考にし、高泰洙が作成。

次は、表6の1930年の在日コリアンの年齢階級別男女人口から推察してみると15歳から45歳の働き盛りの男性人口が8割を占めており、おそらく済州島の若者の大多数は日本で働くようになったと推定されるのである。

2. 済州島に関する地理・歴史的素描

本研究における調査・研究対象者に対する基本的な背景となる「大阪」と「済州島」の関連から、済州島の地理・歴史的背景を素描し、地域的な特殊性などを明らかにし、「在日済州島出身高齢者」のライフヒストリーの分析

をするために、先行研究・資料などを参考に概略的考察をしていくことにする。

1) 在日済州島出身者が語る済州島

文献や論文検索をする中で、研究テーマと深い関連性を含んでいる一冊の本とめぐり合うことになった。その本の題目は、『足立からみた在日コリアン形成史—済州島・東京足立に生きた私の半世紀—』（姜徹著、雄山閣、2010年）である。それは、姜が1929（昭和4）年に生まれてから、2006（平成18）年、77歳までのライフヒストリー・自分史・生活史物語である。

「済州島は朝鮮半島の最南端である孤島であり、現在は、観光地としてその名をよく知られている。だが、その島が背負う薄暗い歴史のほうは、あまり知られていない¹²⁾」と述べている。彼はまた、「現在の在日同胞の実に2割以上が済州島出身者であり、私の父もそのなかの一人である。したがって、在日同胞のなかには、私と似たような道を歩んできた人たちも多くおられると思う。それぞれの立場による違いはあっても、そこには共通するものがあるはずである。……世界のいたるところに、かつて私たちが受けたような迫害や差別があり、今も苦しんでいる人たちがたくさんいる。私たちの体験が、その人たちにとって、少しでも参考になることを願っている¹³⁾」と本のカバー紙に書いている。

確かに今私がインタビューしている調査対象者のなかにも下線部分のような共通するものが多くて、「済州島出身者」たちが受け感じる（た）苦しみにも独特な部分がある。ここの部分こそが本研究の要になると考えている。

日本人のノンフィクション・ライター野村進は『コリアン世界の旅』という本において、在日コリアンが「日本人の大半には完全に『見えない』存在になってきたことを浮き彫りにしている。……実は不可視の存在なのである¹⁴⁾」と述べながら、「済州島・ニッポンに一番近い島¹⁵⁾」という章を立てている。これらの部分も意味深い表現である。

2) 済州島の略史と文化の源流

①独立国家としての「耽羅国」と流刑地としての済州島

済州島の歴史を振り返るときには必ず「耽羅」という王朝が登場する。

王朝史は明白ではないが「島の国」の意味であり、この王国は、高・梁（良）・夫の三神人・三つの部族を始祖としている。1105年までは独立国家であった。

その後、済州島は海に浮かぶ牢獄、「流刑地」としての時期に繋がっていく。金奉鉉著の『済州島流人伝』によると、「南海はるかに浮かぶ絶海の孤島・済州島ほど時代によって、その役割が大きく変わった島もめったにない。そして、今日では、歴史の島、詩の島、伝説の島として脚光をあびているようであるが、1世紀前までは、多士済々な政客の流刑地ぐらいにしか考えられていなかった。むかしの済州島は、本土とは異なる異風の島で、権力者たちに『海の果て』と思われており、とくに李朝封建時代には、済州島の流刑といえ、死罪につぐ重罪とみなされ、文字どおり『格子なき牢獄』であった。しかし、その史実については、これまでにあまり語られていないし、歴史家のなかでも断片的にしか論じられていない。……最初、蒙古（モンゴル；元）が三別抄ノ乱（1270～73年に、江華島の三別抄が蒙古勢力に反対して起した反乱）のとき、この島を占領すると早速、政策として、1275年と77年に盗賊・罪人ら200余名をこの島に送り、……明もまた雲南（東南アジア）を平定した際に、雲南王（元）の拍拍太子と、その息子60奴および内侍ト尼らを送り、その後、帰順した元の王族・達々親王ら80余戸をこの島に送っている。……三別抄の乱を契機として、この島の人口構成と姓氏の変化は顕著なものがあつた。そして、元から明への交代期に、これらの多くの流配人によって、大陸文化がこの島に伝来されている。李朝初期に、政府が済州島から金銀器や楽器類を徴発していたのも、彼らがもちこんだものと思われる¹⁶⁾」と述べている。

②済州島の文化の源流

済州文化の源流といえ、いうまでもなく、島民自ら築いた独自の文化と高麗末期から流れこんだ元の文化と、それに李朝の流人文化が加わったものであろう。

「耽羅」は、1275年「済州」と島名を改め、李朝が成立すると引き続き、権力闘争の挟間に政治的報復が繰り返されるたびに、敵対分子と目されるものは情け容赦なく島流しにされたのである。流刑されて来たその者たちは魅

力的な反権力的な思想を運んできた人である。

そこで、島びとは、彼らに罪人として接するより、かなりの位階をもった知識人たちで清廉潔白な流人が多いことから、むしろ尊敬の念で接したのであろう。そのため本土の文化の吸収に大いに役立ったのである。

このような歴史の流れのなかで済州文化は、島民の長い劣等意識と非論理的な感情を克服する過程において徐々に形成されていったのである。

金は、この済州島の文化の発達過程を辿って、次のような三つのケースに整理している。

「第一に、三邑（済州・大静・旌義）郷校（地方の文廟に附設された学校）において、官吏や郷班（郷村に住する両班）子弟を対象とする教育、第二に、地方の有力者が学徳の高い謫客を師事にして京師学問を修学したこと、第三に、李朝後期の各地における書塾修学である。この島に流配・亡命・左遷・自由・移住者らは、高級官人であると同時に高名な知識人たちであった。

その者たちは風習・習慣・言語の異なる土地とたたかいながら、島の人文を開拓した。されども、かれらには一世紀にかけて植え付けた元の残滓遺風を改革するだけの力はなかった。でも、底辺の民衆的歓迎と尊敬をうけた流謫・亡命知識人たちによって、島の大衆的文化は啓発されたといっている（以下）¹⁷⁾」と述べている。

済州島の研究の中で、日本で初めての出版とされているのは『済州島』である。その後、日本人の研究者である泉靖一の1951年の論文では「済州島の住民の文化と形質は、朝鮮本土のそれと少々趣を異にし、古来本土の人びとから特別扱いを受けていたようであるが、歴史のあらゆる年代を通じて、本土とは対立的な関係にあり、反乱がしばしばおきて、難治の地であったらしい。一時元の治下に入り、百年余り元の南宋及び日本侵攻の軍事基地として、彼等はここで船をととのえ、牛馬を飼育せしめた。緯度からみれば日本の福岡・大分・高知等の諸県の南端と同一線上に位し、動物植物も朝鮮の他の地方では見うけられぬ景観を呈している。……人口は9万人内外で全朝鮮人の人口からみれば、微々たるものであるが、日本在住の朝鮮人についてみると全く趣を異にし、特に大阪・東京等の大都市居住者の相当数は済州島出身者なのである。従って日本の大都市に居住する済州島人は、玄海灘の荒海に孤

立せしめられていた彼等の生活諸方式の真っただ中に、異質的な日本人生活方式と肌と肌とを相触して、置かなければならなかった。そこには当然文化の都市化（urbanization）と変容（acculturation）とが同時に平行して生ずべきである。我々が東京における済州島人を研究の対象にして取り上げた意味もまさにこの点にある¹⁸⁾」と、「はしがき」において述べている。

3) 済州島の地理と気質

①地理と交通

朝鮮半島の最南端、北太平洋上に浮かぶ韓国の最大の島（1,825km²、日本の香川県の面積に匹敵）で中央には漢拏山（1,950m）がそびえている火山島（1007年までは活火山）で裾野には約 360 の峰が噴出形成されており、世界的に知られている溶岩層が今は飲み水の生産に潤いをもたらしている。

東西約80キロメートル、南北約35キロメートル。海岸線約 200 キロメートルの楕円形をしている。近海を流れる暖流の影響で一年を通して温暖のため「東洋のハワイ」とも呼ばれている。昔は、耽羅国という独立国だったので、独自の風習や方言、文化などが残っており、他の地方では見られない光景に出会える観光地（年間 400 万人以上が訪れる）になっている。韓国で最も人気のあるハネムーン先で、世界遺産もあり、世界の10大観光地の一つにもなっている。

交通関係は、日本各地から済州への直行便で行ける島であり、例えば、東京（成田）から2時間半、名古屋2時間、大阪（関空）1時間10分、福岡から1時間の飛行距離で日本からは近い海外観光地である。国内ソウル金浦空港から約1時間、釜山から45分。船便では、木浦から5時間半、釜山から12時間半の定期船が毎日運航している。

済州島は亜熱帯気候のため、本土とはまったく異なる植物や景色が特長で2000種もの植物の生育地になっている。この地域の伝統家屋などを通じて、済州島の独特の民俗文化に接する機会を提供している。生活様式は強い風と島の自然環境の影響によって形成されるもので、島の住民たちの寛大さや人情の深さと共に有名である。

②済州島人の気質

昔からの近隣、村単位の協同性が高く、同質性を好むから、地縁・血縁・

学縁を重要視することは、他の地域より強いため、その気質から在日済州島出身者たちが大阪の生野区に集住することで、「小さい済州島」を形成するようになったとも思われる。その傾向は現在もあまり変わっていないため、時には政治・社会的に長所もあるが、短所の問題が起きることもある。

③日本との緊密性

例えば、済州島に関心の深い研究者の伊地知紀子の調査¹⁹⁾によると、済州島のある里では、日本行きの経験を聞いてみたところ、渡航時期に関係なく、村の45戸の内50%、24戸から「来日経験がある」と答えを得ている。その内、3戸が東京、21戸は大阪に渡っていた。

済州島内の人々は、国内のソウルか釜山のような感覚で大阪を知っていて、その中には、在日の親戚を持たない人は殆どいないとされている。

4) 済州島内人口と移動状況

2011年末現在の済州地域住民登録の総人口数は、57万6156人になっている。女性の人口が148人少なく、男性人口28万8152人、女性人口28万8004人で、住民登録人口上の男性が女性を上回ったのは史上初めてのことで全国的な話題になった。

今まで済州島のイメージとシンボリックに、自慢気に歌われた「三多島（石・風・女子）」の意味が変わってしまった。

「在日済州島出身高齢者」は、主に大阪はもちろん京阪神地域と済州島をつなぐ渡日手段であった大阪と済州島間の定期直航路の開設によって渡って来た。

その航路の歴史を概略する。

- ・ 1923（大正12）年2月～尼崎汽船部による、第一君ヶ代丸（669トン）の直航路の就航。
- ・ 1924（大正13）年～朝鮮郵船の咸鏡丸（749トン）が就航、後には京城丸が替わって就航する。
- ・ 1925（大正14）年～第一君ヶ代丸に替わって第二君ヶ代丸（1224トン）の就航。
- ・ 同年、鹿児島郵船株式会社が大阪⇄済州の航路に加わる。
- ・ 1930年11月～済州島人の資金活動の末、自主組織・東亜通航組合による蛟

龍丸（3000トン）、後には伏木丸（1300トン）が替わって運航した。

この直航路線等により、1924年当時、日本に在留する済州島出身者は、約2万人に達していた。その後も済州島人の出稼ぎなどが続き、1934（昭和9）年では、5万人を超えて済州島の全人口の25%、4人中1人は日本での生活を営んでいた。

その年齢層は大半が若い生産年齢者であった。今から81年前と、ほぼ同じ数字の5万人弱の済州島出身者たちが「いま＝大阪」で生活をしている。

その流動状況は、改めて第4節において考察することにする。

第3節 「済州島」に関する先行研究の動向

本節では、大阪で暮らしている在日「済州島出身高齢者」のライフヒストリー（生涯・生活史）の理論構築を深めるために、および「済州島出身高齢者」たちの大阪での生活過程・構造の把握に努めるために、人間福祉学に基づき分析・考察をする。

これまで周辺の社会科学分野では、どのような視点で、何が論じられているかを探ることで、本研究のテーマとの関連性を検討する。

1. 「在日コリアン」の形成に関する研究の概況

「在日コリアン」形成研究の展開に対する概況に関して、外村大は「1970年代半ば頃からは生活史等にも関心が向けられるようになっていたが、さらに1990年代以降、①単なる帝国主義の迫害の犠牲者としての在日朝鮮人ではなく積極的に日本での生活を切り開いていった存在としての捉え直し、②民族的紐帯・民族文化の維持とそれを可能にしたエスニック・コミュニティへの着目、③差別撤廃・生活権を確立擁護するための多様な運動の発掘と評価、④在日集団の中の階層・出身地等の差異を組み込んだ分析、⑤抗日か親日や、あるいは定住か帰国かといった二元論に還元されない複雑な意識やアイデンティティの理解や把握、等が進められた²⁰⁾」と評価している。

本稿は、在日コリアンの植民地支配期の渡航史は、「在日コリアンの形成の根幹」であると考えている。しかし、その形成から定着過程までの事実的なアプローチが足りない、この評価において私は、③の差別撤廃・生活権の確立擁護の部分と、④の階層・出身地の差異の分析が本研究のテーマと同質かつ課題であると考えている。または、「在日コリアン」の関連研究の基礎資料を発掘するために、『朝鮮史研究入門²¹⁾』という文献を検討することにした。そこには、古代・近代・現代史といった朝鮮歴史学の研究のみならず政治・経済・社会・教育・文化人類学などの膨大な研究の蓄積がある。

「在日」と関連した研究の動向や方法論と評価まで、幅広い研究情報と文献一覧・関係年表が掲載されている。

しかしながら、管見の限りではあるが、本研究のテーマと関連の深い研究・文献を見つけることはできなかった。ただし、社会福祉史に関する研究として、愼英弘の『近代朝鮮社会事業史研究—京城における方面委員制度の歴史的展開—』（緑蔭書房、1984年）、ライフヒストリー研究法と関連した小熊英二・姜尚中編『在日一世の記憶』（集英社新書、2008年）の二つの文献を見つけ出すことができた。

2. 日本と済州島との歴史・地理に関する先行研究

19世紀半ば以降、韓国・日本の両国において済州島の歴史・地理学についての研究が始まっている。1920年代の調査・研究は、主に植民地統治のための資料を得るためのものが多い。梁聖宗による「日本における済州島研究の現況²²⁾」を見ると、日本での学術的・体系的な済州島研究に取り組んだ先駆者として、枡田一二（1895～1974、地理学）と泉靖一（1919～70、社会学）を取り上げている。歴史学・地理学・文化人類学・言語学などの成果を網羅的に概観し、文献目録をも提示している。

分野別研究においては、本研究テーマの生活史や福祉学的な研究は全く見当らない。

社会学的な研究分野においては、在日コリアンの全体を包括する過去と現在の人権・民族的なアイデンティティ・冷戦イデオロギー・教育などの幅広い研究成果を成し遂げている。

しかし、「済州島」・「済州島出身者」を研究対象に絞って触れることはほとんど無かった。やっこの10年ほど前からその研究が始まり、最近になって深い関心対象になっていると私は感じている。

社会学において「済州島人の生活関連」の二つの先行研究がある。

ここでまず、本研究のテーマと類似する2人の研究者の言説を引用してみよう。

1) 日本人研究者による済州島の現地調査・研究

その1人、済州島の生活世界を考察した伊地知紀子は、「『済州島』が近代科学の分析対象になったのは、日本の植民地支配下と不可分である。19世紀末までの済州島をめぐる記述は、……朝鮮王朝は『流刑地』として……自国の支配領域の辺境として位置づけていた。……済州島に対する辺境観は、日本の植民地支配のなかに引き継がれ、宗主国の属国の末端として捉えられた。植民地文書では、済州島を統治対象として分類・記述していくなかで、位置の辺境性・資本主義市場経済から見た困窮性・粗野な生活技術・女性の労働力の強さなどが特殊性として指摘されクローズアップされていった²³⁾」と述べている。

この伊地知の研究内容を概観してみると、「ごく普通の人々が日韓近代史をいかに生きてきたか！19世紀末以降の済州島の人々の生活実践をとおり構造化というマクロな社会変化に対する個人の主体的対応の可能性を考察する²⁴⁾」こととし、伊地知は日本人の社会学者でありながら済州島に渡って、1994年から1998年の約5年の間滞在した。済州島の方言を習得し、フィールドである済州島の西の大坪里や東の杏源里では一軒の家を借りて1人で2年余住み込み生活を営みながら、参与観察と聞き取りの方法で調査を行った。済州島人の生活史の研究に取り組んだ。

調査方法として、村の海女たちや村人との暮らしの中に自分自身を「投入することによって出会う様々な人、人の思いや動き、事象がある。村での日々の営みのなかでは誤解や偏見が生じ、直感や想像を伴いながら、言葉を交わす。そうして得た情報を通して、私は、人々が日々の生活を営むなかで、社会構造や体系を再構成する記述からはこぼれてしまう即興的な実践によって、構造化やヘゲモニーを操る姿をみたいのである²⁵⁾」と記しており、研

究・調査の難しさ、フィールドワークの壮絶さを物語っている。研究内容の全般を概観してみると、済州人の生活場面で共通性があるものの、研究目的の違いからか本研究テーマとの関連性はほぼ遠いものである。

2) 韓国人研究者の日本における先行研究

本研究のテーマと近いタイトルの本を書いている社会学者、高善徽の研究に関心を抱いた。高は、「在日済州島出身者を生活者として考え、済州島から来日者の多かった理由を済州島の地域性にあると結論づけ、在日済州島出身者という集団を移動の際に持ち込まれた済州島の村共同体機能が維持されている集団であるにとらえる²⁶⁾」と述べている。

高は、済州島出身の在日研究者でありながら日本で生活を営んでおり、その著書に『在日済州島出身者の生活過程—関東地方を中心に—』（新幹社、1996年）、『20世紀の滞日済州島人—その生活過程と意識—』（明石書店、1998年）という2冊の本を上梓している。

その対象は、「在日済州島出身者」に設定していることと、身分的立場や研究テーマ的にも本研究と共通点が多くほぼ類似している。

しかしながら、研究の中身を概観してみると遥かに違うことが判った。まず、地域的な問題であり、高は関東中心にしており、本研究は主に関西・大阪であることから、地域性は「在日済州島出身者」に関わる背景的違いとして大きいといわざるを得ない。

また、調査の目的が社会学的で「済州島出身者が形成している社会及び生活世界をとらえることにしていること、日本に生活している済州島出身者の生活過程を調べ、日本における済州島出身者の位置づけを試みる²⁷⁾」としながら、親睦会・団体会員・そのつながりの個人など三つのグループを対象としている。

本研究が目指しているパーソナルなライフヒストリー調査法、「在日済州島出身者」の生活史からの人間福祉学的なWell-beingを追求することとは、その対象・方法においても大きな差異がある。

さらに、研究の中身を見ると、20人の個人面接録から、来日背景、仕事の経験、家族や親族、済州島の文化の保持などをも把握した上、「済州島出身その個々人が自らおこなう自分の位置付けは、日本社会・本国社会によって

与えられるものではなく、自分の意思に基づいて作り上げてきた、努力の過程によって獲得したものとしての現在の自分の姿であった。

たとえば、日本の社会の中で不利な立場に置かれ、差別を受けることはあっても、自分を支えるものをもって家族を養い、現在の生活に至った一人一人は、自らを、日本社会の中での被害者ではなく、日本社会を構成する一員であり、同時に在日朝鮮・韓国人の中の済州島出身者であると位置付けた²⁸⁾」という結論を提示した。

「済州島出身者」のアイデンティティに重点を置いており、その結論に矛盾性があるのではないかと感じている。その対象者生活権の改善などには一切の考察を行った痕跡がない。

3) 「済州島」に関する分野別の先行研究

①済州島研究のシンボル、海女の研究

済州島海女の研究で学位論文を作成した李善愛によれば、「海女の研究は『その漁法が原始的であるために、その業者の生活の中には古い時代の漁人の生活を想像させる色々な材料がある』、という瀬川清子の研究を嚆矢として……民族学、民俗学、生理学などさまざまな分野で研究が進められてきた²⁹⁾」と述べている。

また、済州島海女の研究は、生態学的研究、地理学的研究、社会学分野において済州島海女の経済活動の分析をとおして近代化による性別役割構造の変化を明らかにした研究、日本と韓国の上に海女の移動の歴史研究など相当な研究がなされている。

前述した李の研究論文は、その研究方法として、済州島の高齢化が進む海女を歴史の語り部としてとらえ、韓国海女の生活史を書き留めることを課題にしていた。

具体的なアプローチとして、韓国本土と日本に渡って、移動と定着にかかわる済州海女のライフヒストリーを分析の核として採りあげようとしており、その面からも、本研究に大いに参考となる興味深い先行研究の一つである。

②韓国・済州島内の研究成果

韓国において済州島は広い方面で研究対象になっている。その研究成果と動向に関しては、『耽羅文化³⁰⁾』の「解放後の済州研究の概観Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」

に整理されている。1999年8月、第1回済州島研究国際学術シンポジウムを日本で開催した。（放送大学、幕張）、第2回は済州島で2010年9月に「他者が見た済州島」の国際シンポジウムを開催し、米、日、中、韓国の学者が参加している。

済州島内の代表的な研究者らは、1946年8月「済州島研究会」、1978年「済州学会」に名称を変更、『済州島研究³¹⁾』によって研究の成果が掲載されている。

③日本での研究

東京には在日済州島人が1985年に作った「耽羅研究会」があり、30年にわたる研究業績を持っている。会紙『耽羅研究通信』（隔月刊）、会誌『済州島』（年刊）が発行されている。

大阪には、2004年4月に発足した「大阪済州研究会」（代表：梁永厚）があり、2012年10月現在、2～3ヶ月に1回の研究会を開いている。会誌『済州島研究』第4号が発行されている。

そのほか、大阪にも鳥越憲三郎が中心となって、関西での済州島に関する総合的な研究を目的として1987年、日本耽羅学会（大阪経済法科大学アジア研究所内）が創立され、会誌『耽羅』を発行している。

3. 「在日済州島出身者」に対する関心と研究動向

近年、強制併合からの100周年や韓流のブーム、空の便と旅行者の増加、韓国の経済成長などに伴い、また、韓国の政治的变化による済州4・3事件の真相調査などの時代的な流れに乗って、「済州島」に対する関心が高まっている。

2000年代に入って、日本と韓国の学者らによる研究論文が頻繁に発表されている。済州島の研究の中には、済州島研究のテーマを「在日済州人の商工業活動に関する研究」、「日本の中の済州人の職種と商工業活動」、「在日済州人の生活と社会的ネットワーク」、「在日済州人企業家の経営活動特性」、「在日済州人の済州島への寄贈と投資活動」、「在日済州人企業家〇〇研究³²⁾」としている研究者もいる。

研究分野のみならず、済州島の一般市民・済州道当局・マスメディア・企業に至るまで「在日済州人」に対する関心度数は日々上がっている。

例えば、2011年度から済州島の発展に尽力された一世の方々に報いるために、「故郷訪問事業（無料招待）」を済州道の後援・済州社会福祉共同募金会の主管で実施している。

1) 在日済州島出身者の愛郷心と寄贈・投資

愛郷心の大きな理由の一つは、過去の在日済州島出身者たちによる済州島への寄贈と投資活動に見ることができる。

その内容の要約を見ると次のようである。

「第一に、渡日労働者の送金は済州島の現金保有を拡大しながら済州地域の経済発展に大きな活力をもたらした。……第四に、在日済州人の柑橘苗木の寄贈……第六に、在日済州人の企業家は1960年代初めに韓国の経済復興のため、莫大な財政的支援と技術、ノウハウを伝授してくれた。……彼らの寄贈と投資活動は、財貨だけではなく精神的支援など様々なところに幅広く行ってきた³³⁾」とされている。

近年の実例としては、在日済州島出身の篤志家・金昌仁が済州大学校（国立）に多額の寄付金（総額 141 億 WON）などによって、2012年には「在日済州人センター」を建設している。

2) 「在日済州島出身者」の生活史の研究動向

日本では、伊地知を中心とした「在日済州島出身者の生活史を記録する会」を1999年に結成しており、その調査記録は、「解放直後・在日済州島出身者の生活史（1）－〇〇さんへのインタビュー記録－」というタイトルで、『大阪産業大学論集 人文・科学編』第102号、（2000年10月）から、「解放直後・在日済州島出身者の生活史（1）－〇〇さんへのインタビュー記録－（10）」、『大阪産業大学論集 人文・社会科学編』第13号（2011年10月）まで、10年余りで35名の調査が行われ、24名について報告している。

この会は、歴史学・社会学・人類学・経済学・国際関係学など多様な分野の研究者らによって学際的に進められた点に特色があるとしている。

以上のように済州島・済州島出身者を対象にした研究が盛んになってきているのは、結局、20世紀の激動の歴史の中で、様々な国家・国民の間のイデ

オロギー紛争などの挟間で生き延びてきた生の証人、在日一世の済州島出身高齢者たちの姿が見えなくなる危機感と焦りからであろう。

現在の研究動向や成果などマクロ的に検討作業を試みた。だが、本研究テーマや志向とは差異は大きい、学説的な部分においては研究の意義や独創性は高いと確認することができた。

第4節 「在日済州島出身者」の流動性と定着

何故、在日「済州島出身者」を含む多くの在日コリアンが日本へ渡ってきたのか？その答えの一つを挙げてみる。

1910年8月29日、韓国併合条約が公布された当時は、「来日していた朝鮮人はわずか1000名余であったが、その最盛期—日本の敗戦直前には、200万人に膨れ上がっていた。彼らは日本の韓国併合後、植民地支配下で農地を失った零落農民の出稼ぎ者や、日本で学ぶために留学して来た人々であり、太平洋戦争勃発後は戦時動員で連行されて来た人々である。在日朝鮮人という存在は、正に韓国併合の落とし子である。韓国併合がなければ、彼らの存在はなかったであろう³⁴⁾」というのが一般的な言説になっている。

だが、済州島出身者においては、農地や耕作権収奪、留学、連行という三要因だけではなく、漁場を奪われた漁民が多く、生きんがためには大阪へ渡ることを選択するしかなかった者もいた。

第2節で述べたように私の推算で少なくとも約15万人の「済州島出身者」が日本に存在していると考えている。

1. 在日コリアンの形成過程の始まり

1) 李氏朝鮮末期の「倭館」設営

江戸時代、日本は世界で唯一、李氏朝鮮政府と国交を持っていたが両国とも厳しい鎖国政策を実施していたために、人々の往来は見られない。

しかし、対馬藩が釜山に外交代表部のような「倭館」を設営し、そこには数百人の日本人が居留し通商と連絡を担っていたが、日本には朝鮮人は皆無であった。

2) 日本海軍の軍艦「雲揚号」と江華島条約

明治維新後、欧米型近代国家を目指す日本は、李朝に開国を迫ったが失敗し、武力を使った威嚇行動をとった。1875（明治8）年9月、日本海軍の軍艦「雲揚号」を派遣し、朝鮮の首都に近い江華島にある朝鮮軍沿岸砲台を攻撃、付近の永宗島に兵を上陸させ民家を焼き払う「江華島事件」を起こした。

李朝政府を威嚇しつつ圧力をかけた。これに屈した李朝は1876年2月、「朝日修好条規（江華島条約）」を結んだ。8月には「朝日貿易規則」が締結され、朝・日間の人の往来が初めて可能になった。

ただこの時期には渡日する朝鮮人はほとんどなく、無関税・不平等条約を利用し、朝鮮で一攫千金を夢見る日本人の商人たちが群れを成して朝鮮に押しかけていた。

3) 朝鮮「統監府」設置と定期航路の開設

1905年9月、日露戦争に勝利した日本は、朝鮮を排外的領有下に置くため、ソウルに「統監府」を設置し、支配を強めた。朝鮮と日本を結ぶ航路は19世紀末には仁川、釜山と開設され日本人の朝鮮渡航熱をさらに強めて1902年には朝鮮の元山と門司・大阪を結ぶ定期航路も新設され、その乗客のほとんどは日本人であり、在朝の日本人総数は5万5000人余りであった³⁵⁾。

4) 土地収奪による朝鮮農民の没落と安い労働力

「統監府」設置以後、日本より安価であった朝鮮の耕作地が次々に日本人地主や農業経営会社の手に渡っていった。1908年、後に植民地農業へ絶大な影響力を発揮した日本は国策会社「東洋拓殖株式会社」を設立した。

大規模で組織的に土地や耕作権を全国的に奪われていった。朝鮮王室所有の土地などが没収されては「東拓」などに安く払い下げられた。そのような土地には主として日本人が移り住んだ。1910年、併合によって「土地調査令」が勅令の形で公布され、土地収奪がより組織的に行われていった。

さらに、1920年からは「産米増殖計画」によって朝鮮から安い米を日本に移入した。この計画によって、土地を手放さざるを得ない朝鮮農民が多くいた。

約30年間にわたり「土地調査事業で朝鮮の土地を日本の管理下におくと同

時に、自作農から小作農に転落させられた朝鮮農民を朝鮮国内或いは日本国内の産業労働者として確保していった³⁶⁾」。朝鮮で生活できなくなった人々を日本の低賃金の単純労働者として流入できるようにした（渡航証明制度）。

生活の糧を求めた彼らの大半は朝鮮の南部から日本へ渡ってくるようになった。そこには、労働力のみではなく大量の物資も含まれている。

すなわち、日本の植民地政策による朝鮮人の生活破綻が日本への渡航の始まりと定着の主な要因である。後々の在日コリアンの生活史の形成過程の根幹に結びつくのである。

2. 在日コリアンの渡航時期と流動要因

在日朝鮮人の形成過程の始まりについて原尻英樹は、次のように四期に大別している。

第1期（1910～1939年）：「土地調査」、「産米増殖計画」など日本植民地政策による生活破綻が主因の渡航。

第2期（1939～1945年）：1期の要因も加えたうえでの強制連行による渡航。

第3期（1945～1952年）：日本敗戦混乱期での渡航。

第4期（1952年～現在）：日本の独立以後の朝鮮半島からの密航による渡航。

「1期においては大半の朝鮮人は南部から渡ってきた。特に慶尚道、全羅道（済州島も含む）の出身者……彼らは日本と朝鮮を往復し、日本の都市部で産業労働者として金を稼いでは朝鮮に戻り、また日本に出稼ぎに行っていた。しかしながら、当初定着性のない単純労働者であった彼らのなかには、朝鮮から家族を呼び寄せるものも増えてくる。……生活の基盤を日本に置き、永住希望が増えていったのが1期の特徴であるといえる³⁷⁾」と述べている。

第2期については「泥沼と化した日中戦争と太平洋戦争の勃発によって日本は大量の労働力が必要になった。男性は戦闘要員として戦地へ、一部の朝鮮人女性も陸軍慰安婦として戦地へ、そして多くの朝鮮の男性は労働力として日本に駆り出された。

一般には『強制連行』と呼ばれるこのプロセスが2期の移民の特色であり、当時の政府の政策は三段階に分けられる。戦局の悪化とともに強制連行の強制制度は酷くなっていることが以下の分類によって明らかにされよう。それは（A）自由募集による動員（1939～1942年1月）、（B）官斡旋、隊組織による動員（1942年2月～1944年8月）、（C）国民徴用令による動員（1944年以後）の三段階である。（A）の特徴は今までの渡航証明発行を大幅に緩和した点であり、それによって動員以外の朝鮮人も渡日している。（B）の段階になると家族の呼び寄せ、期間の延長も可能になった。……（C）は事実上の「白紙の召集」であり、日本の敗戦の色が濃くなった際の大量の物理的強制連行であった。動員された人々は炭鉱などで過酷な労働を強いられたが、これとは別に1期に渡来した人々と同じような形で渡日した人々もいた。つまり、タコ部屋生活を強いられた動員による朝鮮人と自由渡航による朝鮮人がいたのである。……そして過酷な労働によってどれだけの朝鮮人が死んだのか、それを示す正確な資料は残されていない。動員数は200万人とも300万人とも言われている³⁸⁾」と述べている。

このように原尻は、四期に大別しているが、本研究で取り組んでいるライフストーリー調査の対象範囲は、第1期から第3期までに渡航した済州島出身者に絞っている。

その理由としての一つは、第2期の在日コリアンの人々は本国から半強制的に日本へ移住させられたか、強制的に連行されてきた人々、それらの家族である。

二つには1952年サンフランシスコ講和条約の発効以前の在日コリアンたちは、法的には日本国籍者として取り扱われていたのが、その後は在日コリアンの法的地位は朝鮮国籍を有する外国人となったのである。

この時期には既に彼／彼女らの生活の基盤が根付いており、日本に定着する生活史の始まりになるからである。

3. 大阪方面への済州島人の流動背景と過程

1) 済州島出身者の移住要因の背景

濟州島人が大阪に渡航する背景には、前述したような要因・背景などから判るように、日本の植民地統治による全国的な土地収奪と耕作権を奪われ、農村に封じこめられ、潜在失業者として極貧生活を余儀なくされていたことがある。

さらに濟州島についても、「濟州島の特有の事情も存在している。例えば、日本の近代的漁業によって濟州島の零細漁民が大打撃を受け、零落するという事情がある。1907年（明治40年）頃から日本の漁業会社の漁船、特に北九州、西部中国地方の漁船は濟州島近海に出没した。濟州島周辺は世界的な好漁場であり、朝鮮でも屈指の漁場である。そこに古来からの手漁撈に従事している島民の目前において近代漁法で漁場を荒らされた漁民たちは、茫然としているうちに零落させられていった。さらに綿花栽培と手紡家内工業は濟州島の唯一の産業であったが日本の近代的な大規模紡績工業による安価な綿布の流入によって、またたく間にこの島唯一の産業は壊滅に追い込まれた³⁹⁾」のである。

このような情勢から濟州島出身者たちは、貧しい生活から抜け出すためには一つの手段として、定期航路が開設された日本の大阪へ渡航するしかなかった。

日本の資本家たちが朝鮮本土はもとより濟州島にも労働力を集めるために募集人を送り込み、極貧の生活をしていた多くの濟州島出身者はその零細工場の労働者募集に応じ、大阪に渡航が始まるようになった。

第一次大戦が終わった後、企業からの募集は絶えるが、日本本土に職を求めて渡航する人々は絶えることはなかった。植民地政策の本格化に伴い急増した。

また、大阪と濟州島を結ぶ定期航路は、約22年間（1923～1945年）にわたり、島の人々を連絡船へ乗せ渡航を続けたことが、濟州島からの渡航者の増大を促進させた。

それが、「いま＝ここ」の在日「濟州島出身者」の存在と生活形成史の原点となっている。

2) 濟州島出身者の流動経路と手段

① 定期航路と 5 隻の連絡船の運航⁴⁰⁾

済州島と大阪間の定期航路が1922（大正11）年10月に開かれ、翌年からの5隻の定期連絡船の運航が始まったことが、済州島出身者の渡航の最大の手段であり、大阪に集住・定着に繋がる最大の要因である。その大きな役割を担っていた5隻の連絡船は、第2節のとおりである。

当時の済州島出身者にとっては、いかなる日本の都市より、国内の陸地都市よりも大阪が最も近い都市になっていた。運航から2年後の調査によれば1000人のうち609人が済州島出身者であり、大阪府下の在阪朝鮮人のうち済州島出身者が絶対多数を占めていたことを表している⁴¹⁾。

1924年から、済州島から大阪への渡航者が急増し、1936年までの13年間の平均は往復3万を超えて、航路開設後の10年余の間の1934年には済州島総人口の4割に当たる約5万人の済州島出身者が日本に在留、大流動になったことについては第2節で既に述べた。

②そのほかの流動経路と手段

済州島出身者の人々が日本、大阪に渡航するには、前述した「大阪⇄済州」間の航路だけではなく、さまざまな航路と手段を駆使したとも考えられる。

・釜山経由の渡航：まずは済州島から釜山へ来てから関釜連絡船に乗り込み下関に到着後、陸上交通機関を利用し大阪へ来る方法である。「この関釜航路は、日本と朝鮮を結ぶ最も太いルートであっただけでなく、朝鮮半島を横断する鉄道とリンクすることによって中国大陆への交通路の一環であったことはよく知られている⁴²⁾」。実に、1924～35年の釜山から下関への朝鮮人渡航者数が年間平均にして約12万人が渡っており、済州島出身者の何人何百人が利用したのかという統計・資料がないため正確な渡航者数を把握することは困難である。

だが、証言や聞き取りのなかでは度々耳にすることは確かである。既に1915年には済州島と釜山間の旅客船が就航していたことからみても、その旅客船に乗っては釜山へ渡り、再び関釜連絡船へ乗り換え下関から大阪へ来ることは可能であり、その証言の裏付になっている。

・傭船・漁船などによる非正規渡航：渡航専門業者（密航斡旋業者）が小型船舶を用意しては渡航希望者の募集を図り、それに応じた少数の人々を潜り込ませ日本の沿岸へ上陸させるか、または、渡航希望者の数人が自費を出し

合い漁船をチャーターするか、買い上げ、日本の沿岸部に忍び込んでから陸路交通を利用し、大阪の親戚や出身村という血縁・地縁者に迎えに来てもらうか、自力で大阪に来る手段である。

これら以外には、済州島か釜山・東海岸の港から日本へ向かう貨物船の船員と成り済ますか、交渉のうえ乗り込み日本の沿岸にたどり着くかなど命掛けでのあらゆる経路や手段を選ばざるを得なかっただろう。

この非正規渡航は渡航阻止（1925年10月）、渡航制限（1929年8月）渡日規制（1932年）などの渡日管理により、相当数の人々がやむを得ず渡航の手段として選ぶようになっていた。

前述した第3期（1945～1952年）の渡航は、大半がこの手段での渡航者であろうことはほぼ間違いないと考えている。

4. 在日「済州島出身者」の定着過程

「済州島出身者」の多くは、「渡航を実現する上での直接的な契機は、親族・友人・地縁関係の援助と刺激であった。渡航に必要な資金を準備できぬ者に対しても、親族あるいは一種の頼母子講である『契』の組織が旅費の融通をおこない、さらに大阪では宿泊や就職の面倒をみるという仕組みが強固に存在していた⁴³⁾」状況に頼っていた。先に出稼ぎに来て済州島へ帰った人が再び渡航するときには、友人・村の知人・先後輩を誘い合わせ数人となって大阪へ来る。

その絆は、大阪の「猪飼野」（現在の大阪市生野区）に定着しつつ、もう一つの済州島を形成させ、済州島と大阪を結んだ濃密な生活の現場に展開していた。

しかし、定着当時の劣悪な生活環境や言語・識字・習慣・風俗・価値観などの多くの違いは、葛藤と問題を抱え込むありさまであった。

1) 生活環境

①住まいの問題と環境

1920年代の始めは、済州島から大阪へたどり着いた人々にとって住まいと仕事が一番優先的な問題であった。その状況を金賛汀は、「まず同胞の経営する“下宿屋”に宿泊した。……そこで下宿屋の親方から仕事を紹介しても

らったり、兄弟、親、親戚の縁で仕事口を探すというのが普通のコースであったという。……1926年7月、鶴橋警察署の調査によればその管内に171軒の朝鮮人の下宿業者が存在し、2363人の下宿人を宿泊させていたという。一戸平均の下宿人員数は14人である。……当時の一軒の家一だいたい六畳と4畳半に2階が六畳ぐらいの家だ……⁴⁴⁾」と述べている。

当時の下宿料は1日50銭で、町工場の12時間労働で日当1円20～40銭、決して家賃は安いとはいえない状態であったであろう。

こんな下宿屋から逃げ出し、一軒の家を借りるか、路地裏の借地権付きの古い長屋でも買って生活したいという願望は誰しものが抱えていた。

だが、日本人の家主側にとって 有利な家賃、借地条件などで容易ではなく、朝鮮人には家を貸さない、敬遠する 雰囲気もあった。その背景には、大阪市における急激な人口増加が住宅受給の調節を困難にし、借家難という現象を生じていたことがある。

このようなさまざまな状況から「済州島出身者」の人々にとっては、いかに住宅生活環境が厳しかったかを十分にうかがうことができる。

②職業・労働賃金の問題

済州島ではさまざまな理由でアワ・ムギのご飯さえ十分口にすることができない極貧の生活を余儀なくされていた「済州島出身者」たちは、さまざまなルートで渡日し、大阪の生活の中で「お米のご飯を食べられるだけでも幸せだった」という人もいる。

衣・食・住といった基本生活を営むためには、当然のこと働くしかない。もともと農・漁民かその子弟で、職業技術を全く持っていないままの未熟練の人々がほとんどであった。そのような状況では働く場所は限られており、土方・人夫といった建設現場の日雇い労働にいくか、町の零細工場の雑務・見習い・下張り・仕上げ等々の単純肉体労働者として働き始め、徐々に仕事の技術や工程など流れを掴んだところで下請けか独立していくかであった。

そこには長い労働時間と安い賃金で、同じく済州島の人々を雇っていくようなサイクルが形成されていたと考えられる。

その職種は主に、ガラス・ゴム・金属・機械・服のミシン場・プレス・印刷工場・プラスチック・ゴム製靴などの家内手工業に偏重されていた。その

内、大阪ゴム工業は今の生野区でのシンボル産業として知られており、大阪市の統計や先行研究にも取り上げられている。⁴⁵⁾

おわりに

以上述べてきた流動と定着に関連しては、取り組んでいる本研究のインタビューでもリアル化されていくと考えている。そのことについては次章で明らかにするが最後に一言しておく。

1920年代の日本植民地政策は農・漁村の強制収奪などで生活基盤を失った済州島の人々を日本の産業予備軍として流入させるために定期航路を開設し、3K（きつい、汚い、危険）の低賃金労働現場に流入させた。

貧困と差別などの不安や恐怖に耐えていくには地縁・血縁で結び合い、防衛・克服手段として大阪へ渡り、群れをつくりあげ自立の道を展開させながら定着に至ったと考えられる。

注

- 1) 古川孝順は、『『社会的バルネラビリティ』、すなわち『現代社会に特徴的な社会・経済・政治・文化のありように関わって、人々の生存（心身の安全や安心）、健康、生活（の良さや質）、尊厳、つながり、環境（の良さや質）が脅かされ、あるいはそのおそれのある状態にあること』として捉えている。古川孝順『社会福祉研究の新地平』有斐閣、2008年、16頁。
- 2) 李光圭・賈鐘壽著『共生社会を目指して—在日韓人社会と日本—』大学教育出版、2010年、1～2頁。
- 3) 同前、2～3頁。

- 4) 真田真治、生越直樹、任榮哲編『在日コリアンの言語相』和泉書院、2005年、11頁。
- 5) 同前、88頁。
- 6) 福岡安則著『在日韓国・朝鮮人—若い世代のアイデンティティー』中公新書、2008年、17頁。
- 7) 拙稿「大阪地域における高齢者福祉に関する一考察—生野区の通所介護利用者の実態調査をふまえて—」四天王寺大学大学院研究科に提出、2009年、4頁。
- 8) ① e-stat 政府統計総合窓口、法務局、表番号10-99-07-2、2011年12月3日。
② 大阪市ホームページ2011年12月6日。
www.city.osaka.lg.jp/keikakuchosei/cmsfiles/contents/.../2-3.pdf。
- 9) 同前、大阪市。
- 10) 杉原達「在阪朝鮮人の渡航過程—朝鮮・済州島との関連で—」杉原薫・玉井金五編『大正・大阪・スラム』新評論、1996年、229頁。
- 11) 宮下良子「済州スニム（僧侶）のトランスナショナリティー—大阪市生野区の事例を中心に—」『白山人類学』12号、白山人類学研究会、2009年3月、41頁。男女の人数と合計が合わないのは原資料による。
- 12) 姜徹著『足立からみた在日コリアン形成史—済州島・東京足立に生きた私の半世紀—』雄山閣、2010年、7頁。下線は引用者。
- 13) 同前、表紙カバー。下線は引用者。
- 14) 野村進『コリアン世界の旅』講談社、1997年、9頁。
- 15) 同前、213頁。
- 16) 金奉鉉著『済州島流入伝』国書刊行会、1981年、26～27頁。
- 17) 同前、328頁。
- 18) 泉靖一・祖父江孝男・岡並木・徳山安信・大給近達「東京における済州島人」、『民族学研究』16/1、日本文化人類学会、1951年、82頁。
- 19) 伊地知紀子著『生活世界の創造と実践—韓国・済州島の生活誌から—』御茶の水書房、2000年、122頁。
- 20) 外村大「在外朝鮮人史」朝鮮史研究会編『朝鮮史研究入門』名古屋大学出版、2011年、281頁。

- 21) この文献は、日本における唯一の朝鮮史研究専門学会（1959年創立）である朝鮮史研究会の半世紀にわたる研究蓄積を基礎にして上梓されている。「在日」研究者には大いに活用できる指針書である。
- 22) 耽羅研究会会誌『済州島』5号、1992年、21～39頁。
- 23) 前掲『生活世界の創造と実践—韓国・済州島の生活誌から—』、33頁。
- 24) 同前、本の表紙カバーより。
- 25) 同前、119～120頁。
- 26) 高善徽『在日済州島出身者の生活過程—関東地方を中心に—』新幹社、1996年、11頁。
- 27) 同前、44頁。
- 28) 同前、142頁。
- 29) 李善愛『海を越える済州島の海女—海の資源をめぐる女のたたかい—』明石書店、2001年、16頁。
- 30) 済州大学の耽羅文化研究所で1982年以降毎年発行されている研究年報。
- 31) 行政的に全羅南道から済州道に独立することによって「済州学」という地域学に関心が高まり、その定立をめぐり、1978年春、“済州島研究会”が“済州学会”に名称が変更され、1984年から2014年現在まで『済州島研究』第41号まで発行されている。私は、2010年11月19～20日、第32回済州学会全国学術大会に発表者として参加したこともある。その後、この学会の2011年理事になっている。
- 32) 高廣明、2004～2010年までの発表論文。
- 33) 高廣明「在日済州人の済州島への寄贈と投資活動」『日本近代学研究』第27輯、韓国日本近代学会、2010年、217頁。
- 34) 金賛汀『韓国併合百年「在日」』新潮社、2010年、17頁。
- 35) 同前、19頁。「1905年、京城の日本公使館の調査では在韓日本人総数5万5000人を数えた」と記している。ここで「在韓」とあるのは、1897年朝鮮の国号が大韓帝国に改称されているからである。
- 36) 原尻英樹『在日朝鮮人の生活世界』弘文社、1994年、38頁。
- 37) 同前、38頁。
- 38) 同前、39～42頁。

- 39) 金贊汀『異邦人は君ヶ代丸に乗って』岩波書店、1985年、96頁。
- 40) 杉原薫・玉井金五編『大正・大阪・スラム』新評論、1996年、232～243頁。及び、杉原達『越境する民－近代大阪の朝鮮人史研究－』新幹社、1999年、109～128頁などが詳しいので参照されたい。
- 41) 同前、『越境する民－近代大阪の朝鮮人史研究－』、94頁。
- 42) 同前82頁。
- 43) 同前、96頁。
- 44) 前掲、『異邦人は君ヶ代丸に乗って』、53～55頁。
- 45) この職業・労働に関しては、佐々木信彰「第4章在阪朝鮮人の労働＝生活過程」杉原薫・玉井金五編『大正・大阪・スラム』新評論、1996年、164～211頁を参照されたい。統計表は前掲の杉原達の前掲書『越境する民－近代大阪の朝鮮人史研究－』141頁を参照されたい。

第3章 「在日済州島出身高齢者」のライフヒストリーからの福祉学的 整理・考察

はじめに

本章では、本研究の方法論として採用した「ライフヒストリー法」に沿って得られた数人のデータの整理と考察を試みることにしている。すなわち、研究対象者（Informant）である「在日済州島出身高齢者」個人の生活世界を収録した録画内容の文字化作業（テープ起こし）を行うとともに、その膨大な内容のうち、各々の事例データから生活や福祉と関わる部分を抽出して整理・考察することである。

その整理・考察の際には、次のように大きく二つの作業プロセスを設定することにした。

プロセス1：個人のライフヒストリーにおいて、その人の語りや仕種に深く潜んでいる内面を理解するためには、まず「逐語記録及びトランスクリプション（Transcription）」が優先課題であると考えている。

プロセス2：得られた全体のデータを総整理した上、その人々の生活史の全般で経験した福祉関連項目などを整理し、人間福祉学の学際的な観点からのその意味と共通点を見出す。いわば、類型化を可能にする（しようとする）ことである。

その類型化作業においては、社会福祉の根幹になる歴史を大枠として取り入れ、データの理解を容易にする。その理由は、福祉の歴史を理解することは人間福祉学において最も重要で研究の価値と有効性や客観性を向上させることに繋がると考えているからである。

具体的には、個別的な事例を整理する。

- ①生涯に取り巻く生活状況をミクロ的に把握する（根拠に基づく研究）。
- ②暮らしの過程で困ったことは何であったかを明らかにする（生活のニーズ発見）。
- ③生活上の困難な問題をどのように克服してきたかを明らかにする（問題解決型実践的研究）。

というこの3点に着目し解明することを試みることにした。

その①の根拠としては、社会福祉の歴史上、原初的な語である社会福祉の意味は「英語の Social Welfare もしくは Social Wellbeing に相当する。英語としては古いいい方であるが How are you faring? (いかがお過ごしですか) という表現がある¹⁾」というところに求めることができていると考えている。

また、②③の根拠には、「社会保障の思想と体系の原典²⁾」であり、「福祉国家の理想³⁾」であり、「社会保障のグランドデザインを、ナショナル・ミニマム理念を支柱にして提起した……福祉国家の世界最初のモデルとなった⁴⁾」ベヴァリッチ報告書に求められる。すなわち、福祉国家建設の基本的な指標になっている英国の『ベヴァリッチ報告』(Beveridge.W.(1942年))において、生活困難をもたらす原因として指摘された5つの要因……社会福祉が関わりをもつ生活上の諸問題を端的に表現する言葉としてしばしば用いられている⁵⁾」5大悪が挙げられている。

この5大悪(五つの巨人)に基づき、生活上の難問をどのように克服してきたかを明らかにする。

その五つの巨人(5giants evils)とは、貧困(Poverty; 窮乏・困窮・欠乏)、病気(Disease; 疾病)、無知(Ignorance; 無学)、不潔(Squalor; 隘陋)、失業(Unemployment; 怠惰・無為)である。

これらの五つの基本的な福祉関連の項目と、研究対象者らの特殊性である「国籍問題」というもう一つの項目を追加し、合わせて六つの項目を個々人のライフヒストリー分析の概念的カテゴリー用語(キーワード)として設定することにした。

「在日済州島出身高齢者」である彼・彼女たちの個人々々が「いま＝ここ」までの生涯に及ぶ生活全般における経験・体験を、設定カテゴリーと考察の視点として、次のように六つの順で克服過程や現状を解明する。

1、「貧困」(経済的)問題は、どのように克服してきたのかを出来る限り生活費用や年金の有無など数字や金額などで実証する。

2、「病気」の予防や治療をどのように克服してきたか、本人、家族の疾病の対処方法と、費用捻出過程とともに健康保険の利用などを具体的に分析する。

3、「無知」退治問題において、本人の識字能力と、介護保険等に関する説明書読みや理解力、また、家族（子ども）の語学力と就学や学力関連事項を考察する。

4、「不潔」退治に関連して、住まい環境、借り部屋、土地、住宅に関わる規模と費用や購入過程を明らかにする。

5、「失業」の関連として、職業の選択理由、収入の程度、稼ぎ能力と職務の専門性がどのようなものか、社会的地位や生計維持手段まで解明する。

6、「国籍問題」に関わる制度的排除と差別、偏見や無視、また、住民意識や外国人登録過程と強制追放経験や帰国状況を整理し、明らかにしていく。

これらの分析から、研究対象者の全体像を理解することが容易になると考えている。

本章における「在日済州島出身高齢者」のライフヒストリーを人間福祉学的に整理と考察を行い、次の第4章で行う分析のためのデータ構築をする。

記録順に5人の調査対象者のライフヒストリーとトランスクリプションを考察して、その生活像を明らかにしていく。

第1節 [T]さんのライフヒストリーとトランスクリプションの考察

1. 調査の背景と調査対象者

対象者と私が初めて出会ったのは、2003年春頃である。

20年前に亡くなった私の兄とは家族のように親しくされたようで、兄の家族から私の居場所を尋ねて自寺に訪れて来たのである。

その時から寺の行事やふれあいサロンにも通ってくるようになり、家族の悩みや健康のことやらなんでも相談するほど交流関係が深まってきた。

度々、わがままな言動で家族から憎まれることもあり、対象者から仲裁役を頼まれて、家族との関係改善のために説得を重ねているが、特異な家族構成のため根底から和解させることには至っていない状況である。

そして、10年以上の歳月が経っているが、それ以上に家族関係の悪化が進展していないのが幸いである。

インタビュー調査に当たり、趣旨や目的などを十分に説明したところ、対

象者から「自分の生涯のことはあなたが、より解っているでしょう」と言われたが、それとは別に客観的立場でインタビューに取り組むことにした。

調査の手続きとして改めて、調査の任意性、データの利用と公表方法など詳しい説明を行い、理解の上、承諾を受けて同意書にも署名を受けている。

2. 調査方法

ライフヒストリーの分析のために、調査対象者に対するインタビューの全体的内容は、ビデオカメラを用いて撮影し別のCDにも保存した。その動画記録と音声データを数十回聴き、トランスクリプション（Transcription、テープ起こし、反訳）作業を行った。その記録は一次資料として保存している。

- 1) 調査対象者：高山春子（仮名）、1924（大正13）年済州島生れ、女性、以降は〔T〕さんと記述する。
- 2) インタビュー場所：調査者の自寺の相談室。
- 3) 調査日時：2013年2月16日（土）14:00～15:50。
インタビューの総録撮時間は約1時間32分。
- 4) 調査技法：対面会話方式、調査対象者の左前方にデジタルハイビジョンビデオカメラを三脚台に固定し撮影した。
- 5) 倫理的配慮：調査日以前から10年以上自寺の信者として家族の問題などで相談を受けたこともあり、大概の家族構成や生活歴を把握している。交流関係が深くラポール形成が良好な対象者である。事前に、調査の趣旨、技法を十分に説明し理解を得て、論文に掲載することについても承諾を得ている。

3. 調査結果

- 1) 〔T〕さんの家族関係および生活歴
〔A〕は〔T〕の夫：1912年生れ、1989年死亡、享年78歳。
〔T〕は本人：1924年生れ、済州島南西部出身。
〔B〕はミシン場の女性（年齢未詳、日本人）
〔C〕は〔T〕の養女：〔A〕と〔B〕の子。1958年大阪生れ、〔T〕

と同居中。

〔D〕は〔C〕の夫：1953年日本生れ、在日2世、〔T〕の家で同居中。

〔E〕は〔C〕の長男：1984年生れ、〔T〕の孫、〔T〕と同居。

〔F〕は〔C〕の長女：1986年生れ、〔T〕の孫、〔T〕と同居。

〔G〕は〔C〕の次女：1989年生れ、〔T〕の孫、〔T〕と別居。

〔T〕さんの概略年表

1924（大正13）…済州島南西部の漁村で生まれた。

15歳 1939（昭和14）…〔T〕の父親が大阪に在住、母と3人の兄弟と君が代丸に乗って大阪へ。

19歳 1943（昭和18）…薬売りの夫と結婚。後に離婚。

21歳 1945（昭和20）…大阪空襲の最中に男の子が生まれたが、2年後肺炎で死亡する。

22歳 1946（昭和21）…大阪市生野区田島に移り住み、買出しや煙草巻き売りの生活。

32歳 1956（昭和31）…大阪府泉大津へ移住、ミシン場のジョンイ（정의）の男性⁶⁾と仕事のために同居、その人と再婚（44歳）。それが〔A〕である。

34歳 1958（昭和33）…夫とミシン場の女性〔B〕の間の子を養女にし、育児を始める。胆嚢炎で警察病院に2ヶ月入院。ミシンの仕事で稼ぐ。

58歳 1982（昭和57）…養女の結婚、娘夫婦と同居、その後、孫3人が生まれる。

65歳 1989（平成元）…夫の死亡。

70歳 1994（平成6）…ミシンの仕事を辞める。

89歳 2013（平成25）…〔T〕が〔C〕の産みの母（生母）でない事実が3年前に婿〔D〕にわかってから、会話の態度が一変し苦しみを感じている。

2）〔T〕さんのライフヒストリーの概要

〔T〕さんが15歳の時、10年以前から大阪の鋳物工場で働いている父が家庭

生活を営むために済州島にいた妻子を呼び寄せ、母と兄2人と〔T〕さんは弟を竹網の籠で背負い、家族5人で「君が代丸」に乗って大阪へ渡航した。無学、言葉の問題から「職」を身につけるためにミシン場の雑役として雇われながら独学でミシンを習っていた。

太平洋戦争という経済・社会的に混乱した時代的な背景と、成人女性は「挺身隊に行かされる」という噂があったので、19歳で母親の勧めにより交際期間や正式な見合いもせず、本人の意向とは離れたタイプの相手と結婚することになった。間もなく夫は日本軍に参加、1年余りの新婚生活。

大阪空襲の最中に男の子を出産した。産後の肥立ちが悪い上、病弱な身で子育てに専念するが、2年後にその子が肺炎を患い病院や薬による適した治療も受ける事もできない環境で亡くなる不運と離婚を経験した。

その後、母親の死亡と父の帰郷という家庭崩壊まで重なり、女一人の身で孤立と不安を抱えて20代を送る。生活のために買い出しや煙草巻き売りなど幾つもの仕事を10年余り経験するが、30歳を越えて心身を整え、本来の希望であったミシンの本職を活かそうと決心したとき、親戚の紹介で12歳年上の〔A〕と再婚。

再婚した夫〔A〕と同じ作業場で働いていた女性〔B〕との間に女の子〔C〕が生まれたが、産みの母〔B〕が乳児を置き去りにし行方不明になった。他人が産んだという事実を隠して〔C〕を養女として受け入れ懸命に養育し、高校までの教育と就職、結婚までさせた。

養女の結婚後も婿〔D〕と孫たちと家族として同居を続け、孫の成長まで物心両面で献身的に面倒を見てきた。縫製業を夫婦で人並み以上に営み、2階建ての住宅を購入したときの借金を返済し、わずかな預貯金はあるもののその収入の殆どを6人家族の生活費に充てた。

本人〔T〕が65歳の時、再婚の夫〔A〕と死別したが、ミシンの仕事は70歳まで40年余り営んできた。不健康でありながらも少しの預貯金もあり、3世帯の家族で安らかな余生を過ごせると思っていた。

ところが、インタビューの1年前のある日、2階に同居している婿〔D〕から「筆舌に尽くし難い暴言」を聞いて、家族間の関係が疎遠になるようになってしまった。その後から自分の生涯史を振り返り、嘆くこととなった。

恩知らずはともかく、悲しさと悔しさから、心理的孤独と生き甲斐の喪失という苦しい余生を生きている生活状況である。

4. [T]さんのライフヒストリーからの概念的カテゴリーによる考察

ここで[T]さんのライフヒストリー全体の内容から、本章の冒頭において提示・設定した六つのカテゴリー①貧困②病気③無知④不潔（環境）⑤失業⑥国籍と関連する項目を抽出し、その体験と克服過程や現状を実証的に考察してみる。

1) 貧困 (Poverty; 窮乏・困窮・欠乏、Want)

[T]さんは、日本が韓国を併合（1910年）した、その植民地の統治下であった1924年に済州島で生まれた。当時は既に日本による土地調査事業が終わり、続いて産米増殖計画が行われ、朝鮮農村の貧窮化をもたらした時期に児童期を過し、第二次世界大戦が勃発する2年前である15歳（1939年）に済州島と大阪を結ぶ「君が代丸」に乗って大阪へ渡ってきた。

その2年後には太平洋戦争が始まり、不安な情勢の中、未成年でありながら町工場の雑役という低賃金の女工としての貧困⁷⁾な生活を経験した。

その状況を[T]さんが語ったライフヒストリーから取り上げてみる。

「女は職を覚えなさいといけない」と母が言ったため、私は学校にも行かず、横に線路がある「イナガキ」という工場で働きはじめました。休みは1日と15日しかなく、毎日朝7時から夜の10時まで働く日が続きました。休みの日でも、弟夫婦の子ども3人の面倒を見なければならず、大変苦勞しました。給料（金額）はよく覚えていませんが、「わずかなもの」、何円かしかなかった。給料は封筒のまま親にあげていました。「イナガキ」では19歳まで働いていました。

貧困関連の先行研究の文献と照らしてみると、1939年当時の朝鮮は、未曾有の大旱害⁸⁾の被災による食糧事情の深刻さのために真に悲惨な時期であっ

た。それに重なって日本の「国民総力運動」⁹⁾の展開とともに、未婚女性の動員運動¹⁰⁾が始まった時期でもあった。

これらは、〔T〕さんが大阪に渡る要因であり、いわば日本の植民地統治により濟州島の人々の生活の破綻に繋がったのが大きな時代的背景であると考えられる。その背景と関連し、吉田久一により「在日朝鮮人不安定就労者」¹¹⁾の実状の一部が論じられていると同時に、植民地支配下の生活不安の諸問題に対し、「その窮乏過程は小作農→窮農→日雇→失業→海外流民のコースをとり、……その本質は移民ではなく、雇用や生活手段を求めてのまさに『流民』であった。……雑役労働者の賃金にいたっては、日本人の半額にもみたくない。それは賃金だけでなく、労働時間の長さ……失業の高率などにも現れている¹²⁾」と述べられており、当時の時代的な貧困背景を明らかにしている。

このような時代的な貧困状況に巻き込まれた〔T〕さんの家族も例外なく〔T〕さんが5歳の時、生活の糧を求めようとして先に父が大阪へ渡り家族と離れ、それから約10年後、濟州島に残した家族を大阪へ呼び寄せた。

〔T〕さんの貧困の克服過程を概観すると、母親の助言を素直に受け入れ、縫製技術を懸命に覚え、手に職を付けたことがその後の生涯全般の収入源になり、家族の生活費はもちろん、住まいの購入や養女の養育費・教育費までまかなうことができた。

2) 病気 (Disease ; 疾病)

〔T〕さんは病気に関連した出来事を、主に2回の経験談を語っている。

1回目は、出産と育児、その子どもの死亡に至るまでの辛い経験である。妊娠中は大阪空襲に見舞われ避難・疎開という非常に危険な時期に遭遇する。出産の時は、病院ではなく産婆さんのお世話で男の子を産むことが出来たものの、出産後の回復処置が適切にとられることがなかった。〔T〕さんは、自分の体は疾病¹³⁾に罹りやすい弱い体であると認識しており、それから「血液の流れが悪くなって頭に上っている」と語っている。

病弱な身で出産した子どもが2歳過ぎに肺炎を起こしたが、焼け跡の混乱状況では医療機関での治療も薬を手に入れることさえも不能になり、救命す

ることが出来なかったという苦しい体験を回想している。

終戦前（1944年度末）男の子を産みました。その子は2歳の頃に肺炎を発症してしまい、医者も薬もなにもない環境で、私はその子どもかわいさで1週間の間、必死に看病しましたが助ける事ができませんでした。

結局、死なせてしまいました。当時は治療する術はなく、胸に湿布を当てるなどでなんとかするしかありませんでした。あー（大きなため息を吐く）本当に辛い経験でした。子どもが死んでしまったことで、私はもう男は要らないと、一生一人で生きていくという覚悟とともに離婚しました。

空襲の最中に梅田の近くで出産することになって、その時は産婆さんが来て子どもを取り上げてくれました。子どもは大きく一貫ほどの重さがある男の子でした。子どもが生まれた後、もんぺのままで和歌山に行きました。

その子は2歳ごろ肺炎にかかり、湯を沸かして体を拭いたり、胸に湿布を貼ったりを1週間続けましたが、亡くなってしまいました。その時に、ええい、くそ、もう何もかもいらないと諦め、一人で生きていく決心をしました。

上記の経験談をくり返し強調すると、〔T〕さんの出産は1945（昭和20）年で、中心市街地が焼き尽くされた大阪大空襲と重なっていた。

その2年後の子どもの肺炎の頃、医療機関の荒廃などからも救命を求めることは不可能な状況であった。

次の内容は、〔T〕さん自身が再婚からおおよそ3年後（1958（昭和33）年）に胆嚢炎に罹り、警察病院に入院し、手術を受けたときのエピソードを語ったものである。

一緒に住んで3年経ったときに、私が胆嚢の病気に罹り、警察病院に入院することになりました。その時、私の兄が、大友町にて鉄工所の仕

事をしていて、その会社の保険に入れてくれたため、入院費を安くすることができました。その病気に30万円ぐらいかかりました。手術して2ヶ月入院しました。

ここで「在日朝鮮人と国保制度の推移¹⁴⁾」に触れて考察してみると、1938（昭和13）年に創設、実施された（旧）国民健康保険時代から7年間（1945（昭和20）年）は、日本国籍を有していたが、強制的なものではないため、朝鮮人のその加入者は少なかった。

1952（昭和27）年の平和条約発効により、在日朝鮮人の日本国籍は一方的に剥奪され、その後は外国人として取り扱われるようになり、それから6年後、〔T〕さんが入院し手術を受けた時と同じ1958（昭和33）年には（旧）国保は全面的に改正され（新）国保時代になった。そこで、在日朝鮮人は「適用除外」者とされている。

その状況から考えると、〔T〕さんは国保の適用からはずされたことにより、兄が経営していた鉄工所の工員と名乗らせて、被用者保険（常時5人以上の強制適用事業所）からの医療保険証を受けていた。

その後1966（昭和41）年に日韓条約・法的地位協定が発効し、韓国籍者に対してだけ国保加入が認められるようになった。

前述したように〔T〕さんは40年以上のミシンの仕事の職業病として現在も背骨がやや丸く、頸椎が前屈の姿勢であり、時々発症するめまいや頭痛を出産の後遺症であると思い込んでいる。そのほか高血圧症も患って薬と主に鍼灸施療を受けている現状である。国民健康保険料は月1200円と介護保険料2800円、合わせて年間48000円を娘〔C〕が納付している。

3）無知（Ignorance；無学）

〔T〕さんは、正規教育を受けた経験を全く語っていないが、その家族であった父や兄の学力に関連しては自慢気に語っている。

日本に来るまでの間、学校には行ったことがなく、勉強は学校の先生をしていた兄に教えてもらいましたが、あまり頭に入りませんでした。

自分が住んでいたところでは韓国人が少なく、ずっと日本語を使ってきたので、韓国語よりも日本語のほうが上手いです。

読んだり書いたりはできません。住所は書けませんが、自分の名前ぐらいは書けます。

娘は中学校に通った後、しっかりした主人の子だったので、建国高校に自分で行くようになりました。高校を卒業した後、大学に行くように言いましたが、年寄りの親二人が働いているのに大学は行けないと、娘は在日団体のところで事務員として働くようになりました。そこで韓国料理の作り方などを教えてもらっていました。

これらのインタビューの内容から見ると、[T]さん以外、父は漢字の識字能力があり、兄は先生をしていたということから朝鮮末期のヤンバン（両班）家族であり、その「当時の初等教育機関としては、普通学校（官・公・私立）私立各種学校（宗教・一般）、書堂、講習会など多様な機関が存在した¹⁵⁾」ので、これら機関から一定の教育を受けたと考えられる。

だが、[T]さんの学齢期を1930年代であると推算してみると、その当時は日本の帝国主義支配下の「内鮮一体」「皇民化」が強化され、朝鮮の民族性ならびにその文化と歴史などを抹殺する政策がいつそう高まった時期となる。よって、既存の教育機関は、「1929年に私立学校規則が改正され、……私立学校として認可・運営されているものに対して閉鎖を命じることができる規定……（16条）¹⁶⁾」などから法的に禁止されるようになるなどの混乱期に当たった。結果的に[T]さんは教育機会を失い、兄から朝鮮語を教えてもらったのではないかと推察される。

板垣竜太の先行論文によるが、1930年の朝鮮国勢調査における識字調査結果の集計から「識字率は、日本人95.2%、朝鮮人が27.4%と……、朝鮮人の識字率の男女差は概して大きかった。……男性で44.4%、女性で9.8%であり、……日本人でハングルの識字技能のみを習得した者は皆無であったし……朝鮮人においてはカナの識字者は8.4%、ハングル識字者は27.4%であり、カナの識字技能を習得した者はほぼ全員ハングルの識字技能を習得していた¹⁷⁾」としており、当時の教育状況を把握することができる。

現在同居している家族の皆が高校以上の学歴をもっており、介護サービスの説明文などを読むことは家族に頼っている。

4) 不潔 (Squalor ; 隘陋)

このカテゴリーとの関連においては、その範囲を主に住まいと生活上の衛生環境に焦点を絞ったうえで考察を行うことにする。

まず、[T]さんの住まいであるが、戦時中は和歌山の親戚の家に疎開した後、大阪に帰ってみると以前住んでいた家のあったところは焼け跡になっていた。天神橋筋6丁目にて友人の借り部屋で一時同居することになったが、友人が結婚するようになり、生野区の田島の親戚の家に移り住むことになった。

当時は井戸水を汲み上げ桶で運んで飲み水にし、電気もなく食用油を小皿に入れ糸巻き芯に火をいれて灯りにした。便所は汲み取り式で新聞紙がトイレットペーパー代わりで、農業の人が定期的に汲み取りに来てくれるなど、今と比べると大変な非衛生的な環境で暮らしていた。

10年後(1956年)には再婚することになり、泉大津のミシンの作業場兼住宅に再び引っ越していった。それから8年後の1964年40歳の時に、今も住んでいる土地付き1戸建ての家(約25坪の2階建て)を銀行の融資を受けて購入することになった。

ここでインタビューの内容を抽出してみる。

難波の芦原橋の軍需工場の近くで住んでいました。芦原橋にて住んでおるとき大阪空襲に遭いました。

離婚当時、一時は大阪の天六には友達と住んでいましたが、友達が結婚したので、私が邪魔になると思い、竹編み箱ひとつに荷物をまとめて田島の親戚のところへ移り住みました。

泉大津の海の近く(高石)のところに、私も住み込みで働きに行きました。後々儲かったので大阪に出ようと家を探しました。そのために持っている家を抵当に入れて銀行でお金を借りました。700万円のうち

350 万円を借り、それを 2 年半で返しました。あの時は私自身でも偉かったと思います。

結婚してマンションで住んでいた娘が、家賃を入れるから一緒に住もうと言ってきたので、一緒に（主に 2 階）住むことになりました。

この内容から考察してみると、40 歳になるまで（1940～1964 年）の 24 年間は、定住・安住することは困難な状況で、転居は 4 回に至っている。現在の家の法的名義人は〔T〕さんの名前になっている。同居している娘〔C〕の家族からは一切の家賃を受け取っていない。

ここで敗戦後の住宅事情の困難さを先行文献から引用してみると、「食料問題と並んで、戦災を直接受けたのは住宅である。加えて庶民階層は自力で家を建てる能力は、生活崩壊の中で欠如しており、また数的欠如とともに、質的にはいわゆる膨大な不良住宅も注目された。……建設省は戦災戸数二四五万五八一〇、疎開戸数を六一四、一三六戸としている。……四九年四月一日現在、建設省の『市部における住宅困窮調査』は、住宅がなく職場・壕舎・仮小舎に住む世帯一三万九千、一人当り数一・五畳（六畳一間で家族四人）以下の過密居住世帯四一万六千で¹⁸⁾」あるとしている。

〔T〕さんは太平洋戦争の前・後の社会的な混乱時代を挟んで、窮乏な生活環境から脱出するために悪戦苦闘の末、朝鮮特需時期にともないミシンの仕事がふえた結果、40 歳に自分の持ち家を買入れ安住することになった。

しかし、総務省統計によれば「『平成 20 年住宅・土地統計調査』の結果では、65 歳以上高齢者のいる世帯の 83.4% は持ち家に居住している。……土地と建物という資産を有している人であっても心身の虚弱化に直面した途端に居住の安定性が失われる。その理由は、……家族内・親族内での扶助力がきわめて低下しているからである¹⁹⁾」となっており、〔T〕さんの場合も資産は持っているが有用性が低いため、同居家族の支援・扶助が必要条件となりうる。

住まいやその環境上では、一時期非衛生的な環境の中で生活していたことはあったが、特に健康を害するような状況にまではなっていなかった。

5) 失業 (Unemployment、怠惰・無為 ; Idleness)

〔T〕さんは20歳までは、前述したように「未成年でありながら町工場の雑役という低賃金の女工として……」ミシン場の雑役で働くかたわら、空いているミシンで仕事をみずから覚えている。しかし、結婚後まもなく、大阪の空襲と出産、離婚という理由から大阪の生野区の田島の親戚の家に住むことになり、失業²⁰⁾状態になった。それから習っていたミシンの仕事からは離れて、生計を維持するための手段として、仕方なくその当時流行の買い出しや煙草の巻き売りを体験している。

それから10年余り後、再婚と同時に再びミシンの仕事を本業にしていくようになった。その過程をインタビュー内容から取り上げてみる。

以前の職場でもなかなかミシンを触らせてもらえなかったもので、少しの時間でも空いているミシンがあればそれを使って練習し、独学で学んでいきました。

田島では買い出しの仕事をしました。煙草を作って闇市で売ったり、米や着物と交換したりしました。荷物は警察に見つかったら取り上げられたりもしました。そんなことがあると、荷物を置いて逃げたこともありました。電車に乗ってしまえば大丈夫なのですが、乗るまでによく見つけました。その時、私にはできることがなにもなかったのが一番儲かる仕事でした。

青森にも買い出しに行ったこともあります。遠くに出るときもそこで泊まることはなく、夜の電車で寝ながら帰ってくるようにしていました。秋田で買ってきた米はよく売れたりしました。

私が32歳、一回り上（44歳）の人を、私の兄の友達からジョンイ（정익）の人であることを隠して「ミシン場の社長で金持ちだ」と紹介してもらいました。後でわかったのですがその人は30万円の借金がある人でしたが、仕事はできる人で、泉大津の近くで働いていました。私はこの人となら仕事ができると思い、一緒に仕事をすることにしました。

ジョンイの人だったので嫌でしたが、仕事をするために、この人と一緒にになりました。

泉大津の海の近く（高石）のところに、私も夫と一緒に住み込みで働きに行きました。まわりの人々は暇でしたが、私たちは忙しくしていました。そうすると周りの職人の人たちも集まってきて、毛糸の製品（セーターなど）や水着をミシンで作っていき、そして儲けました。

後々も儲かったので大阪に出ようと家を探しました。

〔T〕さんは来阪当初、日本人経営の会社で「イナガキ」という縫製工場の低賃金労働者である雑役・女工として家族の生計に助力していたが、終戦と離婚の理由から当時の在日朝鮮人が集住していた生野区の田島に移住すると失業に陥り、不法かどうかは不分明であるが警察の取り締まりという恐怖感を抱えての「買出し」やタバコ巻きを生計手段にしていた。

具体的には大阪で生産された生活必需品や雑貨を安く買い、電車を利用し遠距離の日本各地の農村地域の米や大豆などの農産物と交換しては再び大阪へ運びこみ、近隣の者や鶴橋の闇市²¹⁾で販売する仕事で、大概是宿泊料を省くために1日の旅程で行っていた。

〔T〕さんは、終戦からおおよそ10年後の1956年には、将来の生活を考えて、習っていたミシンの仕事に就くために、縫製業を営む人と再婚し、ミシンの仕事を本業として40年近くも家族の生計を支えてきたのである。

インタビューの最後に「忙しくして……儲けました。……後々も儲かったので……家を探しました。」と愉快に語っている。その時代的背景として戦争と戦災の被害により、長い間窮乏状態にあったが1950年代の朝鮮特需、その後のベトナム戦争などとともに景気が回復し、1970年頃まで平均10%以上の高度経済成長期であったことが考えられる。

また、〔T〕さんの個人的背景としては、泉大津という地域的特性が浮かびあがる。この泉大津とその近隣の泉州地方は、現在も日本一の紡績・縫製・ニット・毛布などの生産高を誇る産業地域であり、その地域で営んだTさんの縫製業が巧く活かされ、収入の増加へと容易に繋がったと推察される。

6) 国籍

〔T〕さんの場合は、国籍問題と関連する経験談は比較的に少ないため、国籍と関連した経験談を引き出すため意図的に次のように質問をした。

（調査者：外国人登録はいつしましたか）

〔T〕さん：親が外国人登録をしたので自分では何もしていません。
私の父は字も上手く、漢字などもよく知っていました。

生野区の親戚の家で住んでからは、ひどい目に遭わされたね「朝鮮
朝鮮、朝鮮人、にんにく臭い」と言ってよくいじめられたりしました。

天皇陛下が乗っている汽車が通るとき、道端に居ても平伏したことも
あります。何ともいえない……。

〔T〕さん自身は識字能力がないことに劣等意識を感じているのか、私の
質問に答える際、手続きは「親（父）が……」と言いながら、父の識字能力
を自慢気に話している。

その後、質問とは別に被差別を経験したのか「ひどい目に遭った」とか、
天皇陛下……云々と語っている。

この部分で私は、〔T〕さんの内面では、外国人登録＝国籍＝被差別とい
う等式的感覚を無意識的でありながら持っているのではないかと考えている。
「在日」の誰にしても「外国人登録証」をもっていることは、少なからず被
差別感を感じるのではないだろうか。

この国籍のカテゴリーと関連する先行文献や研究は多数存在していること
から、本節では金賛汀の言説を紹介することだけに止める。金は「在日の
人々は戦後7年間で4度に亘り『国籍』が変わったことになる。『帝国臣民』
から『解放国民』、『日本国籍保有者』そして国交のない国の『外国人』。
世界の歴史にこれほど国籍（に基づく身分—引用者）が統治者によって恣意
的に変えられた民族がいたであろうか」²²⁾と述べている。

第2節 [P]さんのライフヒストリーとトランスクリプションの考察

1. 調査の背景と調査対象者

この対象者は、2007年春頃に調査者の近隣公園でほぼ毎日、空き缶を集めてきて足で踏み潰す光景を見て何回か手伝ったことで、親しい関係になった。会話の中で済州島出身高齢者と確認できた。済州島の方言で挨拶を交わすなかで、互いのラポールが形成されていた。2011年夏頃にインタビュー協力をお願いしていたが、落ち着いた時間と場所が容易に取ることが出来なかった。それから1年半後、他のインタビュー約束対象者のMさんの自宅を訪問した時、偶然今回の調査対象者がその家に遊びに来ていたので、優先的にお願いしたところ快く収録に応じてくれた。

この対象者は、平素の挨拶を交わす場面では比較的に低音の日本語を使っており、身動きもゆっくりの方であったので調査者は何となく元気がない人だと思っていた。

しかし、今回のインタビューの場面においては予想外の元気を出していたき、遠い過去のことをよく覚えているとともに現在の私生活の様子まで確実に明瞭な済州島の方言で自発的に語ってくれた。

2. 調査方法

この調査は、事前に調査の協力依頼をしているとはいえ、突発的に設定された面がある。それは場所や時間などが予定・指定を行っていないところにある。新たに挨拶を交わし、調査の目的、録取の了承、調査データの利用の仕方、同意書作成など許可を得るまでの時間が必要であった。全体的には約1時間50分を所要した。

インタビューの中で同席したMさんの交わりもあり、1回目の実際の録取内容は58分程度とその3日後の2回目追録で35分、合わせておよそ1時間半になっている。言葉は約8割が済州島の方言であり、私がトランスクリプションを行い日本語に文字化する作業時間がおおよそ24時間（1日4～5時間×5日）程度で、1次資料として整えるまでは約1ヶ月以上の時間が必要であったものである。

- 1) 調査対象者：朴 夏子（仮名）、1926（昭和元）年済州島生れ、女性、大阪市生野区居住、以降は〔P〕さんと記述する。
- 2) インタビュー場所：大阪市生野区鶴橋所在のMさんの自宅。
- 3) 調査日時：2012（平成24）年11月2日と11月5日の2回。
- 4) 調査技法：対面会話式、デジタルビデオカメラ「Panasonic HC-V300M」を定点に設置し動画撮影を行った（CD2枚）。
- 5) 倫理的関係：インタビューの前に調査の目的・趣旨などを書いてある「インタビュー調査への協力お願い」文書を口頭で十分に説明し、理解のうえ快く承諾を得ることできた。同意書を受け取っている。

本節において匿名化するなど個人情報の保護に注意をはらい、本学の研究倫理審査委員会において承認を得ており、その研究倫理を遵守することを重んじる。研究成果を公表、論文を公開する際には、協力者に不利益やプライバシーにかかわる内容が特定できないように細心の注意をはらっている。

3. 調査結果

1) 〔P〕さんの家族関係および生活歴

〔A〕は〔P〕の夫：1921年済州島生れ、1997年済州にて死亡、享年77歳。

〔P〕は本人：1926年生れ、済州島北東部出身。

〔B〕は息子：1954年対馬島生れ、1997年病死、享年44歳。

〔C〕は息子の妻：1957年生れ、日本人、〔P〕の隣に居住。

〔D〕は娘：1951年対馬島で生れ、〔P〕とは別居。

〔E〕は娘の夫。

〔F〕は息子の子（孫）4人、別居。

〔G〕は娘の子（外孫）4人、別居。

〔P〕さんの概略年表

1926（昭和元）…済州島北東部漁村で生まれた。

15歳 1941（昭和16）…母親の死亡から、父親が漁船業を営み在住していた対馬市上対馬琴へ渡り、2年後に済州島に帰郷する。

18歳 1944（昭和19）…再度対馬に渡り、海女の仕事を始める。

19歳 1945（昭和20）…先に亡くなった前妻との間に一男一女がいる子持ちの既婚者であった夫〔A〕と結婚生活。

25歳 1951（昭和26）…娘〔D〕が生まれる。

28歳 1954（昭和29）…息子〔B〕が生まれる。

37歳 1963（昭和38）…対馬から大阪へ移住。

44歳 1970（昭和45）…夫〔A〕が内縁の女と済州島に帰る。

71歳 1997（平成9）…夫〔A〕が済州島で亡くなる。息子〔B〕が病死する。

89歳 2014（平成26）…現在、独り暮らし。

2）〔P〕さんのライフヒストリーの概要

〔P〕さんは、太平洋戦争の渦中の15歳の時、父親の漁船の仕事を手伝うために長崎県対馬島へ渡航し2年余り父親と暮らした。一度済州島に帰郷したが畑の収入だけでは大家族（7人兄弟）の生活苦を解決する事が至難の業であった。兄の勧めもあり18歳の時、父と兄とともに再び対馬島に渡る²³⁾ことになった。

以来、危険な海女の仕事の収入は家族の生活の糧に当てられてきた。その作業内容は、素潜りではなく潜水機船に乗り、対馬島沿岸の海に出て水深7～30メートルの間をコンプレッサー漁船からホースと命綱に身を託して、海産物を採集する危険な仕事で、一般的には体力のある男が従事する過酷なものである。

〔P〕さんはこのような危険・きつい作業を「朝9時から昼30分休憩夕方5時まで潜りました」と語っている。

この生業は、対馬島でおよそ20年の間、続けていた。そこで稼いだ収入は、済州島の親兄弟家族の生活費は勿論、結婚後には自分の家族、一男一女の養育と博多と下関の高校の進学費や対馬島の家購入資金などに充当することができた。

37歳の時大阪に移ってからも、冬には息子〔B〕が営んでいたサンダル製造販売業を手伝っては、春になると三重県の尾鷲、長島、静岡県の熱海まで海女という危険・きつい生業を50歳まで専念してきた。

日本での生活定着資金を稼ぎあげ、現在の長屋の2軒を買うことが出来た。

39歳頃から夫〔A〕の不謹慎で母子家庭の状態に転落、二人の子どもの養育や生活のため一身を投じた70年余りの生活史である。

子どもの就職を考えて20年余り暮らした対馬から大阪へ移住した。15坪長屋2軒はあるものの、一人息子〔B〕はヘップサンダル卸屋の営業社員として車に布団を積み寝泊りしながら働いていたものが、若き43歳に病気で失った。悲しく、生き甲斐を失い絶望的で辛苦の日々を過ごす傍ら、生活費に当てるために毎日、商店街を回り空き缶を集め一週間2900円のわずかな収入で、86歳の貧困極りない高齢期を生きている様子がうかがえる。

4. 〔P〕さんのライフヒストリーからの概念的カテゴリーによる考察

1) 貧困 (Poverty; 窮乏・困窮・欠乏、Want)

〔P〕さんは、日本の植民地時代であった1926年、済州島の北東部地域の半漁半農の村で、四男三女の次女として生まれ15歳まで暮らした。生まれてから日本の対馬島へ渡るまで(1926～1941)の時期は、朝鮮総督府による統治の諸政策(産米増殖計画(1920～1934)など)と太平洋戦争の渦中、未曾有の大旱害などの最悪の条件が重なった時代であった。

済州島の農漁村も崩壊寸前となり、特に食糧問題の深刻さは〔P〕さんの大家族が1日3食すら取り難いほど貧窮生活に陥る状況であった。

生活の糧を求める最善の手段としては18歳の〔P〕さんが再び釜山から片道2時間余りの対馬島へ渡航し海女の仕事で生計を立てることしかなかった。

貧困関連の内容を〔P〕さんのインタビューを引用し、考察する。

15歳の時に対馬に渡ってきました。その時は私のお父さんは船事業のためそこに住んでいました。その2年後、お父さんは住んでいた家に鍵を掛けたままで親子ともに済州島に帰りました。

済州島では、生活が難しく、収入源が畑仕事だけでは無理だと兄の勧めで、18歳の時、再び父と兄とともに対馬(デマド、韓国語読み)以下の全ての括弧は引用者)に渡って来ました。

対馬島で子どもを2人産みましたが、博多と下関で高校を卒業した後、大阪に行ったので、私も大阪に来ました。私が37歳の時、大阪の今住んでいる家を買いました。対馬の家を100万で売って、70万で家を買い、手元には30万が残りました。

（今は）たまには娘がお米を買ってきてくれたりしますし、私は空き缶を拾って小遣いに充てています。1週間ぐらい集めたものを今日も売りに行ったところ、2900円ほどになりました。

介護サービスは利用していません。

お金も無いし、今は自分のことは自分で動くしかない。その利用料は誰がくれますでしょうか。年金は全くありません。健康保険と介護保険は払っています。

この間も6000円ほど郵便局で払いました。それを払えなければ病院には行けないでしょう。

自分の持ち家があるから生活保護を受けることもできません。

これらの語り内容から〔P〕さんの貧困状況は、大きく2つに絞ることができる。

その1点は、一時帰郷した〔P〕さんの家族は、畑の収入源では食べることが不可能であり、その済州島の貧困状況を把握した兄の勧めもあって、家族を養うことと貧困生活をのり越えるために18歳で対馬島へ再渡航し、危険・きつい海女の仕事で生計を支えねばならない状況であった。

2点目は、今現在の状況であり、無年金で、稼ぐ能力や扶養者をも失い、経済的貧困に陥った。その日その日の生活費を補うために、日常的に空き缶を拾い集め、週1回売りに行き2900円、1ヶ月12000円足らずの収入では介護・健康保険料の月額6000円を払うことで、総収入の半分がなくなってしまうほど大変悲惨な生活状況であることが窺える。

食べる米さえ娘の助力に頼っているのが現在の実情である。一般的な他の高齢者ならば介護サービスを利用するのが当たり前であるが、〔P〕さんの場合は、利用料の支払いに大きな負担感をもっている。

社会保障の生活保護制度を申請するにも、自分名義の古い15坪の長屋2軒が障害物になっているという認識が強いのである。なぜなら、生活保護を受けるためには世帯の資産調査に応じなければならないからである。

以上のように〔P〕さんの貧困関連としては、済州島での生活の困窮を開する最善の手段として対馬島へ渡り、海女の作業で生活できた様子が感じとれる。結構な収入を得ることができており、実家に仕送りは勿論、古い家を買って改築するとともに、二人の子どもを都心の高校の進学や結婚費用に充てられるまでに経済的な安定を果たしていた。また、対馬の家を100万円で売って、大阪の家を買うとき70万円を支払ったが、30万円が残るほどの比較の余裕を見せており、貧困生活からの克服が可能になっていた。

しかし、〔P〕さんが71歳のとき、一人息子が43歳のときに、不意の病気で突然死亡する思わぬ悲劇な事が起こったことで、今まで母子が協力し合って営んで来たヘップサンダル業が廃業に追い込まれる事態になった。

そして、莫大な投資金の損失はもちろん収入源が完全にいき詰まる破局状況に陥るようになった。

その経済的破綻だけではなく心理的な衝撃と喪失感の入り混じった〔P〕さんの心境は疲れ切って倒れる寸前であった。

生活環境も激変し、極めて貧しい暮らしに追い込まれて、空き缶を拾い集め生活の糧に充てなければならない現実的に貧乏のどん底におかれている状況である。

2) 病気 (Disease ; 疾病)

〔P〕さんのライフヒストリーから「病気」のカテゴリーと関連内容を抽出して取り上げてみると対象者本人の体験より、家族の死亡から悲哀的な経験を吐露している。それは、母親の突然死と一人息子の病死にかかわる辛い体験である。

緊迫な状態で医療機関による救命・蘇生医術をめぐる怒りと悔しさを大きく嘆き出している。〔P〕さんの語りは次ぎのようである。

(母の事故死)

母親は42歳の時死んだが……。死亡の原因は、ザリフェ（スズメ鯛の酢のもの）を食べてのどに詰まってお医師の往診から市内の道立病院へ急送したが結局……。それで対馬から父や叔父、私も皆が済州島に急いで行きました。

今も私の弟は、ザリフェは絶対に口にしません、母親が食べて死んだので……。

〔P〕さんの母親の事故死の状況を鑑みるとその死亡要因には、済州島独特な食文化と1940年代の救命・医療の劣悪さを挙げられる。

一つは、済州島の食文化の特徴で「調理法が単純で食材料に可能な限り手入りを最少化するという点……素早く沸かすスープ、冷やしスープやムルフェ（野菜か魚貝類などの食材を生水に酢と味噌で味付けしたものー引用者）、包みなど生食が多い²⁴⁾」としている。

〔P〕さんの母親の死因は、ザリフェを食べ、食道（のど）に詰まったか小骨が刺さったと考えられる。このザリフェは韓国の陸地本土では、ほとんど食べる方法が知られていなかったものである。

二つは、当時〔P〕さんの出身村の近距離には、救命・医療機関が設置されていない時期であり、済州島の市内の病院からは約50キロ以上も離れていて、当時の交通手段を利用したとしても約2時間を必要とする悪条件で、母親の命を救うための応急措置の手遅れが生じた結果、蘇生には至らなかったと推察される。

（息子の病死）

（その息子は今どこに住んでいますか）

自分が永遠に住むところ……（しばらく沈黙）。今から13年前、その子が43歳の時に死にました。

（どこか病気がありましたか）

それほど大した病気ではないと思いますが、〇病院の人間が……〇病院でしばらく治療をしていましたが、その病院では責任を持ってないといわれたため、ほかの〇〇病院に移しましたが、そこで死んでしまいました。

（その病気、病名はなんですか？）

煙草の吸いすぎかお酒の飲みすぎかと思うんですが、煙草を止めなさいと厳しく言うと、口に2本の煙草をつけて私に見せ付けるように吸っていたこともありますね。（息子自身の健康管理には怠慢であったことを悔やんでいる）

〔P〕さんの息子の死因・病名は明らかでないが、生前に営んでいたヘッブサンドルの製造販売業の経営と作業の過労と、普段の生活の不規則に酒の飲み過ぎやタバコの吸いすぎが重なり、急性の病気を患う要因になったと推察できる。

〔P〕さんは、「大した病気ではない……」から病院の方が適時・適切な処置を行ったならば十分助けられる病状であると悔しい気持ちを表しており、初回に駆け込んで診察を受けていた〇病院の処置に対する不満感と医者との誤診などで助けることができなかったのではないかと、という不信感をもらしている。息子は、国民健康保険でその治療費を払うことができたが……と。

悔しい心境を吐いている。

（本人の健康）

（お体の方はどうですか。病院に通っていますか）

悪いところはありませんが、神経痛があります。今はこんな体です。

（腕の黒いあざを見せる）これはできてから3年経っていますが、まだ消えません。薬のせいかもしれない。

一般的には、水深が深い海に潜り海産物を採る、高い気圧の作業環境で長年続けてきた人の場合は、「海女の職業病」「潜水病」「減圧病」という特定疾患に罹患率が高いとされている。

例えば、済州島の海女たちを対象に健康検査を実施した結果では「12.4%が潜水活動による病因として各種疾患に苦悩しているとともに97%の海女は、慢性頭痛症状で鎮痛・鎮静剤などの薬物を常習服用²⁵⁾」するなど深刻な地域の医療問題として高い関心をみせている。

現在の済州道当局は、海女たちを対象に医療診療費の中で海女本人が支払わなければならない場合、その外来診療費の本人負担金の全額を道費（地方税）で支援している。

3）無知（Ignorance；無学）

〔P〕さんは、日頃の挨拶や生活会話には日本語を使っている。だが、長い時間のインタビュー場面にはやはり済州島の方言のほうが流暢であり、8割以上を占めている。日常の言葉はともかく、少し専門的な用語で質問した場合と韓国語で現代の標準語などで質問した場合は、日本語も韓国語もわかりにくい感じの表情をしており、再び詳しい説明を必要としている。

このカテゴリーとの関連項目を〔P〕さんが語っている内容からその理由や家族の教育状況を考察してみる。

韓国でも日本でも、学校に行ったことはありません。今も、文字はわかりません。

〔P〕さんの無学と関連して考えてみると、まず、その時代的背景が無知の要因である。なぜなら、第1節でも少し触れてはいるが、〔P〕さんの就学年齢を6歳（1932年）と仮定してみると、その時期は、1930年代に当たる。

板垣竜太の先行研究である「1930年朝鮮国勢調査にみる識字機能の普及状況」の内容をみると「6歳以上人口のみに限定すれば識字率は、日本人が95.2%、朝鮮人が27.4%と……大きな格差を示している²⁶⁾」と述べていることから、植民地下の朝鮮では識字普及面での＜民族差＞があったと捉えている。

また、＜男女の差＞からは、朝鮮人の識字率が男性で44.4%、女性で9.8%とその差は、やはり女性の方が極端に低い状況である。

その他、都市と農村の＜地域差＞なども存在していたと考えられるが今後の課題としておく。〔P〕さんが15歳まで育った故郷は、済州島の貧しい農漁村であり、その近辺地域の小学校の開校日を調べてみると、解放から2年後で1947年1月になっており、〔P〕さんは既に成人になってからである。

次は家族の教育状況についてである。

対馬で子どもを二人産みましたが、博多と下関で高校を卒業した後、大阪に来たので、私も大阪に来ました。

孫4人の中で、息子の子どものうち、一人は幼稚園の先生、二人目はコンピュータ関係の仕事、娘（長女）のところの二人は看護婦の仕事、アメリカに行っているし、今は皆が幸せな暮らしをしています。

このように〔P〕さんは自分の無学の劣等感を覆すという意図なのか、自分の二人の子どもをことさらに対馬から離れた下関と博多まで行かせて高校まで進学させたのである。また、その孫たちの高学歴的な仕事ぶりを業種まで取り上げ自慢気に語っている。

しかし、〔P〕さんの文字を習得していない生涯史から、生活において大きな不具合をもたらすに違いない。超高齢者でありながら介護サービスを利用していない現在の生活苦を緩和させるためにも、これからの〔P〕さんの長命に関わる家族の関心を高め、福祉・介護サービスを利用できるようにすることである。

4) 不潔 (Squalor; 隘陋)

このカテゴリーにおいては、主に住まいと生活上の衛生環境に焦点を絞り、考察を行うことにする。

〔P〕さんは18歳の時、再び釜山から2時間足らずの対馬島に渡り、海女という重労働をしながら、結婚と子育てなどの家族の生活のために奮闘し、対馬島で20年余りの暮らしをしていた後、今は大阪市生野区の平屋で生活している。その間の生活環境を次のように語っている。

対馬では水道がなかったので大きい鉄缶二つを棒につなげて井戸水を汲んできての生活でした。

今も対馬の家の思い出は懐かしいです。家のすぐそばでウナギを釣ってご飯のおかずができるぐらいでした。

ある日は警察の人らが訪ねてきて家の中を調べて布団・枕の数が多いから「旅館業しているのか」と聞かれたことがあります。

稼いだお金で父と私が琴（対馬島）で古い家を買って新しい家を建てました。その家を大阪に来る時 100 万円で売って、今の家を70万円で買いました。

〔 P 〕さんは、このように対馬島での20年余りの生活環境を述懐している。生活用水は、水道がないがため長い棒の先に鉄缶 2 個を吊るし担いで井戸水を汲んできての生活で、今から70余年前の当時の水の事情がわかる。

自宅のすぐそばでウナギを釣って食べられるほど海に近接した住まいで、比較的広い家で寝具が多いことから警察の調査²⁷⁾を受けたことがあったとしている。

子ども二人が高校を卒業し就職を考え、対馬の家を処分し大阪で今の家を購入した。大阪へ移住した〔 P 〕さんは、春と秋になると三重県などの漁村で小部屋を借りて、海女の仕事で8年間往来する二重生活をするなど、安住することができなかった。

現実的には、〔 P 〕さんが稼いで購入した長屋の所有が、税金や公課金、生活費などの経済的な負担を負う形になっており、生活保護申請や介護サービス利用にも障害物になっていると考えられる。

住まいやその環境上では特に健康を害する「不潔」の状況はあまりなかったようである。

5) 失業 (Unemployment、怠惰・無為 ;Idleness)

〔 P 〕さんとこのカテゴリーとは密接に結びつけるには少しの無理を感じてはいるが、18歳の時日本に渡り60年余りの間において生活費を稼ぐため、命懸けの海女の仕事やひたすらの勤労ぶりを取り上げることにする。

濟州島では、生活が難しく、収入源が畑仕事だけでは無理だと兄の勧めで、18歳の時再び父と兄とともに対馬に渡って（密航）来ました。

潜水漁船に乗って潜水服を着て作業しました。（素潜りではなく、水深7～30mの間で潜るコンプレッサー海女）朝9時から、昼30分休憩夕方5時まで潜りました。対馬一帯を潜り、私はアワビもステンイ（雄：濟州島の方言）ばかり採りました。それがいい値段がつくから……アワビの雄と雌について詳しく説明をしていた）

オワセ（三重県の尾鷲）、ナガシマ（三重県の長島）、熱海（静岡県）。海女の作業中知り合い二人が死にました。ホースが折れて……命綱がありますが危険な仕事です。冬には息子の仕事を手伝いながら、夏には三重県や熱海まで海女の仕事に行きました。採った海産物は、漁業組合に売りました。そうした仕事を8年間続け……。

50歳までしました。春になったら海に行き、冬になったら息子の履物の仕事を手伝いました。

空き缶を拾って小遣いに当てています。1週間ぐらい集めたものを今日も売りに行ったところ、2900円ほどになりました。

前述したように〔P〕さんは、18歳から健常な男性も忌避するような海女の潜り作業法を習得していた。その命綱に身を任せる危険・きつい海女の仕事で、朝の9時から午後の5時まで海産物を採って売り稼ぐことを30余年間もしてきた。その根底には、濟州島出身海女の「確かな潜水技術を持ち、出稼ぎのため故郷を離れて、年をとっても働き、子どもに頼らない」²⁸⁾という強烈な自立意識が潜在している。

時には息子が営んでいた履物仕事の手伝いと季節の稼ぎ手段の海女の仕事と両立させ、生計を立てるために、めそめそと運命を嘆く余裕もなく苦勞を乗り越え体一つでここまで懸命に生きてきた。今は、一人しかない息子を17年前(1997)に亡くして、仕方なく、老弱な体で町の自動販売機などを転々と

し空き缶を拾い集め売るという日課で生活している状態になっている。

6) 国籍

日本で生活する場面において、この「国籍」と関わる複雑な諸問題は、在日コリアンその定着・形成過程は勿論、前項の五つの巨人というカテゴリー全体にも大きな影響を及ぼす大変重要な問題である。

いわば、政治・経済・教育・社会的差別と制度的排除に対する根本的要因になっていることから、その絡みを少しずつ「ほどく」試みが、本研究の目的達成に繋がる基点であると考えている。

まず、[P]さんの体験と語り部分からこのカテゴリーを考察する。

対馬では、取締りが怖いから家の鍵を掛けたままの生活をするのが日常であった。

ある日は突然、警察の人が訪ねて来たような感じがして隠れていた。後で帰ったかと思って外に出たところまだ警察の人が立っており、どきっとした。

幸いにその警察官が私のことを知っていたのか、「[P]さんどこに行ってきたの」と質問されたので「どこも行ってきてない」と返事をして逃れました。

当時の対馬では済州島には数十回も行ったり来たりしました。漁船で釜山に行って済州島に渡り、すぐ2、3日で帰って来たりしました。

何回も済州島へ行ったり来たりしたけど私は運よくも一度も警察に行ったこともありません。

(外国人登録はいつしましたか)

対馬では登録(外国人登録証を持っていない)はなかったのですが、大阪に来てから(外国人登録証を)作りました。それまでは、他人の渡航証明書を買って、その人は亡くなったので使い道がありませんでした。

その後、しばらくして長年住んだのでその人（区役所の）たちも皆知って（把握して）いて登録（許可）してくれました。

初めは私も他人名前の登録証を持っておりました。それを持って区役所に行き手続きをしました。

〔P〕さんが再び18歳の時に対馬へ渡ったその当時の時代状況を検討してみると、1944（昭和19）年8月には「朝鮮総督府『女子挺身隊勤労令』公布、一二～四〇歳の朝鮮人女性を動員。一部は従軍慰安婦として強制連行…八月の閣議決定『半島人労務者の移入の件』により、国民徴用令の一般徴用を朝鮮において発動……渡航証明書の廃止を決める²⁹⁾」などで、戦局の悪化からその不足した戦力と労働力を朝鮮人で補充しようとした措置を講じるほどであり、朝鮮の人の流入を助長する背景から「自由渡航制」を導入されたこともあって統制・監視が緩んでいた時期と絡み合っている。

その渦中で対馬の周辺の海岸警備がおろそかで、忍び込みやすく、渡航証明書がなくとも何十回も往来することが可能であったし、取締りも緩んでいた時期であったと考えられる。

だが、〔P〕さん是对馬にて居住していた時期には、外国人登録証を持っていなかったのではなく、大阪に移住した1963（昭和38）年頃は、他人の名前のものを持っていたことになる。

その3年後、対馬島の在住歴を含め、長年（1944年から）日本で暮らしたことを明示する資料（子どもの出生証明か家の登記簿など）を提示するなどで、全家族の外国人登録を済ますことができるようになったと考えられる。

その理由と背景には、大阪に移住する5年余り以前の1966年1月に発効した「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び日本国と大韓民国との間の協定」（法的地位協定）により、「在日韓国人一世および二世（いわゆる『協定一世および二世』）は協定発効の日から五年以内に永住許可の申請をすれば日本での永住が認められた³⁰⁾」という背景に伴い〔P〕さんの家族も永住権申請に踏み切るようになったと考えている。

総括的に再整理してみると、〔P〕さんは、幼いころ植民地統治下であった済州島の貧農漁村で識字機能を身につけることもできない環境から、15歳

の時には母親を亡くし、貧困生活に陥り、家族の生計を助ける、生きる糧を求めて、1944年太平洋戦争の最中に対馬島に渡り20年間暮らしていた。その後大阪に移住することになった。

稼ぎの手段として、命綱に身を任せる海女という危険・きつい仕事を30年余り懸命に潜ってきた。夫とも縁が薄く、助力を受けることもなく、ほぼ40年間の母子家庭で二人の子どもの教育や生活を優先的に懸命に担ってきた。

〔P〕さんのように済州島の女性の「海女の生活史」は、最近、各界から関心が高まっている。このことについては今後の研究課題にしたい。

懸命に働いた結果、大阪で古い長屋2軒を買い取り、隣同士で息子の家族と暮らし、団欒できるような老後を過ごすそうのが生きがいであった。

突然、17年前（1997年）に頼りにしていた息子を失い、悲嘆にくれる生活に落ちてしまった。仕方がなく生活費を稼ぐ手段として、虚弱な老体を引きずりながら空き缶を拾い集め、売る生活を続けなければならない、極めて精神的・経済的両面で困窮した生活をしている老後である。

唯一頼りの家族は、近所に住んでいる息子の日本人の妻がいるが言葉の壁と習慣の差から十分なコミュニケーションが成立しているとはいえない。

心身を癒すこともできなく、無年金で、固定した収入もない現状である。

生活保護という社会保障制度があるとしても、条件を満たすことが困難である。

国民健康・介護保険料の支払いは負担を感じながらも納付しているにもかかわらず、介護サービスの利用料を払う金銭的な余裕がないから利用せず済ませている。

生活保護申請を考えてはいるが、自分の名義の古い家2軒が高い障壁になっていると推察され、独り暮らしの安心・安全は勿論、孤独死になる可能性にも晒されたまま生活を送っている。

個人的な見守りを続けながら、適切な支援手法はないのか、今後の介護問題はどのような方法で取り組むべきかなどを見付け出すのが喫緊の課題になっている。

第3節 [K] さんのライフヒストリーとトランスクリプションの考察

1. 調査の背景と調査対象者

調査対象者と私の付き合いは10年以上になっている。

2005年の春頃、以前から末期がんを患っていた娘さんを同伴して自寺を訪問してきた。その時の娘さんは自分の最期が近づいたことを察知していたのか終焉後の墓の建立と儀礼などに対して相談をしていた。

当時から続いて寺の行事に参加していて、それから3年後2008年春に娘さんが息を引き取り、葬式や納骨などを勤めることになってからは一層、交流が深まるようになった。2015年の現在も毎週土曜日のふれあいサロンと寺の行事にも積極的に参加している。

この対象者、長年仏教に対する信仰心が篤く、先祖供養には人並み以上に熱心で周りの人にも親切で情け深い人柄の持ち主である。

しかし、自分には厳しく自尊心がやや強い。3年前には老弱体でありながら3輪自転車で夜間中学校に通う途中転倒、骨折し、数ヶ月間入院生活するなど、自らの体調を壊す行動をとる傾向があり、数回の事故に遭っている。

平素より子煩悩であり、子どもの困難を見逃すことができない気性が窺える。インタビュー時は、相当に好意的で愛想よく応じていただき、終始一貫笑ったり泣いたりしながら忌憚なく語ってくれた。

2. 調査方法

2012年9月からインタビュー依頼していたが、対象者の骨折により遅れた。インタビューは、10月23日午後2時に自宅を訪問し、デジタルビデオ機器を対面に固定設置して、約2時間半にわたり対話形式で収録した。

インタビュー調査の目的とインタビュー協力のお願ひ書を読み上げ、同意を得た。

基礎質問項目を用意したが、非構造的になった。

対象者が自由に語る言語はほとんどが済州島の方言であるため、逐語作業には、延べ10日間の作業時間を要した。

その動画と音声データを数十回聞き直しながら、トランスクリプション作

業を行い、文字のテキスト化をしたうえ、それを一次資料としている。

収録内容はCDに保存して別途保管している。

済州島の方言内容を日本語に訳すことに大変苦労した。数回聴き直したものの、日本語とそもそもニュアンスの異なる点が多く、調査対象者が述べた内容を正確に日本語として表現するのに多くの時間をさいた。

1) 調査対象者：康 順子（仮名）、1929（昭和4）年済州島南東部生れ、以降は〔K〕さんと表記する。

2) インタビュー場所：対象者の自宅

3) 調査日時：2012年10月23日 14:00 ～ 17:00、1回目のインタビューの収録時間は約2時間半であるが、内容の再確認と補充のため、その後5～6回聴き取るようになった。

4) 倫理的配慮：調査日以前から10年以上自寺の信者として家族の問題などで相談を受けたこともあり、大概の家族構成や生活歴を把握している。交流関係が深くラポール形成が良好な対象者である。しかし、話したくない内容については無理強いをせず倫理的配慮に十分留意した。

調査の数ヶ月前から数回、研究趣旨と目的・技法を十分に説明し理解を得て承諾、同意書に自筆署名を受けている。

3. 調査結果

1) 〔K〕さんの家族関係および生活歴

〔A〕は〔K〕の夫：1928年生れ、済州島出身1998年死亡。享年71歳。

〔K〕は本人：1929年（2015年現在86歳）済州島南東部生れ。

〔B〕は内縁の夫（年齢未詳、済州島出身）。

〔C〕は〔A〕と〔K〕の長女：1948年大阪生れ、別居。

〔D〕は〔A〕と〔K〕の次女：1950年大阪生れ、2008年病死、享年59歳。

〔E〕は〔A〕と〔K〕の長男：1953年大阪生れ、別居。

〔F〕は〔A〕と〔K〕の三女：1955年生れ、1975年事故死、享年21歳。

〔G〕は〔B〕と〔K〕の子で長男：1965年大阪生れ、別居。

〔H〕は〔B〕と〔K〕の子で長女：1968年大阪生れ、別居。

〔K〕さんの概略年表

- 1929（昭和4） 済州島の東部の漁村で一人娘として生まれた。
- 3歳 1932（昭和7） …父親が死亡（享年24歳）、その後母親と7年間二人で暮らす。
- 10歳 1939（昭和14） …母親の再婚で、君が代丸に乗って大阪へ渡り、親戚の家で4年間暮らした。
- 14歳 1943（昭和18） …君が代丸に乗って済州島に帰り、母の再婚先で畑や海の仕事を手伝う。
- 16歳 1945（昭和20） …大阪から一時帰国した男性（17歳の学生身分）と結婚、間もなく夫は大阪へ戻る。
- 17歳 1946（昭和21） …大阪在住の夫〔A〕と家庭を築くために漁船に乗って4日間で明石に渡航し、大阪へ。
- 19歳 1948（昭和23） …大阪の鶴橋駅近辺の闇市で、テント張りの屋台や買い出し、たばこの巻き売りなどをする。5年余りで2階建て長屋の建物を買う。
- 26歳 1955（昭和30） …ミシンを買って洋服の仕事や、雑貨の販売、喫茶店経営など幾多の職業を転々とする。
- 35歳 1964（昭和39） …夫〔A〕と事実上の離婚。内縁の〔B〕と関係が成立。
- 42歳 1971（昭和46） …25年ぶりに、故郷の済州島を訪問。
- 45歳 1974（昭和49） …大阪市生野区の御幸森商店街に婦人服屋を開き、「ボッタリ商売」³¹⁾と兼業を行い生活の安定を築く。
- 46歳 1975（昭和50） …三女〔E〕が交通事故で死亡。
- 69歳 1998（平成10） …元夫〔A〕死亡、葬式、墓建立。
- 79歳 2008（平成20） …最愛の次女〔D〕病死。
- 85歳 2014（平成26） …病気で週3回の透析治療中、独り暮らし。

2) 〔K〕さんのライフヒストリーの概要

〔K〕さんは、韓国併合後、19年経った1929年、植民地統治下の済州島の南東部の漁村で一人娘として生まれた。3歳の時に大阪のきもの染め工場

へ出稼ぎに行った父の突然死亡により、母と暮らしていたがその母の再婚が決まったことで10歳の時に、大阪の母の親戚に託されることとなり、済州島から直行船であった君が代丸に乗せられて日本に渡った。大阪の東成区にて暮らしていたが、4年後の14歳の時（1943年）済州島に帰ることになった。

2年余り母の再婚先で海藻採集や農作業などを手伝いながら貧しい生活をしていた。16歳の時1945年2月、大阪から一時帰国していた17歳の夫〔A〕と本人の意思とは関係なく結婚させられた。

以前の4年間の大阪の生活に慣れていた〔K〕は、大阪の夫には内緒にして小型の漁船に約30人と同乗し3泊4日で明石に上陸した。

再び大阪の東成区に安着して間もなく、夫〔A〕の叔父や親戚たちに渡日の事実が知られてしまい、その親戚から同居生活を進める切なる要請・勧告を受け入れてしまった。

夫〔A〕の叔父の家で間借りの同居生活を始めるようになったが、後々、夫〔A〕は、家族の扶養に無責任で安定した職業に就いたこともなく、大酒飲みで乱暴な異常性格の男であることがわかるようになった。

だが、次々と生まれた子どもを自分のような「孤児にしていけない」という固い信念を持ち続け、養育費や生活費の全てを女手一つで背負わなければならなかった。

敗戦後の大阪市鶴橋駅の近辺でテント張りといすだれで仕切ったところで串焼き、闇市で雑貨売り、たばこの巻き売り、買い出し物々交換、ミシンの仕事などいろんなことをして稼ぎ、生業を転々としながら4人の子の養育をし、一軒の長屋を手に入れた。

十数年間の夫〔A〕による酒酔いの醜態や暴行はいとまなく続けさまで段々と酷くなっていた。追い込まれて自殺を幾度も考えていたが、子どものことが心配で襲われたら逃げ回りながらも忍んで地獄のような生活をやってきた。

〔K〕さん34歳のある日、一世一代の転機を迎える。〔K〕さんの顔面が切りつけられる〔A〕の暴力が事件になり、警察に拘束・裁判中に、親戚らの頼みと四児の親を長期間の投獄生活から早く帰宅させるために裁判官に願い出た。離婚することを条件に3か月後に釈放され別居することになった。

釈放後も反省はせず、度々暴力沙汰があり、そのDV被害³²⁾の生活から逃れるためには身辺保護が必要であった。

その時出会った保護の役割を担ってくれた人が内縁の夫〔B〕である。

それから〔B〕とは意気投合の関係が深まり、男の子〔G〕と女の子〔H〕を産むようになった。〔A〕との子4人、〔B〕との子2人合わせて6人の子どものうち、次女〔D〕、3女〔F〕の2人の娘を亡くすが、きょうだいとはとても仲良く育て上げた。

前の夫〔A〕と離婚の成立後、精神的な安定が回復するにつれて、いろんな稼ぎ仕事に専念し結果、経済的にも自立生活が可能になった。6人の子どもの全員を高校に進学させ、5人の結婚式も人並みに行うことができた。

また、先に亡くなった実家の父親の法事や、離婚した夫〔A〕の両親の法事は勿論、別居中であった夫〔A〕の死亡後にも、葬式や墓の建立、年忌の法事を年間3回、正月名節と8月の盆の祭祀を毎年欠かさず奉斎している。

現在は35年余り経営していた婦人服屋は10年前に廃店していて収入源は途絶えており、老齢年金はなく、少しの貯金があったがその間の生活費に充てられて底をついた。

最近3年間は、重なる病気で医療費が高負担になり、生活が苦しいことから生活保護を受け、借家で独り暮らし、質素な金額で闘病生活の日々を送っている状況である。

4. 〔K〕さんのライフヒストリーからの概念的カテゴリーによる考察

1) 貧困 (Poverty ; 窮乏・困窮・欠乏、Want)

〔K〕さんの貧困のカテゴリーを時期的に(1)成長期(2)成婚期(3)離婚期(4)老年期と4つに区分し考察を行う。

(1) 成長期(1929～1944年)

〔K〕さんは、乳児期に大阪へ出稼ぎにいった父親の突然死により貧しい生活が始まるとともに、母親の再婚等の要因で、学齢期頃には、大阪で乾物屋をやっていた母系の叔父の子の子守役で働くことになり、定期連絡船君が代丸に乗って大阪の猪飼野へやってきた。当時の貧しい済州島の実情とは異

なり、はるかに豊かな5年余りの生活ではあったが、物心がついた15歳時には自ら帰郷を決めた。

済州島に帰郷した当時の状況の一部を次のように回想している。

お父さんが亡くなり、お母さんが再婚していたところについていき畑の仕事をしながら生活しましたが、大変苦勞しました。なぜなら、食べるものが少なく、畑を耕作しても「供出」してしまうと何も残らなかったからです。

農作物を国（朝鮮総督府下の行政）が全て徴収していくことで、釜の蓋まで開け調べて探して持っていくんです。

家を二重壁にして麦の一部を隠しておいたのも見つかって持っていかれたこともあります。日帝時代だったのでね。

食べるものもなければ着るものもない、お金もない厳しい時代でした。

済州島の母の再婚先で暮らすようになったが、当時の済州島では、農作業や海産物を採るなどで苦しい生活をしていたが、朝鮮総督府の「強制供出制³³⁾」により収穫した農産物の大半が収奪されて、家族が十分な食生活（麦ごはん）さえできない程の貧困状態であったことを明確に示している証言である。

これは、日本の植民地政策がいかに統治下の朝鮮農民に対し「社会貧³⁴⁾」に陥れたかを明らかにする一例であり、植民地社会事業史の研究において重要なテーマとして提示しておきたい。

（2）成婚期（1945～1964年）

太平洋戦争の終結の半年前1945年2月に済州島で結婚して（させられて）一年後、白いご飯（米）を夢見て再び大阪へやって来た。しかし、大阪空襲を受けた後の終戦直後の混乱した社会的状況であった。

貧困な生活を立て直すために、買い出しで地方へ行ったり、鶴橋駅の周辺の闇市で雑貨販売やテントを張り串焼き売り等々を転々とした。

その働きが不安定的収入でありながら家族の貧困生活をしのぐことに繋がっている。その時の様子を、次のように詳しく語っている。

鶴橋に来てみたら、空襲で街の全域が焼けてしまい、鶴橋ではあのベッドぐらい（長さ 1.8、幅 1.2 メートルぐらい）の広さにテントを張って商売をしていました。

「買出し」をしました。それで仙台へも行ったことがあるし、米を安く買ってくるために東京に行ったりもしました。そのときは闇市が流行ったから、地下足袋も 50 足持っていき、1 足 20 円で売って全部で 1000 円になりますね。

そして、そのお金で米を買い東京で売りました。そのときは電車で寝泊りをしました。

それを 2 年続けましたが、子どもができてからはやめました。その後、次女を妊娠したときに（生野区）巽に引っ越し、それからは〈手巻き〉（タバコのこと）をしました。

当時は敗戦後だったので、タバコを自由に行うことができませんでしたので、闇手巻きを 50 本ぐらい束ねて新聞紙に包んで日下（近鉄線石切の手前）で長女を背負いながら売りに行きました。その材料はですね、吸殻を集めて新しいタバコの葉を混ぜて巻きます。4 年間タバコを巻いて鶴橋本通から向こうのゆきおか病院の近くにある二階建ての家を買うことができました。そのあとは〈パチンコの景品買い〉をしました。

景品でもらったもの（タバコ）を客から買って、それを吸ったものが入っているかどうか検査して、吸ったものが入っていなかったらそしてそれをまたパチンコに持っていったら買ってくれますね。

その後は〈ミシンを買って仕事〉をしたり、〈雑貨を売ったり〉しましたが、それでも人の工場で働いたことはなく、自分の商売だけでした。

[K]さんは、終戦直後の日本の治安が乱れ国境の海岸警備が緩んだ隙間に渡航できたが、焼け野原になっていた大阪には、頼りの家や身寄りもないことで仕方なく嫌な（気が合わない）夫との苦しい生活が始まった。

その混乱期の経済的な状況では、マジョリティの日本人とマイノリティの在日朝鮮人と関係なく、貧窮な生活であったとしても、元々の貧困集団であった在日朝鮮人の一部では少ない資本で稼ぎができるなど貧困から脱する機会的チャンスでもあったといえる。

だが、[K]さんの場合は、夫[A]の低賃金と酒癖、非協力的な行動などが貧困生活から脱するのを遅らせる大きな原因となっていた。

本人が語った前記の内容には「二階建ての家を買うことができました」と述べているので比較的に安定していたのではないかという疑問が浮かび、具体的な内容を確認してみると、約10坪の長屋で土地代として月400円を別に払う地上権（家屋）を総額15万円（一部借金）で購入し、二階部分は年間20万円で他人に貸していたとのことであった。その家も間もなく夫[A]が売り飛ばしてしまったことを確認した。

（3）離婚期（1964～1995年）

[A]のDVが刑事事件になって離婚が成立していたが、度々急襲される身の危険をしのぐために[B]を保護者役に頼るようになった。

心身共に少しずつ安定を取り戻していた[K]さんは、家賃が毎月500円の借家へ移りボッタリ商売を始めるようになった。

そのボッタリ商売が次第に安定したので、御幸森商店街に店舗を構えて婦人服屋を開くことになり、子ども皆を高校まで進学させ、結婚費用、先祖の墓や法事など他人に恥じない役割を担ってきた。

その詳しい内容を次のように明らかにしている。

離婚当時、小学6年、4年、2年と5歳の子どもを抱えて服屋を営みながら、どうしても子どもたちはちゃんと成長させる事だけを考え、どうしたら子どもたちと立派に生活できるかとの一念でした。

あるときは〈生活が苦しくて車にひかれて死のうかと思った〉こともありました。ですが、「子どものために生きよう」とくいしばって決心しました。それからは恥ずかしくもなにもなくなりました。

長女をはじめ皆、高校を卒業させました。

ソウルへ行って服を買い、そこ（御幸森の店－引用者）で売りました。喫茶店もやりましたが、2、3年でやめました。

服屋を30年やりました。服屋をやるときは一月に一回済州島からソウルに行き来しました。毎年の親の法事や墓参りを欠かさず、その日に合わせて行きました。ほぼ30年は欠かさず韓国の法事には参加しました。

父親は24歳のとき亡くなりました。顔も知りませんが自分の生き様から親に対しては・・・（沈黙続く）。

（4）老年期（1995～2014現在）

〔K〕さんは2男4女の子どもの成長と結婚させるなどの母親の責任を根気よく担って、各自の自立のための後押しの手段としてボッタリ商売や服屋の商売をおよそ40年以上続け、高齢期の75歳まで全力でやってきた。

生活費を切り詰めながら少しずつ貯金した後、老後には故郷に往来しながら余裕ある生涯をおくる心もちで、済州島に1軒の土地付き家を買った。

その家の家賃で済州島と大阪の往来に必要な費用に充てる計算であった。

しかし、済州島で父親の法事を代行してくれている従弟から事業資金の名目で銀行からの借入れ保証人を頼まれ、その家を担保にすることになった。

そして、信用していた従弟の事業は失敗し、利子も払えず強制競売までになり、父違いの妹が収拾役に乗り出したが結局、家はその妹に乗っ取られてしまった。

そのことで、済州島の親戚との関係が陰悪になって交流が途絶えるという思わぬ状況に陥って、数十年間蓄えてきた財産を失い、故郷の親戚との絶縁という悲痛な結果を招くことになった。

今も前述のことで時たま凄く悔やんでトラウマになっている。

自分は親戚も身内も誰も居なかったから、初めに済州島にお墓の「サンタム」（石垣）の工事をしに行ったとき、母や腹違いの兄弟ら親戚がたくさん居て、すごく歓迎されたから、年をとったら、済州島に行った

り来たりしながら住もうとして済州島に家を買いました。自分ひとりだったら、その家賃で生活できると思いました。今から30年前（56歳のとき）に買ったが、養子を入れた従弟が事業するために担保を頼まれて、取られました。

また詐欺に遭い、その家はとられてしまいました。今そのことを考えると、寝るときでも思い浮かんで悔しくてたまらないのです。

〔K〕さんの貧困生活を要約してみると、麦飯も十分に摂ることができない済州島での生活から、米ご飯に憧れ大阪へ渡ってきたが、あいにく終戦直後の貧困生活が待っていた。食糧の配給制度に頼らず、鶴橋の闇市を始め、買い出しやたばこの巻き売りなど場当たりの的な稼ぎで奮闘していた。

家長である〔A〕の逸脱した行為が要因で家族生活は破綻し母子家庭に変わるようになった。

子どもの餓死を免れるための窮策の末、手慣れていないボッタリ商売や婦人服屋を全身全霊で数十年間も営み、家計を支えてきた。

子どもたちの自立とともに生活が安定に向かい少しの余裕金を蓄え、故郷に老後の準備資産として不動産を買い入れたが、親戚からの担保・連帯保証人依頼を受け入れた失策から唯一の老後資金を失ってしまった。

しばらくは、家族からの援助を受けることもあったが、自分らの生活が精一杯で、これ以上の負担をかけてはいけないと思うようになった。

挙げ句の果て、5年前から生活保護を申請し、その扶助金に頼る独り暮らしの余生を過ごしている。

2) 病気 (Disease ; 疾病)

〔K〕さんは心理的不安定な結婚生活と経済的に極めて窮乏の生活環境にもかわらず、次々と子どもの出産・育児をしなければならない状況であった。その間、本人のお産と育児時の健康管理や病気に対して、どのように対処していたかを探ることにした。複雑な心境を次のように淡々と述べている。

今みたいに（国民健康－引用者）保険もないし、お金もないから困っていました。子どもを産むときも病院ではなく、6人の子どもの皆、産婆さんをよんで産みました。一回よんだら2000円か3000円ぐらい支払いをしました。

その時は、女性の普通の給料（月）5000円ぐらいの時です。

ほかの病気を治療しようとしたとしても、ほぼ近所にいた鍼屋さんが、お腹を壊したら「医者要らずの草」を煎じて飲ましたり、風邪か肺炎のときは辛子にメリケン粉を練って貼ったり、ヨモギ草の葉っぱを採ってきて煎じては赤ちゃんとその母を洗ったりしたこともあります。

少し値段が高い薬は、牛黄というもので肉屋さんに牛の「胆嚢」を頼んでもらって飲む人もいました。熊の胆を常備薬として買っておいて粉にして飲ましたこともあります。

わたしは、若いときは健康体であって、風邪ひく暇もありませんでした。なのに、この4、5年の間にいっきに病気だらけの体になってしまいました。

腎臓病で4年前に倒れて救急車で病院へ運ばれ、一年半入院生活の末、透析（治療）していますし、この前（半年）は癌が見つかって切り（摘出手術－引用者）ました。

今は体がボロボロで、毎日（沢山の）薬と病院通いが忙しい生活です。

〔K〕さんは、6人の出産を経験しているが、その子たちのお産はすべて産婆さんに頼っている。その理由は、産婦人科などの病院でお産をするとしても、高い医療費の負担が大きかったことが予想される。

日本は1958年に国民健康保険制度が制定されていたが、原則上、朝鮮人は適用除外にされていた。1966年からは韓国籍者に国保の加入が認められた。

〔K〕さんが国民健康保険の適用者になったと仮定するとしても、末子が1968年に生まれており、〔K〕さんが協定永住権を申請した時期が1969年秋であるから、その1年後であり、それまでは「協定国保」対象にはならなかったのである。

また、当時の「朝鮮籍」の場合は「朝鮮人がもっとも多く居住する大阪市では1973年8月1日から……いずれも各地方自治体が独自に条例を定めて実現をみたものである³⁵⁾」、これを「条例国保」と二つの差別的国保制度が存在していた。

医療費の負担が重くて薬局や病院などの医療機関の利用が容易ではなかったことで、近所の産婆さん（助産師）をよんで自宅出産、民間・自家療法に頼る以外は手立てそのものがなかったと推察される。

また、健康管理にしても子どもたちに1日3食を食べさせるのが精一杯で、自分の産後の養生や健康管理を意識する余裕がなく若さだけを信じていたようだ。

若いときの不養生が80歳を越えていくと身体機能が弱くなり、腎不全、癌、高血圧など病弱体になってしまったと弱音を吐いている。

2014年12月現在は、要介護1の状態として週3回1時間の訪問介護のサービスを受けている。

3) 無知 (Ignorance ; 無学)

〔K〕さんは、学齢期から75歳までは正規学校の教育を受けたことは全くない。それにしてもこの調査のインタビュー直前の同意書には自筆で名前の3文字を漢字で比較的きれいに書いている。同年齢としたら優れた字体である。

また、話し言葉は、日本語（大阪弁）と韓国語（済州島弁）の両方を不便なく使うとともにそのアクセントには訛りもなく、明瞭に話している。

子どもの時、父が早く死んでしまい、母は学校には行かしてくれませんでした。その時の女子は殆ど行っていない時代でした。夜学はあった。

初めの時（10～14歳）済州島へ帰らなかったら日本で小学校くらいは行ったかも知れませんね。

漢字で自分の名前を書くためには、桃谷（生野区）にある「オモニ学校」に75歳頃1年通って習いました。

80歳越えて「中川東中学校」の夜間学校に3か月くらい通ったが雨の日、下校の道中に乗っていた3輪自転車から落ちて怪我をしてやめました。（授業）科目が多いから難しくって……漢字だけ教えてくれたらいいのに。

ハングル文字は以前済州島の夜学で習ったことで少し読むことができていたが今は全部忘れました。

勉強していたら今のようには苦勞しなかったと思います。

〔K〕さんの初学齡期（7歳：1936年）を考慮して当時の朝鮮の教育環境を概観してみると、その時代は朝鮮総督府の朝鮮統治政策を進めていくため、朝鮮人を日本人化しようとした「同化教育」制度が置かれていた時期に当たり、初等教育の拡大を模索した時期でもあった。

当時の植民地朝鮮の教育政策の背景を鄭圭永は、「1937年からスタートする皇民化教育政策は、……朝鮮における戦時動員型の教育体制は1938年の第三次朝鮮教育令公布により法制化された。新教育令の目標は『内鮮一体』というスローガンに集約されるが、それは植民地民族を戦争に大量に動員できるようその準備工作として思想統制を徹底させることを意味した³⁶⁾」と述べている。

しかし、1938年頃の朝鮮全体の普通学校の就学率は約38%に満たないことから考えると離島・済州島の農漁村の女兒であった〔K〕さんとしては思いもよらないことであった。

言語は、10歳の時から約4年間大阪で生活しながら覚えた日本語が、再度大阪の生活に役に立つとともに熟練していた。

また、韓国語も周りに集住している同胞たちと普段の会話で使っていたし、韓国と日本を往来する商売をしていたので忘れず上手くなっていた。

文字の読み書きは、日本語の読みはひらがなを読める程度で、75歳頃のオモニ学校で1年間習ったことで、やっと自分の名前を書けるようになっているが、回覧版や福祉関係の案内書などは家族か他人の代読を必要としている。

4) 不潔 (Squalor ; 隘陋)

〔K〕さんが80年以上の人生の日々を過ごしてきたことにおいても、生活の空間である住居環境は最も重要なものであり、ここでは主に住宅に関連した問題について考察することにする。

〔K〕さんの成長期の約10年間は、済州島の漁村で生活を経験している。

その後は大阪の生野区内で2回引っ越したものの、現在生活している2階建て長屋の借家で50年近く住んでいる。その住居関係のことを次のように思い起こしている。

10歳まで済州島の海辺近くに住んでいました。

飲水は海辺の淡水（湧出水）汲み場に行って壺を背中に担いで運び使っていました。6歳のときから水汲みを担っていました。

家といえば、石積垣の茅葺き屋根の家でトットンシ（똥통시；豚を飼う場所と便所を兼ねる場所）で用便を済まし、藁で拭き取りました。

田舎ではそれが普通の暮らしでした。

大阪へ来た当時は、以前住んでいたところ（真田山公園の近く）もすべて（大阪空襲で）焼けてしまいました。頼ってきた親戚（母の兄弟）は解放後に済州島に帰ってしまいました。

初めは私の親戚のところに住んでいましたが、夫の親戚の頼みに負けて一緒に暮らしました。そのとき、今の長女を出産しました。

今住んでいる家は、46年前（1966・昭和41年）からずっと住んでいます。そのとき、100万円（半分以上は借入れ金－引用者）で権利（地上権）を買いました。地代は500円から今は3万3千円になります。

地主はこの辺りに5～6軒ぐらいを貸していると思います。昔からの大地主で、花屋さんでした。

〔K〕さんの語りから、幼年期にあたる1930年代の済州島の住居事情の一部が読み取れる。まず、今のように水道はなく、海辺で湧き出る淡水を飲み

水にするために女性たちが背中にムルホボク（물허벅）という壺を担いで運びその家の台所に備えている大型壺（물항아리）に溜めておいて使うという済州島独特の生活 방식으로 6 歳の子どもにしては重労働であった。

当時の家は大半が茅葺の屋根で石積の間に麦藁と土を混ぜて練り合わせ作る建築の方法であった。

便所＝トットンシ（똥통시）というところは、石垣で囲み豚を飼い人の排せつ物を餌にして育てるとともに、麦藁や雑草を入れ込み年 1 回取り出して畑の堆肥として活用することで、これも 1960 年代までは一般的な済州島の生活の様子で、今は観光資源になっている。

その後、二度目に大阪に渡航した時期が大阪空襲の直後と相まって、住宅事情も悪く、権利を買った家は前の夫に売り飛ばされ、親戚の家で同居するなど 20 年余り転々としていたが、40 年以上住んでいる今の家の地上権を確保することになった。

その規模は 12 坪の二階建て長屋で、住みはじめた頃と比べて借地料の方が高く、毎月 3 万 3 千円を支払っており、収入がないため 5 年前からは生活保護扶助費に頼っている。

〔K〕さんは、きれいずきで玄関前には季節の花を植えるほど、室内も整理整頓ができているのであるが、入浴設備がないから歩行器（押し車）で銭湯へ行くのに大変困っている。

週 3 回 1 時間の訪問介護サービスを利用しているが、炊事・洗濯などは自分で行っており、比較的清潔な生活をしている。

このように、済州島での生活環境は、不潔とまでは言えないものの非衛生的状態であったが、大阪での生活環境は健康に害するほどの非衛生的ではなかった。

5) 失業（Unemployment、怠惰・無為；Idleness）

〔K〕さんの若い頃は、家族の衣・食・住の基本的な生活と 6 人の子どもの養育費などを賄うことには、協力的でない夫には頼れないため言うこともなく、すべてを自分一人で解決策を立てなければならない環境に置かれていた。

一般的にはその生活の糧を求めるためには、町工場などに就職をするか他に雇われ給料を稼ぎ、切り盛りしていくのであろう。

しかし、〔K〕さんは当時の僅かな給料では大家族の食糧代にも足りるはずがないと考えたのか、自分の稼ぐ方便として買い出し、たばこの巻き売り、屋台、ポツタリ商売、雑貨や婦人服販売などを転々としながら自分なりの商売方法で稼ぎに乗り出した。その商売光景の一部分は前述したが、次のようである。

買い出しをしました。それで仙台へも行ったことがあるし、米を安く買って売るために東京に行ったりもしました。

そのときは闇市が流行っていたから、地下足袋も50足持っていき1足20円で売って全部で1000円になります。

そしてそのお金で米を買い東京で売りました。そのときは、電車で寝泊りをしました。それを2年続けましたが、子どもができてからはやめました。

その後、次女を妊娠したときに生野区の巽に引っ越し、それからは手巻き（タバコのこと）をしました。

当時は終戦後だったので、タバコを自由には買えませんでしたので、闇手巻きを50本ぐらい束ねて新聞紙に包んで日下（近鉄線石切の手前）で長女を背負いながら売りに行きました。

その材料はですね、吸殻を集めて新しいタバコの葉を混ぜて巻きます。

その後はミシンを買って仕事をしたり、雑貨を売ったりしましたが、それでも人の工場で働いたことはなく、自分の商売だけでした。

おっさん（夫）は1日200円か300円を貰う仕事へ行きましたが、鋸前工場で働きました。そこで1ヶ月働いても10000円にもなりませんでした。それで1ヶ月2000円か1500円しか家に入れてくれませんでした。

45歳から朝鮮市場で服屋をはじめました。ソウルへ行って（卸で）服を買い入れ、店で売りました。喫茶店もやりましたが、2、3年でやめました。

婦人服屋を30年やりました。服屋をやるときは1ヶ月に1回済州島からソウルに行き来しました。

この語りは、前半期の戦後約20年の間に経験していたことの一断面であり、ここの「買い出し」、「タバコの巻き売り」は当時の稼ぎ方法として〔K〕さんのみならず在日一世の多くの人々が経験したと話している。

この稼ぎ方法をなぜ選んだのかを考察してみると、①戦時中から続いていた生活物資の配給制という統制経済の混乱と急激な物価上昇などの社会経済的要因があり、②朝鮮人が集住していた鶴橋駅は国鉄の城東線、近鉄の奈良線と大阪線の交通要衝地であって、大阪市以外の農・水産物の産地と結ぶ利便性が高い立地的条件などがあり、③すでに鶴橋駅の周りには闇市が広がっていた。

このような好条件が備わっていた背景に加え、当時の〔K〕さんが自分で稼ぐための適業だと考えたのは、自ら少額の資本金で始められることや店を構える必要もないという低負担の要件と特別な知識や経営能力を身に付けることもない単純性にあった。

移動方法と体力さえ有すれば容易に稼げる方法として選んだのが生業になっていた。

また、〔K〕さんが大家族の糧を一人で担わなければならない理由には、家長で扶養責任者の夫〔A〕の低賃金と不謹慎な行動が重なっていた。

語り内容から家長の月給が10000円、そのうち2000円か1500円という金額だけを家に入れたので、その部分を少し考察してみる。

例えば、その金額は1952年の都市勤労者世帯の月平均収入が20822円の半分で、同年の最低生活水準の調査の内容と比較してみると「第1次の7,000円は健康で文化的な最低限度の生活水準、第2次の4,000円は最低生存線で、生活保護水準は最低生活費の40%、最低生存費の64%にとどまっているとしている³⁷⁾」ことから、夫〔A〕の稼働能力は、〔K〕さんの家族の生活にはほとんど役に立っておらず最低生存費にも満たない金額で、家族の生存が脅かされる水準であったといえる。

その後1970年代以前の高度成長期とバブル経済期と相まって、「ポツタリ

商売」と店舗付きの「婦人服屋」を生業として営み、その利益で貧困生活から抜け出せるようになった。

6) 国籍

国籍のカテゴリーと連関させて考察するために、その焦点を〔K〕さんの結婚過程に絞ることにする。

それは、〔K〕さんの結婚年齢が16歳であることから、比較的早いのではないかという疑問点があることからである。

結婚過程を〔K〕さんは次のように語っている。

16歳（1945・昭和20年）のとき、日本で学生だった夫が済州島に来て結婚しました。

なぜ早く結婚したかという、まず、挺身隊に引っ張られる噂があったことです。おばさんたちからは、兵隊の相手をして何にもならないという噂がありました。

結婚して間もなく、17歳（1946・昭和21年）のとき、ひとりで再び日本に渡りました。

九月中旬ごろの夜中に済州島カムルゲ（禾北）漁港から小さい漁船（トッタック船・発動機）に30名くらいが一緒に乗って、4日程度かかり、早かったです、明石に着きました。

〔K〕さんが結婚した（させられた）時期は1945年2月で、満年齢の16歳であることを再確認している。

引用文に私が下線を引いているように「挺身隊に引っ張られる噂があったこと」に注目したい。

こうした「挺身隊の噂」の部分は、単純な噂というより事実であり、植民地体制での朝鮮総督府による物資の供出とともに戦時の労働力を確保するための徴用・強制連行と関連して「1937年7月に結成された国民精神総動員朝鮮連盟であり、1940年10月に改編された国民総力朝鮮連盟」³⁸⁾の下部組織として結成されていた愛国班を運用し、実際に朝鮮の若い女性を強制的に動員

したことである。

「1941年の勤労報国隊組織要項によれば……『各愛国班から満14才から25才までの独身女性を選び町連盟単位に勤労報国隊を組織する。25才以上の女性でも志願すれば隊員になれる』と定められていた³⁹⁾」ことと実際に「1944年2月には朝鮮女性を戦場に動員しようとして『朝鮮女性青年錬成所規程』を作成し、同年4月から朝鮮女性青年錬成所を国民学校に設けて訓練を実施した⁴⁰⁾」といわれている。

未婚女性の16歳であった[K]さんにとっては、この当時の時代的な緊迫性から回避するためにも早期の結婚を選択せざるを得なくなったというのが実情であったと考えられる。

その早目の結婚は相性に合う相手を選ぶ余裕もないまま踏み切ったので結果として20年余りの結婚生活は破綻し、長い歳月は心身ともに大きく傷をつけることになった。

客観的な広い意味で考えてみると、植民地時代と戦時下の社会的混乱が生み出した1人の被害者であると思われる。

最後に、[K]さんの国籍も他の在日コリアン1世とほぼ同じようであり、「1965年6月2日に『日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本と大韓民国との協定』が締結され、日韓両国の国会における批准を経て、1966年1月18日より発効した⁴¹⁾」。この協定発効から5年以内に永住権の申請をすれば協定永住権が付与されるという理由に従って、その3年後の1969（昭和44）年の秋頃、日本の農林省が発行した「一般用米穀類購入通帳」を持って行って申請して、間もなく日本での永住が認められ、現在は「特別永住者」になっている。

[K]さんのライフヒストリーを再整理してみると、3歳から母子家庭、母の再婚、時代的混乱等により、孤児と同然で親や社会からネグレクト状態に置かれた孤独な成長期をおくっている。

日本の戦時下の朝鮮女性の強制動員という政策に脅かされた緊迫から逃れようと、16歳の若年齢で結婚に至った時代的被害者である。

早い結婚が一因で、20年余りにわたり深刻なDVを被るなど心理的・経済

的の両面で不安定な家庭生活が続いたが、結局、家庭破綻と挫折感を経験している。

離婚により心機一転、稼ぎに奮闘し、子どもの教育や結婚まで扶養の責任を全うするようになっていたが、二人の娘の死亡から喪失感を。

安定した老後の準備資産を孤独な身分と無知から親戚に騙され失う、背信行為に強い怒りを抱えている。

後期高齢期に入り、老化に合わせて身体的機能が急激に低下し、透析や癌などの病態になり入退院を繰り返し、今は通院生活を送っている。

経済的にも多額の治療費により蓄えがなくなり、一時は子どもからの援助に頼ることにしていたが、現在は生活保護費の受給を余儀なくされ、独り暮らしで寂しい余生を生きている。

このような、[K]さんの成長期の孤独、窮乏な生活体験、その克服過程、現在の生活環境、精神・身体機能、病気などは「在日済州島出身高齢者」たちの大半のライフヒストリーと共通する点が多い。

勿論、在日と日本人を区別することなく、高齢者は個々人の生活史、生活体験、その生活環境、現在の精神・身体機能、持病などの多様な状況を深く考慮した適切なケア方法論を構築することが大きな課題であると考えている。

第4節 [B]さんのライフヒストリーとトランスクリプションの考察

1. 調査の背景と調査対象者

本節のライフヒストリー調査の対象者と最初に出会うことになったのは約5年以上前のことである。2009年3月、遠い親戚（8寸）の紹介で自ら調査者が勤めている寺に訪ねてきたからである。明るく声が少し高いというのが初めの印象であった。その声が低い理由は補聴器を使用しているからであり、調査者の誤解であった。

互いに済州島の方言を混じえながら話し合いができたことで直ちに親しく感じるようになった。その後からは毎月の法要に積極的に参加を重ねていく

うちに亡くなった夫と長男に対しての先祖供養の相談を受けるようになり、位牌を作り祀ることを進めていた。

それ以来、大概の法要に参加するようになっていて、調査者が運営しているコリアン高齢者ふれあいサロンにも2010年の12月から通い始めた。

インタビューを依頼する時点で既に約3年間の十分な交流が続いており、互いのラポールが形成されている、4人目の収録対象者である。

過去のことや現在の生活状況などに関して普段のサロンの座談の場でよく話し合う関係で、生活史の大略的なことは把握できている相手である。

交流が長い関係といえども改めて単独のインタビュー場を設けようとし、約6ヶ月前から調査対象者の時間の具合や体調などを細心に配慮しながら依頼を重ねて、やがて収録できるようになった成果である。

平素は周りの人を気にしているのか比較的に口重い人柄であるが、今回の単独対面のインタビューの際は、自ら積極的に詳しく話していたので予想以上の感銘を受けた。

言語の9割以上は1960年代の済州島の方言を駆使しており、流暢さにもう一つの驚きを感じさせてくれた。

自分の苦しい過去史や不幸などを話すきっかけは全く無く、家族や他人には一切話したことはないと言っており、最後には、心の中の重いものを降ろしたような表情を見せてくれた気がした。

2. 調査方法

2011年9月頃から調査の目的と内容を数回伝えてインタビューの協力依頼を重ねていたが、対象者本人の体調や都合に合わせるため、予定がより遅れていた。

収録当日は幸いに対象者本人から声をかけていただき、時間と場所を話し合いの上決めることになった。

基礎質問書を用意していたがほぼ自由に語れるような雰囲気を保った。

記録は、デジタルビデオカメラ「Panasonic HC-V300M」を定点に設置し、動画撮影したものである。文字起こしに要した時間は、要点を抜き出した上約30時間（1日4～5時間）で、修正など合わせて約20日間の作業時間が必

要であった。

インタビューの内容は丹念に文字化した逐語録を1次資料として、収録動画は別途にCDに保存して管理している。

1) 調査対象者：朴 明子（仮名）、1926（昭和元）年、済州島生れ、インタビュー当時年齢は満86歳。以降は〔B〕さんと表記する。

2) インタビュー場所：調査者の自寺の相談室。

3) 調査日時：2012年3月31日（土）15：00～17：00、初回の収録時間約2時間であるが、内容の再確認などのため5～6回の対面で補充記録をとった。

4) 調査の倫理的配慮：調査者と対象者は約3年以上の友好的関係で一定のラポールが形成されているが、個人的信頼とは別に、インタビューの前に調査目的と撮影機材の使用や協力の任意性、データの利用、公表方法など十分な説明を行い理解と承諾を得て、同意書に自筆署名を受けている。

収録後のデータ利用・管理においても対象者のプライバシー保護には細心の注意を払っている。

3. 調査結果

1) 〔B〕さんの家族関係および生活歴

〔A〕は〔B〕の夫：1921年済州島生れ、1959年海で失踪・死亡、享年39歳。

〔B〕は本人：1926年済州島南西部で生れ、（2015年現在89歳）。

〔C〕は長男：1946年済州道生れ、1977年海で事故死、享年32歳。

〔D〕は次男：1956年大阪生れ、〔B〕と別居。

〔E〕は次男の妻：1956年在日2世、〔B〕と別居。

〔F〕〔G〕〔H〕は次男の子（孫女）1988年生れ、〔H〕は1989年生れ。

〔B〕さんの概略年表

1926（昭和元）…2男3女の長女として済州島南西部で生まれた。

12歳 1938（昭和13）…学校も行けず子守や畑の仕事などで働かされる。山沿いの村里から海辺の村に下りる。

18歳 1944（昭和19）…太平洋戦争中に徴用を逃れるために日本から帰郷し

ていた同じ村出身の5歳上の[A]と結婚。

20歳 1946（昭和21）…長男[C]が生まれる。夫[A]が先に1人で日本に渡ったことで連絡が途絶えたまま離れて母子家庭生活。

26歳 1952（昭和27）…日本に居る夫[A]を探し求め日本へ渡航したが間もなく強制送還され済州島に戻る。

28歳 1954（昭和29）…再び釜山から親戚の叔母さんと漁船に乗り[C]を残したまま日本へ渡って大阪の東成区に一時滞在し、夫[A]が東京の中野区上鷺に居ることを知り、東京で再会したが別居。

30歳 1956（昭和31）…次男[D]が生まれる。

32歳 1958（昭和33）…東京から親子3人[A][B][D]で大阪へ引っ越し、東成区で洋服の仕事をする。

33歳 1959（昭和34）…船に乗って稼ぎに行った夫[A]が海で亡くなる。

36歳 1962（昭和37）…長男[C]を済州島から呼び寄せ一緒に住む。

49歳 1975（昭和50）…日本居住歴21年目に正式に区役所で外国人登録申請と弁護士によって在留特別許可の手続き（嘆願と出頭）を行った後、在留の許可を得た。

51歳 1977（昭和52）…長男[C]が旅行先の海で溺死。

58歳 1984（昭和59）…夫[A]と長男[C]の墓を建てる。

74歳 2000（平成12）…生活保護受給を申請。

75歳 2001（平成13）…関西済州道道民協会の無料・故郷訪問団として47年ぶりに済州島に行ってきた。

79歳 2005（平成17）…天王寺夜間中学に5年間通う。

88歳 2014（平成26）…現在、独り暮らし。

2) [B]さんのライフヒストリーの概要

[B]さんは、日本の植民地統治時代であった1926年、済州島の南西部の農村で貧しい環境下に生まれ、幼い頃から学校も行かず畑の作業や兄弟の子守などを任されていた。

18歳（1944年）の時に日本からの徴用を免れるために帰国していた同じ村出身で5歳上の夫〔A〕と結婚していたが、その2年後には夫〔A〕が単身で日本に稼ぎに出てから5年間も連絡が途絶えてしまった。

夫〔A〕を探し求めて、26歳（1952年）の時、1回目の渡航を断行したが間もなく強制送還された。

28歳（1954年）時、2回目の釜山からの渡航が成功し、大阪へ着いて間もなく、東京の方に夫〔A〕が居ることを突き止めて東京に向かい、離れ離れになって8年後に再会が叶った。

しかし、その夫〔A〕は別の日本人女性と暮らしていて2人の女の子がいた。その近くで家を借りて約4年間暮らしているうちに次男〔D〕が生まれた。夫〔A〕は2人の息子の養育に責任を感じていたのか東京の生活を整理し大阪へ移住することになった。

結婚から14年経っての再同居で、新たに3人家族の幸せな生活を始めることを夢見ていた。だが1年も経たないある日突然、夫〔A〕は生活資金を調達するために船乗り仕事に行ってくると言い残し出て行った。それが最後で、夫〔A〕は海上の事故で亡くなってしまった。

また、経済的にも夫〔A〕から預けられた20万円を契約金に充てて家を買う予定としていたのが、詐欺に遭い失ってしまいどん底に落ちた。

〔B〕さんは、この二つの重なった出来事の喪失感から自殺を考えるとまで絶望状態に陥って、生涯最大の危機に立たされていた。

33歳にして母子家庭になってしまった〔B〕さんは、父がいない2人の息子の養育と将来をなんとか見守っていかねばならないと生きる意欲を取り戻した。

その後、済州島に残してきた長男〔C〕を呼び寄せ、朝から晩まで無我夢中、洋服の仕事に専念した結果、2人の息子を結婚させ、平屋の一軒家を買えるようになるまで経済的な面では随分改善されていた。

また、日本の居住歴21年目の49歳（1975年）時、家族3人が日本で暮らし、社会生活する中で最大の恐怖感をもたらしていた不安な状況から解放される、念願であった「外国人登録証」まで手に入れることになった。

胸をなで下ろす間もなく、長男〔C〕が旅行先で溺死し、次男〔D〕が事

業に失敗するなど、一夜も熟睡ができないほどの歳月を送っている。

以前の家は次男〔D〕が結婚のときに渡した後、1回の引っ越しを経て、55歳から1人で現在の借家に移り、洋服の仕事を続けて生活費を切り詰め、先に亡くなった夫〔A〕と長男〔C〕の墓を建て、法事や供養を欠かさずやってきた。

74歳までの主な収入源であった洋服製造業の衰退とともに失業者になってしまい、生活費に困るようになり、生活保護を受給することになった。

時間の余裕を活かすことと無学を克服するために79歳になってから夜間中学校に5年間通い、やっとのことでカタカナ・ひらがなを読めるようになるなど、生きようという意欲は変わっていない。

〔B〕さんのライフヒストリーから特定できることは、第1に、外国人登録証を持っていなかった21年間の長い年月の心理的な重圧からくる強迫感は、現在の持病につながっている。

第2には、夫〔A〕と長男〔C〕の突然死で大きな喪失感を抱えている。

このことに対して本人〔B〕さんは、心臓病や、ひどい耳鳴り、頭痛や不眠症を患っているに違いないと証言的に述べている。

複雑多難な生涯を忘れることができないまま残りの人生を貫くとしている。

4. 〔B〕さんのライフヒストリーからの概念的カテゴリーによる考察

1) 貧困 (Poverty ; 窮乏・困窮・欠乏、Want)

〔B〕さんの貧困カテゴリーを年代的に(1) 濟州島の生活(2) 日本に渡航当時の生活(3) 大阪での生活と老年期と三つに分けて考察することにする。

(1) 濟州島の生活(1926～1952年)

〔B〕さんが生まれてから結婚するまでは日本の植民地統治時代であり、濟州島の農・漁村の貧しい家庭で、畑の手伝いや弟妹の子守を担っていた。

18歳には結婚、その結婚相手は9歳から日本で育った23歳の青年で太平洋戦争の徴用を逃れようと濟州島へ里帰りしていた時、親戚の紹介で1944(昭和19)年に結婚することになった。

しかし、新婚生活の間もなく、終戦・解放の1年後には、夫〔A〕は単身で日本に渡って連絡が途絶えてしまい、その後、ほぼ8年余りを長男〔C〕の養育に専念しながら母子だけの生活を営んでいた。結婚までの時期の様子を次のように語っている。

済州島の山沿いの村で生まれ、12歳のときに海辺の村へ下り（引っ越し）てきました。親が畑の仕事をやったのでそれしかないでしょう、海辺に移り住んでいましたが、海女の仕事はできず親が農業を営んでいたので、長女だから学校も行かず家事手伝いばかりさせられました。

10歳のときから麦、粟、サツマイモの畑の仕事を手伝いながら、弟と妹の子守をしていました。

幼いころから手先が器用で針の仕事が特技で、軍隊の毛布を安く手に入れ弟と妹の服を作って着せたり、近所の人に売って生活費に充てたこともあります。

隣村で生まれた夫は9歳から日本で育ったが年頃になって日本で徴用を逃れるために彼が22歳の時（1943年）済州島に来た時に、（その1年後）私が18歳（1944年）で、親戚の紹介で親同士の話し合いだけで結婚をするようになったのです。

〔B〕さんが語っている内容を概略的に考察してみると、〔B〕さんは農村で生まれて長女であることで10歳から、畑で草むしりや麦・粟・サツマイモの農産物の収穫と家事を手伝うことや、弟妹の子守役を任されていたとしている。

この時代の済州島では、儒教的な思想から年長者である長男・長女を家長として位置づけ、年ごろの女の子の場合は、家族の食事や飲水運び、家畜の餌やり、家の掃除などの家事労働を担うのは当然のことであった。

語りから「軍隊の毛布を安く……云々」の部分に疑問を感じて再確認してみたところ、〔B〕さんが日本へ渡ってくるまで暮らしていた地域には「^{アル}알

トウル
ㄷㄷ 飛行場⁴²⁾」という空軍基地が存在していた事実を確かめた。

この飛行場は日本軍によって済州島に1920年代から大規模な軍事施設の建設が始まるようになって、1930年代半ばに完工するとともに1937年の日中戦争が勃発したときにはここから出撃した戦闘機が約 700 キロメートル離れた中国の南京を爆撃したとされている。

当時の20個の格納庫の一部は現存しており、2002年には近代文化遺産第39号に指定されている。

この軍施設と連関しては「日帝時代末期、済州島には六、七万の日本軍が投入された。日本の敗戦時、朝鮮全土でおよそ三〇万の日本軍がいたというから、この小さな済州島にいかにも多くの軍隊がいたかうかがいしれよう。その六、七万のうち約二万が朝鮮の兵であった⁴³⁾」と指摘されている根拠から [B]さんは、服の生地調達に難儀な時代に自分が暮らしていた村の近辺で駐屯していた兵士たちから軍用毛布を安く手に入れ、家族の服などを作り着せ、村の人に売ることによって生活費に充てていたのである。

また、この時期の貧困状況を現している内容では、結婚過程をとりあげることができる。

[B]さんの結婚相手の [A] は、9歳（1930年）から日本で暮らしていた青年で、彼が22歳（1943年）太平洋戦争中の徴用を逃れようと済州島にやってきた翌年（1944年）に結婚したと語っている。

当時の日本と朝鮮においては、既に1939年7月に日本人に発令されていた「国民徴用令」を、3ヶ月の後には朝鮮にも適用した。1941年12月、太平洋戦争が始まると、戦線の兵力・労働力を確保するとして、日本政府は1942年2月「朝鮮人労働者活用ニ関スル方策⁴⁴⁾」が閣議決定された。

よって、朝鮮総督府は募集・強制連行などの様々な方式で朝鮮人青年たちを戦時の労働力として13万人確保する計画であったが、十分な成果が見られなかった。1942年10月には、日本国内に住んでいる朝鮮青年たちを対象に「国民徴用令」が適用されるようになった。

[B]さんの結婚相手だった [A]さんと関連する当時の状況は「『在住朝鮮人中、(1) 国語に精通せる者、(2) 思想堅実、性向善良なる者、(3) 独身者にて性格良く、30歳未満の者を標準として』徴用令状を発送したが『…

…徴用を忌避せんとする者相当多く、朝鮮人に対する最初の徴用にも不拘其の成績良好ならざるものあり』と報告している⁴⁵⁾」と述べられていることからわかるように、その徴用に応じて戦場に行くことに恐怖を感じていた在日朝鮮人の22歳の青年は、生まれた故郷、済州島に逃げざるを得なくなったと考えられる。

このような同じ事例は、この[B]さんの夫と第3節の[K]さんの夫などだけではなく、長年の間、日本で生活していた在日朝鮮人青年たちが1942～1945年にかけて済州島へ逃げ込む気持ちで帰郷したが、まともな生活の基盤づくりをする間もなく、済州島の窮乏な社会情勢や異なる生活に適応できないなどの理由から終戦直後に再び日本に戻ってくる事例は多く耳にするものである。

お金がないから今のように結婚式を執り行うことはなく親兄弟の挨拶だけで済ました。近所の家の外棟を借りて厨付きの部屋一つで新婚生活をやりました。その2年後に長男が生まれて、その直前に夫は日本に渡って来ました。

この部分から貧困状態を考察すると、結婚費用を工面する余地がなく、他人の家の外棟一部屋を借りて生活していたが、突然、家長が居なくなり、間もなく長男が生まれ母子家庭になった。その生活の糧を求めてお産の3日後から他人の畑の草むしりや軍用毛布で手縫いの服をこしらえ売るなどで凌いでいた暮らしが、約7年間続いたのである。

(2) 日本に渡航当時の生活 (1952～1957年)

[B]さんは、およそ7年の間日本に行って連絡が取れない夫[A]に会う決心で、1回目の1952年に日本へ渡航を果たしたが、間もなく強制送還された。

その2年後、28歳の時(1954年)親戚の人と同行し2回目に日本へ渡って夫[A]の居場所を見つけ出し、東京に向い再会することができた。

その時の場面を語りの一部分を採り上げて考察する。

18歳の時に結婚して長男を20歳の時に生んでいましたが、生まれた時には夫は日本に居ました。7年余り日本に行って連絡が取れていない夫を探そうとして、初めて日本に来たのは26歳時（1952年）でしたが、間もなく強制送還されました。

カンワ条約（サンフランシスコ講和条約）発効（1952年）以前に日本に来た人は日本に留まることもできましたが、条約の発効（同年4月28日）より後に来た人は帰らなければなりませんでした。自分はそれで韓国に帰り（強制送還され）ました。

2年後の28歳（1954年）の時に再び日本に来ました。この時長男は小学校に通っており、勉強に困ると思い済州島に残してきていました。

それで8年ぶりに夫と再会を果たしたが、夫は東京の（中野区上鷺）というところで船乗りをしていて、しかし、夫は、日本で新しい家庭（日本人妻）をつくり、そこで2人の娘が生まれていました。

仕方がないから、その近く（自転車で10分の距離）にアパートを借りて洋服の下張りの仕事をやりながら暮らしはじめ、そこで2年後に次男を産んで2年経ってから夫と親子3人で大阪に来ました。

次男を家で産んだときは、陣痛が酷かったが（外国人）登録がないから病院には（費用が）高いから故郷のおばちゃんに助けて貰いました。

〔B〕さんは1度目の渡航時期を「강도조약（カンワゾヤク、1952年のサンフランシスコ講和条約）」の時であるとよく覚えており、インタビュー中に何度も口述している意味深い言葉である。そこには、在日コリアンの日本で生活する場面において多大な影響を及ぼす人道的権利を剥奪される根幹になっている「国籍喪失」問題がある。いわば、生活上の法的・制度的および社会保障面において差別・排除の最大の要因で、日本当局が在日コリアンに対して不利益をもたらす一方的な根拠としている条約であるからである。

詳しくは、「6）国籍」のカテゴリーにおいて考察する。

〔B〕さんは、7年余り連絡が取れない夫を探す目的で、26歳（1952年）の時、1度目の日本定着に失敗して強制送還される身になっているにもかかわらず、28歳の時に再び、日本語を話せる親戚の人と同行し、非公式的な渡航に成功するとともに離れていた夫〔A〕と東京で再会を果たした。

しかし、その夫〔A〕は日本人女性と同居し2人の女の子をもうけていたので、〔B〕さんとの同居が不可能になって近くのアパートを借り、洋服の仕事で生活を立て、たまに訪れる夫を待ちながら4年あまりの間忍ぶ生活をやっていた。

そこで次男が生まれてから夫〔A〕の気持ちに変化がおこり、それまで稼いだ財産全部を日本人女性に渡して、大阪に親子3人でやってきた。

（3）大阪での生活と老年期（1958～現在）

夫〔A〕、本人〔B〕、次男〔D〕の親子3人で大阪へ移住してからの貧困生活と夫の死亡や詐欺に遭うことや長男の死亡などの不運が続く中、その喪失状態から如何にして克服したのかの過程を考察し、現在の老年期の貧困状況に関して検討する。

その語り内容は次のようである。

次男は東京に住んでいるときに生まれ、その2年後に私と一緒に大阪に移住しました。その時は夫も一緒に来ました。

夫は船乗りをしており、夫から20万円を貰いました。私は、それを使って家を買おうと強く思っていました。その20万円を私にくれながら、「知り合いと一緒に韓国へ買い出しの仕事に出掛けるから、今度出航したら半月から1ヶ月ほどで帰ってくる」と言い残し、夫は出航しました。その言葉が、夫の最後の言葉でした。

その後、夫の知り合いの人から、「自分の家を35万円で売ってあげる」と言う人が居て、契約金という名目で19万円をその人に支払いました。残金は、夫が帰ってきてから払う約束でした。

しかし、夫は帰ってくることはなく、残金も支払えなくなりました。19万円も水の泡になってしまい、それから、生活は苦しくなっていきまして死のうかと思いましたが、子どもがかわいそうで……（ため息）。

私は仕事を探すために遠い親戚を探し、仕事を紹介してもらいました。仕事は、横に子どもを寝かせたままでしていました。1日に700円を貰っていました。この仕事は、夜中10時まで続いていました。働いていくうちに仕事が上達し、収入もだんだんと増えていき、1日2000円まで増え、私はそのお金で部屋を借りて住んでいました。

次男が小学校に入った時に、一軒家を買いました。そして、次男が結婚するまで、その家に住み続けました。次男が結婚するとこの家を売り、次男夫婦のために新しい家を買いました。

私はアパートに暮らして仕事を続け、貯めた貯金でお墓を建てる土地と、お墓を買いました。今では、そこに長男や夫を納めることができます。

夫は仕事の途中、海上で行方不明になったため、いつ亡くなったのかもわからず遺体もありませんでしたが、夫の遺品に夫の名前が入った指輪があったため、それを夫の服で包んで遺体の代わりに納めています。

（墓に納める光景を20分余り語る）

親子3人で大阪へ移住し間もなく、夫〔A〕は、20万円の巨額（同年の大学卒初任給1万3千円×15か月分）を生活基本資金として〔B〕さんに託して船に乗って稼ぎに出て行った。その夫が海上で死亡してしまった。

託されたお金で家を買う予定であったが、思い掛けない詐欺に遭いどん底に陥り、夫の死亡と生活費の工面の二重の窮地に立たされ自殺まで考えるようになっていた。

残されたこどものことに責任を感じて気を取り直すことができた。

それから手慣れた洋服の仕事に専念し1日700円から日当2000円まで稼ぐために朝から夜中まで奮闘してきた。

その結果、経済面では済州島に残していた長男を呼び寄せて結婚させるこ

とと次男の学費や結婚、12坪の長屋の持ち家で暮らせるまでに這い上がることができるようになった。一息しようとした時に長男の事故死に遭っている。

質素な生活費を切り詰め、少しずつ積み立てていたお金を夫と長男を納める墓の建立費用に充てた。

しかし、心的面では外国人登録の関連問題からおおよそ20年間（1954～1975年まで）は、毎日がびくびく、ドキドキ、と精神的な不安と恐怖を抱えたままの暮らしであった。

高齢期になっても洋服の仕事をこつこつとやって生活を切り抜けてきたが、日本の経済がバブル崩壊期に入った影響を受け仕事の量が減り、ついに収入源が行き詰まるようになった。

結局、74歳（2000年）から生活保護を申請し、最低の生活、独居、病弱という「老年期の三悪⁴⁶⁾」に置かれている状態である。

2) 病気（Disease；疾病）

このカテゴリーに関連して〔B〕さんが語った内容を概観すると、その一点目は、日本に来て夫〔A〕と再会し、東京生活の2年目頃、次男〔D〕の出産経験の内容であり、2点目は、88歳の現在の高齢期の病状の内容になっている。

その2つの内容に絞り考察する。

30歳の時（1956年）に次男を家で産みました。陣痛が酷かったが（外国人）登録がないから病院には（費用が）高いから故郷（済州島出身）のおばちゃんに助けて貰いました。

病院に通っています。いつも心を閉じたような状態であります。不眠症で、耳鳴りもひどく、頭から音がすることがあります。頭から音がするのは、若い頃から患っています。

今の病気は、心理的な原因が大きいと思います。今も時たま胸がドキドキ、脅えながら生活してきたことが、病気の原因だと思います。

あの時は、朝 8 時から夕方 6 時まで仕事をして、夕食済ましては、それから夜の 10～12 時まで仕事をしたりしていたと思います。

仕事に夢中な時は、心配事も忘れられてよかったのに……。

1 点目の次男 [D] の出産年が 1956（昭和 31）年になることから当然当時は [B]さんは 1952 年 4 月に施行された外国人登録法による申請をしなければならなかったが、もし、申請をしたとしても不許可は明らかで、かえって退去強制（強制送還）対象者になるおそれがあったはずである。

そこで、当時の在日朝鮮人の医療保障に関する過程を検討する。

日本は、1938（昭和 13）年に（旧）国民健康保険法（以下、国保法）が創設された同時の在日朝鮮人が日本国籍だったので加入することができていたが、1952 年講和条約の発効により、在日朝鮮人は一方的に外国人として取り扱われるようになったので、加入が認められなくなった。

1958（昭和 33）年（新）国保法の時代になり、厚生省は原則として在日朝鮮人を「適用除外」した。しかし、特例として、一部の市町村の「条例」により「適用」する、いわゆる「条例国保」時期になった。

その後、1966 年「日韓条約」に基づき法的地位協定の発効に伴い 5 年以内（1971 年 1 月 16 日まで）に「韓国籍」で協定永住権申請を行い「許可」された人に限り、国民健康保険は「協定国保」として適用されるようになった。

1967 年国保法施行規則が改正され、①内国民待遇を与える②協定永住者③市町村「条例」で定めるものと 3 つの外国人適用が規定された。

このように当時は、外国人登録を済ました人々にしても、社会保障面での国籍条項などから国民健康保険による医療機関の利用は容易ではなかった。

このような背景のなか、次男を出産の時、酷い陣痛に晒されていたが、医療機関を利用することなく、済州島出身の知人の介助に頼ること以外には選択肢がなかった。

2 点目の 88 歳（2014 年）の [B] さんの高齢期の病状の内容に関して考察する。

[B] さんが訴えている自覚症状は、不眠症、耳鳴り、目眩、頭痛、狭心

症などであるが、調査者の可視的観察によれば、他の対象者と比較すると、歩行困難、視力・聴力の著しい低下が察知できる。

そのほか、対人関係においては無関心と、ときおり誤解や疑惑をまねきやすい行動をとることがある。

老年期の疾病の特殊性においては、いちじるしい個人差が存在しているといわれている。その個人差には、「精神的・身体的相違、生活史的・環境的相違⁴⁷⁾」があるとはいえ、[B]さん自身は、このような身体・精神的疾患を端的に「心理的要因である」と自己診断的な言葉を発している。

つまり、[B]さんの病気は「神経症」であり、「神経症は『心因』によって起こるわけだが、過去の生活史において働いてきた心因と、直接発症の動機となる心因とがある。……突然のショックの感動的な体験が……身体的機能の強い異常をともなう⁴⁸⁾」ことから、[B]さんの生活史と夫や息子の突然死などから考えてみると、現在の持病が「心理的要因である」とする自己診断は無理もなく、理解でき、説得性がある。

[B]さんが外国人登録証を持っていなかった20年余りの在日生活場面では、国民健康保険を受けることはできなかった。病気に罹ったとしても医療機関の初期診療やサービスを利用するには国保や費用の制限があって、現在の持病の慢性化要因になっているとも考えられる。

それと関連し黒川洋治は「在日朝鮮・韓国人の発病にいたる過程は、『在日』という《負》の歴史が刻印された《個》の生活史を抜きには考えられない⁴⁹⁾」と述べている。

3) 無知 (Ignorance ; 無学)

[B]さん本人が就学適齢期においても正規教育を受けたことはなく、村の人が開いた夜学で約3ヶ月間ハングルを習ったことがすべてである。

来日当時、無学で日本語の読み書きは勿論、話し言葉もろくにできない状態でいかにして生活をやっていたかに疑問が残っている。

幸いに、79歳の老齢期になって5年間は夜間中学校で基礎的な日本語の読み書きを習ったことはあるが、十分とは言えない水準である。

二人の息子は、劣悪な状況でありながら中学校までは進学させていた。

その内容を次のように語っている。

私は学校に行ったことがありません。私は長女ですから、母が仕事をさせるために、妹たちには学校に行かせましたが、私は行くことができませんでした。

12歳のときに、故郷で村の人が個人の夜学を開いていて、その夜学で3ヶ月間ハングルの読み書きを習ったことがあります。

79歳からは、日本で天王寺夜間中学に5年間習いに行き、今はカタカナ、ひらがなは読めるようになりました。漢字は、どこかで見た漢字ならばなんとなくわかるようになりましたが、まだわからないものが多いです。また、計算も引き算や掛け算ができるようになりました。

次男は、親戚の外国人登録証を借りて学校に行っていました。次男は、小学校の時からクラスメイトに新聞配達をしている子が居てその子の紹介で新聞配達をしていました。学校が終わってから、夕刊を配達していました。配達を終えてから、「金儲けは難しいことだな」と言われたことがあります。新聞配達で得たお金から、私に財布とごみ箱を買ってきてくれました。私は、両手を合わせて嬉しい顔をしながら感謝しました。そのごみ箱は、ぼろぼろになっても捨てることが悲しくて、かなり長い間使い続けました。

中学生になってから、鶴橋の商店街で、卸屋で買った品物を、大通りにある車まで運ぶというアルバイトをしていました。朝3時からそのアルバイトをして、それから学校に行っていました。夏になると、野球場に行ってサイダーやアイスキャンディーを売っていました。次男も、そんな苦勞をしながら生活していました。

中学校を卒業してからは、スーパーで仕事をしていました。

この語り内容から本人と息子の教育状況を分けて考察してみる。

〔B〕さん本人の学齢期を起算してみると1933～1945年頃であると推算できるので、植民地期の後半に当たる当年代の済州島の教育施設状況はどうであったかに関連する資料などを調べることにした。

その内容を概観すると、済州島では、「伝統教育機関である書堂教育に女性らの参与が漸次拡大されていた。1930年には52ヶ所の書堂に女学生数が27名に満たなかったが1938年63ヶ所の書堂に296名、1939年59ヶ所の書堂に418名に大幅増加していく趨勢であった。……済州公立普通学校（18校の内、16校は4年制授業、一引用者）……1938年の総学生数1187名中、女学生数は340名に大幅増加した⁵⁰⁾」とはいえ、〔B〕さんの学齢期に近い1936年の済州島の教育水準は、普通公立学校の全体の男学生数に対し、女学生数は16.1%の水準であり、市内から離れた農村地域出身の〔B〕さんが進学することはとても望めない状況であった。

〔B〕さんが12歳の時、3ヶ月あまりハングルを習った「夜学」とは、正規教育を受けることができない子どもたちを対象に、村の知識者が個人的に開き季節や時間などは非定期的で、「文盲」退治運動の一つで生活に必要な基礎的なハングルの読み書きなどを教える地域の教育所であった。

次には息子（次男）の就学当時の語り内容から考察する。

父親が亡くなっていた母子家庭の窮乏な環境で、小学校から中学校まで新聞配達、市場の雑役、野球場の飲料水販売など複数のアルバイトで教育費の稼ぎをする様子がよくわかる。

それにしても小学校へ入学する時には、親戚の子の、他人の名前にすり替えて就学をせざるを得なかった内容には、外国人登録申請をすることができなかった辛さを示している。

4) 不潔（Squalor；隘陋）

このカテゴリーと関連しては、主に住居環境を中心に考察を行うことにする。〔B〕さんは済州島にいた時の住居状況と、大阪へ移り現在までの住居事情を次のように語っている。

（済州島にて）結婚直後当時は、近所の家の外棟を借りて厨付きの部屋一つで新婚生活をやりました。

以前は10畳のアパートに住んでいましたが立ち退きに遭い今の場所に引っ越してきました。今の家では10年ぐらい住んでいます。

そのアパートに住む前には、10年返済の借金で12坪の自分の家を買って住んだこともあります。その家は次男が結婚したときに譲りました。

今は生活保護を受け、毎月4万円の家賃を払いながら生活しています。

〔B〕さんは、結婚と同時に両家から分家した生活をするために近所で台所付きの外棟を借りて暮らしている。

その理由は、その時代の済州島の独特な家族制度の影響が及んでいると考えられる。その「最も著しい特徴は徹底した分家原則から探することができる。

陸地の伝統家族制度では長男が婚姻して両親と同居しながら扶養することを当然と認識している。しかし、済州島では次男は勿論、長男も婚姻すると分家するので両親と息子の家族と一つの垣の中で生活する場合は非常に稀である⁵¹⁾」と述べられている。

このことは済州島人の強い家族間の独立生活と自立意志を表すものであり、夫婦中心とした生活上の婦人の自律性と役割参与度を高めるとともに陸地の伝統家族制度から生じる親の統制力を弱化させ家族間の葛藤を最小化する好ましい制度であると考えている。

〔B〕さんは、大阪で10畳のアパートを借りて生活を始め、6年後に12坪の平屋を10年間の借金で買い取って親子で生活していたが次男の結婚と同時に分家し、自分一人で再びアパートを借りて暮らしていた。

そのアパートが立ち退きになり現在の約6畳半の古い平屋を1ヶ月家賃4万円で借りて現在も独り暮らし状態である。

現在の住まいには、風呂、シャワーの設備もなく、台所で顔を洗っている。

週3回程度は近所の銭湯で入浴しているようで、最近では移動（歩行）能力の著しい低下と買い物、洗濯や炊事生活の困難を訴えている。

調査者の所見であるが、2年前のインタビュー時と比べると現在（2014年）

の〔B〕さんは、確かに気力がなく身体・精神的な安定性がめっきりと衰えている様子が見受けられる。息子からは、稀に安否電話はあるものの疎遠状態になっており、こちらからの連絡は容易ではない。危篤状態に陥ったならば孤独死の傾向が大きく大変心配しているのが調査者の心境である。

在宅介護サービスを利用するより、1日も早く介護付きの福祉施設へ入所させる方が適切な処置であると考えている。

現在の生活環境は、内風呂がなく狭い家であるが、健康に害を及ぼすほどの不潔状態とはいえない。

5) 失業 (Unemployment、怠惰・無為 ; Idleness)

このカテゴリーの関連としては、対象者の生計維持手段として取り組んできた仕事(職業)関係を中心に考察を行う。

〔B〕さんは若い時から手が器用であったので日本に渡ってから仕事を選択するにはそれほどの困難はなかった。

〔B〕さんにとって、洋服の仕事では、その能力が活かされたことは勿論、大した知識や専用機械設備資金(ミシンなど)がなくともやっていたし、言葉の問題や身分的事情からも最も適切な稼ぎ手段であった。

その仕事の様子を次のように語っている。

私は仕事を探すために遠い親戚に頼み、洋服のマトメ仕事を紹介してもらいました。仕事は、横に子どもを寝かせたままでしていました。

1日に700円を貰っていました。この仕事は、夜中10時まで続いていました。働いていくうちに仕事が上達し、収入もだんだんと増えていき、1日2000円まで増え、私はそのお金で部屋を借りて住んでいました。あの時は、朝8時から夕方6時まで仕事をして、夕食済ましては、それから夜の10～12時まで仕事をしたりしていたと思います。仕事に夢中な時は、心配事も忘れられてよかったのに……。

〔B〕さんが仕事を見つけるには「親戚の紹介」があったと語っているように当時の在日一世の済州島出身者らが仕事(就業または転職)に就く経路

には「紹介」が必要な状況であった。

殆どの仕事の情報は地縁・血縁というネットワークから得る状況であって、雇う側も雇われる人も「紹介」に頼らざるをえないほどの済州島人同士の強いコミュニティが形成されていたことを表している。

〔B〕さんがやっていた「洋服のマトメ仕事」の内容を聴いてみると、既製洋服業者から裁縫された婦人用衣装が運ばれ、委託を受けてその商品にボタン、カフス付け、袖の手縫いや裾裏まつりなどの針の内職であった。

専門用語では「家内労働者⁵²⁾」といい、最低賃金問題の対象者となっており、その対策としての法律である「家内労働法」が「1962年3月20日の閣議決定を経て、国会に提出され、翌年5月16日、……法律第60号として公布された。……家内労働法は、最低賃金法における最低工賃制度および行政措置として実施されていた施策を1つの法律⁵³⁾」にまとめたものとして制定されているとはいえ、大半の在日の内職労働者たちはその法律の存在すら全く知らない状況で、委託条件（工賃、労働時間、安全衛生など）が無視されたまま長時間、最低賃金労働者として働き続け一家の生計を支えてきたのである。

〔B〕さんは、その専門的な家内労働者として4畳の空間を寝室と仕事場にして、劣悪な環境で洋服のマトメという仕事一筋で50年余りの間専念し、子育てや窮乏な生活上の苦境を乗り切ったのである。

6) 国籍

国籍とは、日本で暮らしている在日コリアンの生活場面において心理的・社会的部分では非常に敏感な問題であり、社会保障部門では生存権に及ぼす重大な問題である。

なぜなら、在日コリアン大半は民族的差別と制度的排除を体験していることと、1世高齢者の無年金問題と社会保障に関する手続きをする場合には、「国籍を明記した保護申請書を提出するとともに外国人登録書^{ママ}を提示し⁵⁴⁾」なければならないことであった。

ここで取り上げている〔B〕さんの場合は、日本にいる家族と一緒に住む目的で不法渡航し20年余りの長期間日本で暮らしていたが「外国人登録」にまつわる家族の生活上、想像を絶するほどの窮迫な状況を経験している。

その窮迫な経験内容をすべて記述するには紙幅上困難であるので、要点だけを採りあげることにする。

26歳時（1952年）でしたが、すぐ帰りました。

カンワ条約（サンフランシスコ講和条約）発効（1952年）以前に日本に来た人は日本に留まることもできましたが、条約の発効（同年4月28日）より後に来た人は帰らなければなりませんでした。自分はそれで韓国に帰り（強制送還され）ました。2年後の28歳（1954年）の時に再び日本に来ました。

長男は、済州島で中学校を卒業してから、私と同じように密航船で日本に来ました。この時は、知人に連れてきてもらいました。そのとき、息子は一度捕まりました。

長男が結婚して間もなく、運命的な出来事（家の前で妻の兄に車の運転方法を教えてもらうつもりで運転席に座っていたが警察官がいるからやめて降りた。登録証の提示を求められた）がありました。

警察に取り調べを受け、外国人登録が無いということを言ってしまったため、長男は済州島に強制送還されることになってしまいました。

登録なしのまま次男が小学校2年か3年の頃まで過ごしていたので、20年ぐらいです。初めは夫から登録証を作る人が居ると聞き、3万円を支払って作ってもらいました。それは、入国管理局のものではなく、区役所にだけ届けたものでした。それを持って、20年間生活し続けました。

外国人登録を行うために60万円かかりました。家を1軒買えるほどの金額だったと思います。（本人は罰金と言っているが、そのうち30万円は保釈金であると考えられる。なた、仮保釈金を納めてから、その後に登録ができたと推定される）。

親戚の人が弁護士を紹介してくれて、その弁護士によって登録の手続きを行った。

そのときに、自分が働いているところの社長が学歴のある人だったので、その人に協力してもらった。

東京に行きました。30階建てのビルで、入り口には警察官が立っている建物でした。

次男は、親戚の登録を借りて学校に行っていました。

今の病気は、心理的な原因が大きいと思います。今も時々胸がドキドキ、脅えながら生きてきたことが、病気の原因だと思います。

この語り内容を時系列的に整理してみると次のようである。

- ① 本人：1952年、1度目、日本へ渡航したが間もなく強制送還された。
- ② 長男：1962年、1度目の密航で逮捕されたが仮釈放され身を隠した。
- ③ 次男：1963年、小学校入学の時、親戚の子の名前を借りて進学した。
- ④ 長男：1968年頃、警官から外国人登録証の提示を求められたができず逮捕、強制送還された。（翌年再び密航した）
- ⑤ 家族3人：1975年、本人の日本居住23年目に60万円の巨費で在留特別許可の手続きを経て許可された。

このように〔B〕さんの家族3人は、外国人登録の申請にまつわってそれぞれに急迫な経験をしており、〔B〕さん家族のように「国籍」と「外国人登録」にかかわる問題は、日本で暮らしていく上での、日本人と違った処遇上の様々な制限的問題（住居、教育、職業、社会保障などの生活権全般）だけではなく、心理的にも大きな負担と日常生活を脅かされるほどの重大な問題である。

この国籍の問題の解決、緩和、理解こそが「多民族、多文化共生社会」の基礎づくり要素であり、根本的課題であると考えている。

第5節 〔A〕さんのライフヒストリーとトランスクリプションの考察

1. 調査の背景と調査対象者

この〔A〕さんは、5人目の対象者は2007年10月頃から対象者の近所で暮

らしている同じ済州島出身高齢者の友人の紹介で寺の行事に参加されるようになっている。およそ8年間の行事には欠かさず熱心に参加する信仰心が高く、よく笑い、気さくで明るい性格の持ち主であり、在日1世の高齢者には難しい日本語の経本や新聞を読みこなすほどの実力者でもある。

調査者は、対象者の亡くなった夫の墓の建立や法事などに数回関与したことで家族との交流もあり、自然なラポールが形成されている。

インタビューを行う数ヶ月前から対象者に対し調査の趣旨や目的を十分に説明した上で依頼をし、協力の同意を得ていたが、互いに負担のない適当な時間と場所を決めることができず調査の進行が遅れていた。

インタビューの当日は、対象者が自発的に時間を割いてくれたので急遽収録することになった。

改めて調査の協力依頼書と個人情報保護や守秘事項などを伝えたと理解とともに快く承諾を受けることができた。

また、超高齢でありながらも終始一貫、姿勢を崩さず明るい声で記憶を懸命に呼び起こしてくわしく話そうとする好意的な態度と元気さには頭が下がるのみであった。

インタビューの場では、大半が明瞭な日本語で語っているので、他の対象者と比べるとトランスクリプション作成（文字起こし作業）の際には随分楽で、短時間で行うことができた気がする。

2. 調査方法

2014年2月頃にインタビューを依頼していたが対象者の体調や時間と場所を考慮することで同年6月の自寺の定期月例祭法要が終わった後で、対象者から自発的に「今からインタビューに応ずる」という提起があったので、急遽、インタビューをすることになった。

対象者の正面からやや左側の前方にデジタル撮影機を固定設置し、およそ2時間にわたり対面会話形式で収録を行った。

調査者は基礎質問項目を用意していたが十分に活用することはできなく補充的な質問はしたもの、大部分を対象者が思うままに生い立ちを語れるようにしたため、非構造的なインタビューになっている。

言葉にはときたま濟州島の古い方言が混じっているが、ほとんどが日本語で話しているのでトランスクリプションをすることはおよそ1週間の作業で終わることができた。

収録した動画をCDに写し別に保管しているとともに、語り内容を十数回にわたって聞き直した記録と調査者の調査メモなどを組み合わせてトランスクリプション記録を作成した。

1) 調査対象者：新井聖子（仮名）、1925（大正14）年濟州島南東部生れ、（2015年現在90歳）、以降からは〔A〕さんと表記する。

2) インタビュー調査の場所：調査者の自寺の待合室。

3) 調査日時：2014年6月15日日曜日 16:00～17:50。

4) 調査技法：対面会話形式で非構造的インタビュー、左側面前方にデジタルビデオカメラを設置し録音・録画を撮った。内容を補充するために複数回の聴き取りを行い、メモを取った。

5) 倫理的関係：調査の4か月前から数回、調査に関する内容を口頭で説明し、協力依頼を行っていた。当日は改めて「インタビュー調査への協力願い書」を手渡し、理解・納得のうえ承諾を得ており、「同意書」にも自筆署名を受け取った。

本節においても地名や氏名を匿名化するなどで対象者の個人情報保護に細心の注意をはらうとともに、対象者の特定と不利益が及ばないように倫理的配慮に十分留意した。

また、本学の研究倫理審査会において承認を得ており、公表に当たってはその研究倫理の遵守事項に従うことにしている。

3. 調査結果

1) 〔A〕さんの家族関係および生活歴

〔A〕は本人：1925年濟州島南東部で生まれる。

〔B〕は最初の夫：1924年濟州島生れ、「濟州島の4・3事件⁵⁵⁾」に関係し、1948年日本へ渡って来た。

〔C〕は再婚の夫：1919年濟州島生れ、1979年死亡（享年61歳）。

〔D〕は最初の夫〔B〕との子どもで長男：1945年大阪生れ、40日目に濟州

島へ船で連れて行った。

[E] は再婚の夫との子どもで次男：1958年大阪生れ、[A] と同居中。

[F] は再婚の夫との子どもで3男：1960年生れ、[A] の近所に居住。

[G] は再婚の夫との子どもで4男：1963年生れ、東京に居住。

[A] さんの概略年表

1925年（大正14）年済州島南東部で生まれた。

7歳 1932（昭和7）…母親が死亡。

8歳 1933（昭和8）…父と兄と一緒に君が代丸に乗って大阪へ渡航。

12歳 1937（昭和12）…大阪の北天満国民学校に2年生で入学。

17歳 1942（昭和17）…大阪商科女学校に進学。

19歳 1944（昭和19）…大阪にて最初の夫[B] と結婚。

20歳 1945（昭和20）…長男の出産、大阪空襲の渦中、下関から済州島へ疎開。

23歳 1948（昭和23）…済州島の4・3事件で最初の夫[B] が行方不明。

31歳 1956（昭和31）…済州島から最初の夫を捜し求め日本へ密航。

32歳 1957（昭和32）…[C] と再婚。

33歳 1958（昭和33）…次男、1960（昭和35）年3男、1963（昭和38）年4男と次々と生まれ、およそ10年間子育てに専念。

43歳 1968（昭和43）…履物の貼り工、韓服の拵えなどの仕事。

49歳 1974（昭和49）…焼肉屋の経営を始めた。

54歳 1979（昭和54）…再婚の夫[C] が死亡。

80歳 2005（平成17）…およそ30年間経営してきた焼肉屋を廃店した。

90歳 2015（平成27）…遺族年金で生活している。

2) [A] さんのライフヒストリーの概要

日本の植民地下の済州島南東部で1男3女の末子で生まれ母親と暮らしていたが8歳の時、母親の死亡により父親と兄と君が代丸に乗って日本へ渡航した。

大阪の北区に所在の朝鮮人を対象に開いていた夜学で日本語を習っていた

ので、その実力が認められて学齡が過ぎていたが12歳の時に2年生として入学することができて卒業した。

その後は大阪商科女学校に進学したが、3年生の時に父から結婚することを進められて中退した。太平洋戦争の最中で「徴用」を恐れていた1歳上の済州島の青年と結婚し男の子を出産した。

しかし、戦禍の拡散により大阪市内で暮らしていた人々は勿論、[A]さんの家族も命を守る手段としてどこかへ疎開せざるを得ない切迫した状況に置かれた。

急遽、[A]さんの家族4人は済州島への疎開を決め、渡航経路と手段を下関から小型漁船を利用することにした。初出産で40日しか経っていない赤ちゃんを抱いたまま船に乗って、30日ほどの長い航路を困難に耐えて済州島への渡航を果たした。

嫁ぎ先は、農漁村の比較的に富裕な方であったので食べることには困難を感じることはなかったものの、お金に厳しい姑と慣れていない農作業で大変な苦勞を味わった。

ところが、済州島での結婚生活3年目の時、済州島の「4・3事件」に関係し活動していた夫が突然行方不明になってしまっていたが暫くして親戚からその夫が日本へ渡った事実を聞かされた。

夫婦の生活は、結婚して12年の内、同居期間はわずか3年で、9年間は別居状態のままで長男の養育ときつい農作業を強いられていた。

そして、31歳（1956年）の時、行方不明になっていたその夫を捜すことを目的に実家の助力で日本へ密航を決行してみると、夫は新しい家庭をつくり女の子2人まで生まれており、結局、離婚するしかなかった。

親戚の紹介で、2人の奥さんを亡くしていた6歳年上の人と意気投合し再婚するようになって、3人の男の子が次々と生まれた。

真面目で会計士の資格を持っていた再婚の夫の収入と自分の履物の貼り工、韓服の仕事などで稼ぎ出していたので、経済的に安定した生活を送っていた。

しかし、夫の病気と死別で収入が急減したので、少ない焼肉屋の収入で家族の生計を切り詰めて、息子3人とも大学を卒業させることができた。

その過程には、言えない、見えない経済的貧困と精神的な苦痛を抱えなが

ら高齢期の80歳まで、ほぼ30年間店を経営していた。そしてその店を畳むことにした。

現在は、複数の持病をもっているが、夫の遺族年金の受給と、同居している次男の介護を受けながら比較的安定した余生を送っていると語っている。

4. [A]さんのライフヒストリーからの概念的カテゴリーによる考察

このカテゴリーを考察する前に、この対象者の大阪の定住経緯と過程を概略的に触れておくことにする。

[A]さんは韓国併合から23年経った1933年8歳の時、家族3人で済州島と大阪間の定期連絡船であった君が代丸に乗って日本に渡航した。

大阪で12歳から小学校や女学校に進学、早期結婚するなど、11年間暮らした後、大阪空襲から避難するために済州島に疎開した。

再び戦後の1956年31歳の時、4・3事件に巻き込まれて先に渡日していた夫との生活を目的にして密航の方法で日本に渡航してきた。その夫が再婚していたので[A]さんも再婚して大阪で定住することになった。

[A]さんの渡航経緯と過程から、なぜ日本へ渡り定着したのかが明らかになる。一般的に在日コリアンの定着経緯と過程には、大きくは、「時期的分類」（本稿の第2章第4節2項参照）と「目的別分類」という2類型に分けることが可能である。（以下の（括弧）は作成者が付けたものである）。

この節では、調査者が考えている「目的別分類」を端的に触れておく。

調査者は、目的別分類を①強制連行と募集によるもの（連行型）②生活費の稼ぎを目的とするもの（生計型）③身分上の危機を逃れようとした避難（避身型）④先に渡航している血縁関係者と結合を目的とする（家系結合理型）とし⑤日本で暮らしていたが一時帰郷するが生活の不適應の理由で再来する（回帰型）として5つに細分することになっている。

この[A]さんの場合は、結婚した夫を捜し求めて渡日したので「家系結合理型」と以前に大阪で学校に通うなどで約10年間の少年期を過ごしていたが再び渡航したので「回帰型」と2つの類型が重なり、複合的類型の定着経緯をもっている特徴的な対象者である。

その定着と分類にかかわる問題は、次の第4章でさらに考察を行なうこと

にする。

1) 貧困 (Poverty ; 窮乏・困窮・欠乏、Want)

このカテゴリーと関連し [A] さんのインタビュー内容全体を検討してみると、实际的に体験した経済的な貧困の詳しい状況は見当たらなかった。

しかしながら、田中聡子が「貧困概念は、時間、空間を越えた主観的、絶対的なものではない。肉体的能率のための需要のほかに家庭環境、保有資産、教育及び職業による資源、資金が関係する⁵⁶⁾」と述べている脈絡と照らし合わせて考えてみると、そこには家庭環境問題から生じた貧困状況が察知できる。それを時系列的に整理すると、次のような3点が浮かび上がる。

- ・ 8歳～：幼い時に母親の死亡によって片親の家庭に変貌してしまい、父親と兄に連れられて日本へ渡航して成長期を過ごすようになった。
- ・ 23歳～：濟州島に疎開し、お金に厳しい姑と慣れていない畑の仕事に酷使されると同時に最初の夫が行方不明になりおよそ9年の母子家庭状態になった。
- ・ 54歳～：再婚の夫の死亡によって寡婦、母子家庭に陥って30年余りを焼肉屋の収入で3人の息子を大学まで進学させた。

このように時系列的に出来事を貧困と関連付けて把握してみると決して経済的な余裕があったとはいえない。見えない貧困に加えて精神的な苦痛をどのように克服してきたかを考察する。

[A] さんはその時の生活状況を次のように端的に語っている。

その（8歳）時は（日本の）言葉も分からないし、母親が先に亡くなっていましたので、父親と一緒に日本へ来ました。

私はずっと12年間、足かけ12年間濟州島で百姓をしていたのです。慣れてない百姓で、どれだけ苦勞したか。こりごり。もう二度としたくないです。畑がいっぱいあるので農作業と牛の世話まで何でもしました。

あんなに働いたのは初めてです。

泳げないから海女さんもできなかったので稼ぐこともできないし。

どれだけお金がなくて苦勞したか。

シオモン（姑）が厳しくてお金をくれませんでした。お金は1銭もない。食べ物はヒリンゾパソル（もち栗のご飯）でザリゼッ（小魚の塩辛）と、食べ物は満腹に食べられたんですよ。

お金がないから小遣いがないのです。シオモン（姑）が厳しくて、ものすごく厳しかったのです。

12年間百姓をする時には、最初の旦那さんは日本に1人で来ていますし。その時9年間は連絡とれませんでしたので母子だけの生活でした。取れるはずがないでしょう？

（再婚の夫は）自分で経理の事務所を構えて、その収入で生活に困ったことはあんまりないです。いろんな資格を取って（今も）いっぱいあります。

いろんな会社に行って経理して、それでお金もらって生活していました。それで私は、はりこ（履物の貼り工）やチマチョゴリ（韓国の服）、私はあれやこれやとやっています。

それやのに、おっさん（再婚の夫）が肝臓病を患って、……自分（夫）の還暦の時に死んでしまいました。

このような語り内容から前述した経済的余裕があるとは言えないことと、その見えない貧困や精神的困窮さの実態の確証を得られた。

加えて、[A]さんが食べていたとする、もち栗ご飯と小魚の塩辛の食生活は、1940～1950年代の米が採れない済州島の時代的背景から優れた御馳走であったことを示している。

また、畑がたくさんあって牛の世話もしたという背景からもその時代の済州島の農村では相当な財産家であったと思われるとともに、その分、農作業の質・量が増え、暇なしで働かされたことがわかる。

最後に、経理の仕事で生活費を担っていた夫の死別により一気に経済的困窮とさまざまな生活上の困難に追い詰められた環境で、未経験の焼肉屋を開き、少ない収入で3人の息子を大学まで卒業させたことは、[A]さんが語らなくとも女性には過酷な労働条件で生計を立てて貧困を克服してきたこ

とがわかる。

その偉大さと厳しい生活像が察知できる。

2) 病気 (Disease ; 疾病)

[A]さんは夫との死別が原因で、息子たちの養育費や進学資金などを稼ぐために焼肉屋を始めたことで、長時間の労働と女性にとっては過酷な生活条件などから考えてみるとどうしても健康管理がおろそかになって病気に罹りやすい状態に置かれたと推定できる。

本人と家族の病気にまつわる経験と現在の状況を語っている。その内容を考察する。

再婚してから子ども3人を産みましたが皆家に産婆さんと呼んで産みました。

その時は病院には行くのが無理でした。

旦那さんはお酒がすきでね、肝臓、それで亡くなってしまいました。

おっさんは健康保険で入退院を繰り返していたが最後は15日くらい入院した。

私は（保険証）無かったです。

焼肉やったときは朝から晩遅くまでよ一頑張ったね。でも、焼肉はたくさん食べたのでこの年まで元気かな…（笑う）

子どもらも小さい時は健康だったのにね……今は2人が…（沈黙）

日本に来てから34年間は保険証も登録証も（持って）ない……子どもたちは親類の名前を借りて入籍させていました。

今は圧迫骨折して、後遺症があって、背中が痛くて毎日リハビリに行っています。午前中は病院へ通っているのですね。内科にかかってます。どこが悪いとかは言ってなくて、圧迫骨折にするコルセットそれを今は外していますけれど。内科の薬をいっぱいもらってるけど、名前はわか

りません。それが血圧の薬と。内科の薬だからいろんなものが血圧の薬とか。この前に歩いていて途中で止まって歩けなくなって、また今度検査に行くのです。

以上の語りから〔A〕さんの家族の病気に関する大体的内容を把握することはできるが、不自然な内容が幾つか含まれている。

その1点目は、出産の時は産婆さんの世話になったことであり、それは一応時期的なことではないかと考えられる。なぜなら〔A〕さんの出産時期が1958～1963年であり、その時期とほぼ重なる時の日本では1961年から「国民すべてが、いずれかの公的医療保険に加入。病気やけがをしたとき、保険証を医療機関の窓口提出、医療費の一部負担をすれば必要な医療サービスを受けることができる『国民皆保険制度』を実施⁵⁷⁾」されていたが、その「国民健康保険への加入が在日朝鮮人にも認められるようになったのは1970年代に入ってからであり、しかも一部の大都市においてだけであった。

1986年からは1年以上滞在する外国人は全国どこでも国民健康保険に加入できるようになっているが、短期滞在者は未だに加入が認められないのである。1982年1月1日から難民条約が発効したのにもとない、社会保障における外国人排除のための国籍条項が撤廃された⁵⁸⁾」ので、〔A〕さんの出産時期には、保険の加入・適用から排除されていた時期に当たるからである。

2点目は、「日本に来て34年間（1990年まで）は保険証も登録証も持っていない」ことである。インタビュー当日はそれ以上の語りを強いることになろうかと思い遠慮していた。

その時から約3週間後、改めて了解を得て、詳しい内容を聴き取ることができた。その理由を聞いた瞬間、予想外の答えに驚きを感じた。

その内容を次のように語っている。

自分は最初の夫の戸籍に載っていたので再婚した夫の戸籍には載せることができなかったので、無登録（状態）でそのまま34年間（生活を）やっていました。

子どもたちは、知り合いの女性の名前を借りて出生申告を済まして…。

戸籍に名前が載っているとかいないとかに関係なく外国人登録はすることができるのであり、そのことを〔A〕さんは全く知らなかったので、34年間も無登録状態になったと考えられる。

この外国人登録問題は、6) 国籍のカテゴリーで考察することにし、現在の健康に関する内容を検討する。

〔A〕さんはインタビューの約6ヶ月前に突然の圧迫骨折に遭い、しばらくの入院生活とコルセットをはめていたが今はリハビリに通っている。

90歳の老齢でありながら歩行補助器を使わず短距離の移動は可能だとしているが、高齢期の持病から各種の内服薬を服用している。

また、他の在日高齢者とは違い、遺族年金で2ヶ月約14万円を受給していて、そこから健康・介護保険料が引かれている現状である。

特徴的なことといえば、介護サービスの利用に関しては、極端に拒否反応を起こしている。次のように。

介護サービスは利用していません。私は嫌いです。あそこで閉じ込められるのが嫌です。

今のところは圧迫骨折をして5ヶ月寝たきりになって歩くのが大変ですけど、あそこに入りと言われるのですけど、嫌なのです。

介護保険料はきっちり年金から引かれています。みんなと一緒に介護受けるのが嫌なのです。

話をして、何か作ったり、大勢しゃべるのが嫌です。

だから介護の所へ入るのが嫌なのです。デイサービスとか嫌なのです。

人と接して話下手だから、話をしたくない。なんか嫌なのです。集まりが嫌なのです。

このような拒否反応は、〔A〕さん以外の在日高齢者からもよく耳にし、散見することで、個々の要因としては、個人的な性格も勿論であるが、食・生活文化や習慣的差異からくるものであり、将来、どうしても介護サービス

を利用せざるを得ない状態になった場合は、介護現場において一人ひとりの個性や生活歴、文化や習慣などからそれぞれの生活リズムに適合したケアを提供できるような取り組みが必要不可欠な課題であり、本研究の本質部分でもある。

3) 無知 (Ignorance ; 無学)

前述したように [A] さんは大阪で夜学や12歳で国民学校、商科女学校の3年中退という学歴をもっている。他の在日済州島出身高齢者の大半が無学状態であることと比べると遥かに高い学歴水準である。

調査者が提示した「インタビュー調査への協力お願い書」を自らすらすらと音読みをして確認するなどから非常に珍しく日本語の実力を備えている対象者である。その学習過程を次のように語っている。

朝鮮（済州島）では女の子はこれといって学校へ行かせることはありませんでしたので、私は学校へ行けませんでした。

日本に来てから夜学は数えて9歳のときに、天六に夜学がいっぱいありまして、そこで（朝鮮人も）いっぱい勉強して、ちょっとひらがなを知っているということで2年生の途中から、数えの13歳から小学校2年生で（進学）。

それで一応卒業しました。大人の人もいっぱい、そこへ入ってその小学校は今でもあります、それはまともに6年間（制）の、北天満小学校と呼びました。

途中で廃止になったので休んだ時もありました。あ、その時は北天満国民学校だったと思う。その時は戦争中だったから国民学校です。

その後、数えの18歳で夜学の3年（制） 商科女学校といって、3年と5年（制）とあったんですね。

それで私、3年制の夜学の商科女学校、大阪商科女学校それを3年中退しました。福島西通りにありましたが今は移動して高校になって、東淀川区になっていると思います。

帰ってきてみたら、密航できたから終戦後登録するために、学校を尋

ねていったら、探して行ったら学校東淀川区に移転していました。

この内容によっていえることは、〔A〕さんが数え 9 ～13 歳（1933～1937 年）まで在日朝鮮の児童を対象にした夜学が存在していたことを示している。

その時期の朝鮮人教育に関連した先行研究によれば「1931年当時、学齡児童数約 4 万人のうち、小学校児童数は約 7000 名にすぎず、就学率^{ママ}18.5%であった。……1934年の大阪府における就学児童約 1 万 9000 名のうち約 9000 名が未就学であった。……その特徴は、夜間小学校に在籍する朝鮮人の生徒が多かったことである⁵⁹⁾」としていると同時に、親の経済的な貧困と女兒より男児に教育を優先する風潮からみても〔A〕さんは特別に恵まれた家庭環境で学齡期を過ごした数少ない済州島出身高齢者である。

4) 不潔 (Squalor ; 隘陋)

このカテゴリーにおいては、前節までは主に生活上の衛生状況や住居環境などを中心に考察を試みたが、ここでは〔A〕さんの特異体験であり、その運命を大きく転換させる要因であった済州島の 4・3 事件について考察するとともに、〔A〕さんの家族関係の破綻につながっていることを明らかにする。

〔A〕さんはその時の記憶を次のように証言的に語っている。

子どもが 3 歳くらいの時に 4・3 事件が起きたのです。

初めのだんなさんは 4・3 事件の時に日本へ渡ってきたんですよ。

その時に（村の青年たちの）12 人か 13 人が（山に）上がったのに。

ああ（ため息）。

12 人中 2 人だけが生き残ってて、その 2 人だけが日本へ逃げて助かったんです。

これは聴いた話ですが。その後はみな連れて行って海岸べりの砂場のところでみな（連れて行かれて銃で）殺されたのです。

先に逃げてどっかで、ポクト（^{ㅍ구토} ; 暴徒）！ポクト！（^{ㅍ구토} ; 暴徒）、活動をしていて、警察に捕まりそうになって逃げ回ったのです。

後から噂できいてみたらキムニョンから船に乗って逃げて日本へきたらしいです。

この証言を整理すると、〔A〕さんと始めに結婚して1945年済州島に疎開して3年後の1948年4月3日に起きた済州島4・3事件（別の用語として4・3抗争、武装蜂起）にかかわって暴徒（別の用語として武装隊、山部隊）活動をしていた最初の夫を含む12名の村の青年たちが、警察または討伐隊、鎮圧軍による検挙・掃討作戦に追い込まれ12名のうち10名は海岸べりの砂場で銃殺されたが2名は検挙を逃れられて日本に密航することで助かったということである。

その1人が〔A〕さんの最初の夫であり、日本へ逃げ込んで10年余り音信不通がつづいていたが、遠い親戚から噂を聞きとめ、日本に捜しに来たが既に再婚していたため、〔A〕さんの運命が大きく変わってしまった。

このように済州島4・3事件の起因から日本に避難してきた人々の数は把握し切れていないが「日本居住の4・3犠牲者および遺族の届け出の状況を見ると遺族が886名で関連犠牲者数は463名⁶⁰⁾」になっている。

また、「居住地別の構成は、大体的に大阪が約60%、東京が約30%、その他が10%であり、大多数が大阪に居住していると予想される⁶¹⁾」のである。

この済州島の4・3事件によって約3万人の人命被害とともに中山間村の家屋約4万棟が焼けるなどの物的被害をもたらした。

2000年1月4・3特別法（済州4・3事件真相究明及び犠牲者名誉回復に関する特別法）が公布され、2003年10月政府の真相報告書が採択と大統領の公式謝辞なども行われるとともに、以降4・3平和公園の造成、2014年3月18日国家記念日として指定された。（事件の時期を1947年3月から1954年9月までの7年7ヶ月としている）。

〔A〕さんの場合は前項の教育歴から判るように、比較的生活に余裕があったと考えられる家庭だったので、住居や生活環境において非衛生的状態であったり不潔な状態であったりすることはなく、生活環境が衛生面からみて健康を害するような状況ではなかった。

5) 失業 (Unemployment ; 怠惰・無為、Idleness)

生計を維持していくためには、金銭的収入（報酬）を得る手段・方法として何らかの仕事に就くことが生活において肝要である。

この仕事に就くことができたならば、それを経済的自立、または職業的自立をしているといえる。それにしても、在日高齢者の場合は、得た収入で生計を維持することができないときには、何らかの手段・方法を講じながら貧困生活から抜け出すために奮闘してきている。

この〔A〕さんのインタビュー内容から仕事に関する一例を確認する。

私はずっと12年間、あしかけ12年間そこで百姓をしていたのです。

でも慣れてない百姓で、どれだけ苦労したか。こりごり。

百姓したことがないのにものすごい百姓をしてどれだけ苦労をしたか
思ってしまったらもう二度としたくないです。したことがないのに、百
姓。畑いっぱいあるので農作業、何でもしました。

あんなに働いたのは初めてです。

（再婚夫は）自分で経理の事務所を構えて、その収入で生活に困った
ことはあんまりないです。いろんな資格を取っていっぱいあります。
いろんな会社に行って経理して、それでお金もらって生活していました。

それで私は、はりこ（履物の貼り工）やチマチョゴリ（韓国の服）私
はあれやこれやとやっています。

親類に縁があって、2年ぐらいしてお客さんが入らないから、親類が
焼肉屋を辞めたところ、その親類が私に声かけては、そこで「チマチ
ョゴリする収入くらいにはなるからしてみませんか？」と言われて針の
仕事を辞めて、私も焼肉屋をしたことないですがそれで何とかして30年
くらいしたのです。

それでお客さんは来ないときもありますが、焼肉は良く食べましたが
暇でした。焼肉屋を30年あまりしました。

このように〔A〕さんは、大阪空襲を逃れるために済州島へ疎開してからおよそ12年の間、慣れていない仕事である農作業に就かされ大変な苦労を経験したと語っている。視点を変えてみれば、戦争が起きていない平和な時代であったならば最初の夫と結婚し済州島であのような過酷な仕事に就かなくとも生活が可能であったかもしれない。

なぜなら、その時代に日本で女学校まで進学していた学力があったから、高い報酬を得られる企業に就職が可能であったかもしれないのである。

次は、再婚の夫の仕事のことであるが、「計理士」の資格を持って、自分の事務所を設けて比較的の高い収入を得たと推察される。

最後に、〔A〕さんは一時期、履物の貼り工や韓国伝統衣装の仕事の後、焼肉の食堂を約30年間にわたり経営をすることでその収入から家族の生計を立てていた。

その30年間の労働内容や収入に関するリアルな語りをしていないから不明であるが、女性の仕事としては長時間、重労働、低収入で3人の息子の大学の教育費を含む家族の生活費を得るために筆舌に尽くし難い大変な苦労を経験しているのは明らかである。

6) 国籍

このカテゴリーは、日本の社会で生活基盤を持ちながら生きている全ての在日コリアンにとっては政治、社会、経済、教育、人権、法律、社会保障等々の処遇・権益に大きな影響力をもたらす大変重要な項目である。

そこには複雑多難な歴史的由来が絡み合っており、韓国併合から100年の歳月が流れていても解決に向かう糸口が不透明な重苦しい在日コリアン問題であり、日本人の問題でもあると考えている。

また、グローバル、多民族・多文化共生社会の進展を阻害され、日本社会の内なる国際化を遅らせる根本的要因であり喫緊な解決課題である。

しかし、日本政府は、講和条約効力によって在日朝鮮人の日本国籍を喪失させ、外国人として管理する法の規制の下に置くようにした。

その法とは、出入国管理令（1951年11月）と外国人登録法（1952年4月）であったが、以降、国際人権規約の批准（1979年）に引き続き難民条約の批

准（1981年）に基づき「出入国管理及び難民認定法」（以下、入管法）に名称、その内容が変わり、現在は今までの外国人登録制度が廃止され、新たな「在留管理制度」（2012年7月9日）が施行されている。

この外国人を管理する法による強制性は、在日1世の中には日本社会の住民でありながら、差別、排除といった深い傷痕が付いたままの人もある。

その一人である[A]さんは、次のように語っている。

私はそれ（健康保険）もないし、登録がないから3人の子どもは産婆さんを家に呼んで産みました。

日本に来てから34年間は保険証も登録証もない…

子どもたちは親類の名前を借りて出生届させていました。

最初の夫の戸籍に載せていたので再婚していても載せることができませんでした。

密航できたから終戦後登録するために、学校を尋ねていったら、探して行ったら学校東淀川区に移転していました。

この語り内容を再整理すると[A]さんは、終戦前（1945年）は大阪に住みながら小学校、女学校に進学できる状況であった。31歳の時（1956年）再び日本に来たときから65歳（1990年）になるまでの34年間は「外国人登録証」を持っていない身分状態のまま大阪で生活をした。

その間、自分が出産した子どもを他人の名前を借りて出生届け書を提出したなどの辛い経緯を述べている。

また、[A]さん自身も日本で結婚した最初の夫の韓国の戸籍に婚姻申告が出されていたため、再婚した後の夫の韓国の戸籍には載せることができない状況にある。

そして、入管法の規定には、在留資格と在留期間が定められており、その手続きによって法務大臣の許可を得る必要があるが、[A]さんの場合は、その手続きの要件を満たすことができなかったのも、「退去強制」対象者と

いう不法滞在者の身分で隠れん坊のような生活を34年間続けていたのである。

その要件を満たしたのは、最初の夫が死亡（1988年）した後、韓国の戸籍の整理を行ったときの1990年になってから「在留特別許可⁶²⁾」過程を経て在留資格を取得することが可能になっている。

結局、前述したように〔A〕さんは個人的な理由があったにしろ、入管法の厳しい規定に脅かされ心的苦境に立たされた半生を生き抜いてきた在日出身高齢者の一人であることが明らかである。

おわりに

本章では、5人の調査対象者のインタビューの全体の資料から福祉の原初的な用語である「五つの巨人」と対象者の特徴を勘案した「国籍」を加えて、調査者が設定した六つの概念的カテゴリーをライフヒストリー法に基づき、語られた部分と歴史・社会史とつなげて考察を行った。

第4章では、この考察を統合的に整理、検討し、さらに分析を行い、対象者たちの直接・間接的な福祉的課題を明らかにする。

注

- 1) 三友量順 『福祉』ということば—仏教福祉からのアプローチ— 『人間の福祉』創刊号、立正大学社会福祉学部、1997年、49頁。
- 2) 右田紀久恵・高澤武司・古川孝順編 『社会福祉の歴史—政策と運動の展開—』有斐閣選書、2005年、81頁。
- 3) 同前。
- 4) 加藤博史「社会福祉の理念」 菊池正治・清水教恵編 『基礎からはじめる社会福祉論』ミネルヴァ書房、2007年、24頁。
- 5) 山縣文治・柏女霊峰編 『社会福祉辞典〔第6版〕』ミネルヴァ書房、2008年、11頁。
- 6) ジョンイ（정의）とは、済州島の中心から南東地域を指し、南西地域で

あるテジョン（대정）出身のTさんは、その時期の地域の差別意識があったので結婚相手として違和感をもっていたとされる。

- 7) まず「貧困」という用語の概念と定義は多様であり、本研究で使用する用語の概念は物質的貧困を意味する。非物質的な概念を加えると説明しきれないほど広範な作業が必要で研究範囲を大幅に広げる課題である。一般的に「①貧しくて生活に困ること②乏しく欠けていること」（宇野哲人編『新修広辞典』集英社、1988年、774頁）。「主に経済的理由によって生活が苦しくなり、必要最低限の暮らしもおぼつかない様子をいう」。ノーベル経済学賞受賞者のアマルティア・センは、貧困を「潜在能力を実現する権利を剥奪（a capacity deprivation）」と定義した（関根由紀「日本の貧困—増える働く貧困層（特集 貧困と労働）」『日本労働研究雑誌』第49巻第6号、労働政策研究・研修機構、2007年6月、21頁。また、現代の高齢者貧困に関しては、山田篤裕・小林江里子「なぜ日本の単身高齢女性は貧困にはまりやすいのか」『貧困研究』7、2011年を参照されたい。
- 8) 「この年の旱害は朝鮮が近代になってから、最も大きな災害の一つであった。朝鮮総督府もこの旱害を『半島荒政史上未だかつてその例を見ざる程深刻なものであった』としているほどであった」とされている。樋口雄一『戦時下の朝鮮の農民生活誌1939～1945』社会評論社、1998年、205頁。
- 9) 愼英弘『近代朝鮮社会事業史研究』緑蔭書房、1984年、416～419頁を参照されたい。
- 10) この運動の実践事項の中で女性に関する内容は「14才より25才未満の未婚女性は年間を通じて特定の期間国家公共団体の事業その他民間の重要事業に参加し勤労奉仕を為すこと」としている。前掲、樋口雄一『戦時下の朝鮮の農民生活誌1939～1945』226頁。また、「皇民化」政策、「内鮮一体」に関しては、尹健次著『きみたちと朝鮮』岩波書店、1992年、128頁を参照されたい。
- 11) 吉田久一『日本貧困史』川島書店、1984年、308頁。
- 12) 同前。

- 13) 慎英弘は「疾病は貧困の原因であると同時に、貧困はまた疾病の地盤でもあることは、改めて言うこともない。そして、疾病が貧困の唯一の原因でもなく、従って、疾病治療に対する経済的援助が貧困を防止・救済する唯一の道でないことも、これまた改めて言うこともないことである。しかし、少なくとも、疾病が無産者または少額所得者に対し、最も大きな惨禍をもたらしている事実注目すれば、これに対して相当の方途を講じることは、社会事業として最も重要な問題の一つである」と論じている。前掲『近代朝鮮社会事業史研究』、130 頁。
- 14) 吉岡増雄編『在日朝鮮人と社会保障』社会評論社、1978 年、38～45 頁。
- 15) 古川宣子「一九二〇年代大邱徳山学校—その教育実態と植民地教育行政」朝鮮史研究会編『朝鮮史研究会論文集』 No. 45、緑蔭書房、2007 年、117～118 頁。
- 16) 同前、138 頁。
- 17) 板垣竜太「植民地期朝鮮における識字調査」東京外国語大学『アジア・アフリカ言語文化研究』58、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所、1999 年 9 月 287～289 頁。
- 18) 前掲、吉田『日本貧困史』421 頁。
- 19) 園田真理子「高齢者の居住の諸相と問題解決に向けて」『社会福祉研究』通巻 110 号記念特大号、鉄道弘済会、2011 年 4 月、58 頁。
- 20) 『ベヴァリジ報告書』における失業は、「それによって生計をたて、かつ肉体的に適した雇用を得ることができなくなることをいい」としている。山田雄三監訳『ベヴァリジ報告 社会保険および関連サービス』至誠堂、1975 年、190 頁。
- 21) 戦後の闇市に関しては、上田正昭監修・猪飼野歴史と文化を考える会編『ニッポン猪飼野ものがたり』批評社、2011 年、272～273 頁を参照されたい。
- 22) 金賛汀『韓国併合百年と「在日」』新潮社、2010 年、189 頁。
- 23) 先行文献にも「一人の出稼ぎ帰還者は再度の渡航には必ず隣人、知人を誘い、数人となって出稼ぎ渡航した」と述べており、済州島出身者の渡航形態をあらわしている。杉原 達『越境する民—近代大阪の朝鮮人史

研究一』新幹社、1999年、96頁。

- 24) 呉英柱『済州飲食メニューと商品開発実務』済州漢羅大学、2008年、21頁。
- 25) 金淳宅『済州道医師会60年史』済州道医師会、2005年、65頁。
- 26) 板垣竜太「1930年朝鮮国勢調査にみる識字機能の普及状況」『アジア・アフリカ言語文化研究』No.58、1999年、288頁。
- 27) 1930年代から1950年代にかけて釜山から漁船であれば約2時間余りの短距離の対馬島は、済州島の大半の人たちが渡航拠点として盛んに利用し、山小屋などで下関などの本土に渡るまで隠れる場所を提供して稼ぐ屋が多く散在していた。対馬は密航者として検挙されるケースが多い地域であった。
- 28) 李善愛『海を越える済州島の海女―海の資源をめぐる女のたたかい―』明石書店、2001年、219頁。
- 29) 朝鮮人強制連行真相調査団編著『朝鮮人強制連行調査の記録―大阪編―』柏書房、1993年、274～275頁。
- 30) 吉澤文寿「日韓会談における『在日韓国人』法的地位交渉―国籍・永住許可・退去強制問題を中心に」、朝鮮史研究会編『朝鮮史研究会論文集』第49集、緑蔭書房、2011年、166頁。
- 31) [K]さんは、大阪で家電製品や雑貨を安く買い、ソウルに行って売り、そこで韓国の服や雑貨を仕入れて大阪で売ることを繰り返していた。いわば、小規模の個人貿易で関税の許容範囲のものを運び売るという非公式商売であり、在日では「運び屋」ともいう。この用語を梁京姫は「ボッタリチャンサ（보따리장사）」という言葉は『韓国語』であり、直訳すると、『ボッタリ』は『風呂敷』、『チャンサ』は、『商売』となる。つまり『物をボッタリ（風呂敷）に包み、あちこち持ち歩きながら行う商売・商い』である。日本でいうと『担ぎ屋』『行商人』に近い」と述べている。詳しくは、梁京姫「日・韓境域に生きるボッタリビジネスの実態とその変遷をめぐって」『コリアン・スタディーズ』第2号、国際高麗学会日本支部、2014年、44～60頁を参照されたい。
- 32) DV（Domestic Violence）は家庭内暴力のこと。[K]さんはDVの恐

怖に脅えながらも当時は相談相手や自分の身内はなく、今のような法律も整備されていなかったゆえに適切に保護を求める施設もないために、大きな被害を被ったまま辛い生活をおくるようになった。顔（女性の命）に大きな傷害（38針縫い）があったためにやっと夫が逮捕され、一息つけるようになった。

2001(平成13)年4月6日に「配偶者からの暴力の防止及び配偶者の保護に関する法律」(DV防止法)が成立し、2002(平成14)年4月1日より全面施行した。厚生労働省ではDV防止法に基づき、都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、「DV支援センターを設置」。配偶者からの暴力の防止および被害者(被害者に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者を含む。)の保護のため、援助を行っている内閣府男女共同参画局は、DV被害者支援のための取り組み事例を紹介するサイトを開設している。

- 33) 「強制供出」に関しては、①国際高麗学会日本支部編『在日コリアン辞典』明石書店、2010年、94頁。②樋口雄一『戦時下朝鮮の農民生活誌』社会評論社、1998年、38～54頁を参照されたい。
- 34) 社会貧について荻原園子は、生江孝之の説を引用しながら『社会事業綱要』において、生江の社会事業の主要素一自然貧、個人貧、社会貧一からなっていると主張し……『社会貧』とは、農奴解放以後、(1)法律の結果(2)産業組織の結果生み出され、『社会的同一境遇に置かれたる民衆が、社会的同一原因に依て貧困に陥る』状態を示していると述べている。荻原園子「大正後半期における貧困観の旋回一社会貧認識の形成をめぐって一」『龍谷大学大学院研究紀要』20、2013年、44頁。
- 35) 殷宗基『在日朝鮮人の生活と人権』同成社、1986年、134頁。
- 36) 鄭圭永「戦時下植民地朝鮮教育の変容」『日本教育学会大会研究発表要項』60、日本教育学会、2001年8月、81～82頁。
- 37) 吉田久一『日本の貧困史』川島書店、1984年、436頁。
- 38) 樋口雄一『戦時下朝鮮の農民生活誌』社会評論社、1998年、38頁。
- 39) 同前、225頁。
- 40) 金曜頭『日本帝国主義統治下の朝鮮』朝鮮青年社、1978年、233頁。

- 41) 吉澤文寿「日韓会談における『在日韓国人法的地位交渉』」『朝鮮史研究会論文集』49、緑蔭書房、2011年、166頁。
- 42) バクサン著『구석구석올레길』스타일북스、2011年、285～291頁を参照されたい。
- 43) 神谷舟路「済州島の日本軍の痕跡を歩く」『済州島』第5号、耽羅研究会、1992年、15頁。
- 44) 金賛汀『韓国併合百年と「在日」』新潮社、2010年、106頁。
- 45) 同前、107頁。
- 46) 「貧困は老年期の三悪（貧困、病苦、孤独）のうちの一つである」と述べている。奥村幸夫『高齢者の精神的危機と病態』聖和書店、1985年、133頁。
- 47) 金子仁郎・新福尚武『老人の精神医学と心理学』垣内出版、1978年、10～11頁を参照されたい、傍点は引用者。
- 48) 同前、100頁。
- 49) 黒川洋治『在日朝鮮・韓国人と日本の精神医療』批評社、2007年、表紙カバー。
- 50) 済州発展研究院『済州女性史Ⅱ－日帝強占期－』2011年、14頁。
- 51) 李昌基『韓国の発見－済州島済州道の家族関係』根深い木、1984年、178頁。
- 52) 「家内労働法のあらまし」厚生労働省ホームページ、http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/hourei/20000401-67.html、2015年2月7日。
- 53) 橋本陽子「なぜ内職だけが家内労働法があるのか」『日本労働研究雑誌』No.585、労働政策研究・研修機構、2009年、35頁。
- 54) 庄谷怜子『現代貧困の諸相と公的扶助－要保護と非保護層－』啓文社、1996年、203頁。
- 55) 済州島の4・3事件とは、「1948年4月3日済州島での武装蜂起に端を発し、その武力鎮圧の過程で3万人近くの島民が犠牲となった悲劇で、在日社会にもさまざまな影を落とした。……蜂起の主体は、南朝鮮労働党（南労党）の若手党员で、1代目の司令官（金達三）中央大学、2代

目（李徳九）が立命館大学にそれぞれ学んだことにみられるように、大阪など日本での抗日闘争や労働運動の流れをくむ人々であった。蜂起規模は 300 人余り……事件は歴代の韓国政府によって『共産暴動』との烙印が押され、これについて語ることはタブー視されてきた。……事件を前後して右翼の横暴や警察・軍の弾圧を逃れて日本に密航したものが数千名にのぼるとみられるが在日朝鮮人の世界でも四・三事件について語ることを憚る雰囲気支配した。……2001 年 1 月、『済州四・三真相究明および犠牲者の名誉回復に関する特別法』が制定される」ようになった出来事である。「在日コリアン辞典」編集委員会編『在日コリアン辞典』明石書店、2012 年、513 ～ 514 頁。

- 56) 田中聡子「貧困概念と社会的排除についての一考察」『龍谷大学社会学部紀要』31、2007 年、18 頁。
- 57) 日本厚生協会『医療・介護・福祉テキストブック』日本厚生協会出版、2008 年、4 頁。
- 58) 愼英弘「在日朝鮮人と社会保障」朴鐘鳴編『在日朝鮮人一歴史・現状・展望』明石書店、1995 年、285 ～ 286 頁。
- 59) 李日順「在日朝鮮人の民族教育」朴鐘鳴編『在日朝鮮人一歴史・現状・展望一』明石書店、1995 年、146 ～ 147 頁。
- 60) 責任研究員李奎培、研究員金銀姫、高廣明、高泰洙『在大阪済州人 4・3 被害実態報告書』済州 4・3 平和財団、2014 年、6 頁。
- 61) 同前、8 頁。
- 62) 在留特別許可：入管法には在留特別許可申請という手続はなく、退去強制手続の中で法務大臣が「特別に在留を許可すべき事情」があると判断された場合に在留特別許可となる。なお在留特別許可というのは在留資格ではないので、この許可により個々の資格該当性に応じた在留資格が与えられる。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu/index.html

2015 年 7 月 28 日。

第4章 調査結果の分析と考察

はじめに

研究テーマである「大阪における在日コリアン高齢者福祉に関する研究」を実証的に分析するために、在日「済州島出身高齢者」の5人の対象者の協力のもと、研究方法としての「ライフヒストリー法」に従い、3年間（2012～2014年）に亘り質的調査をした。

その調査で得られた膨大なデータの一部から、前章において対象者個々人のトランスクリプション記録と福祉学的な用語である「五つの巨人」と「国籍」といった六つの概念的カテゴリーに焦点をあて、個人史と社会史を連動させ実証的な考察を行った。

本章では、前章の個々人のカテゴリー考察を踏まえ、調査過程や対象者の全体像を取り上げ、調査の妥当性や信頼性を明確にする。

また、個別化された概念的カテゴリー考察を通じて、総括的分析をすることで、そこに存在する共通点と特異な点を浮彫りにする。その分析の方向性を継続的比較法と、事例—コード・マトリックス¹⁾分析を活用することにする。

具体的には、第1節で調査結果の概要として対象者の基本属性などを概観することと調査の背景や意義を明確にする。第2節では、調査で得られたデータから対象者の渡航経緯や目的を比較分析することにより、定着要因に関して実証的に理論を提示する。第3節では、六つの概念的カテゴリーを統合し、調査対象者個々人の生活実態に焦点を当てて、経験的事実と直面的事実から、福祉的課題を検討・分析する。第4節では福祉サービスの利用状況を検討することで、根底に所在する課題を明らかにする。

第1節 調査結果の概要

本稿における調査において、調査者と調査対象者は平均して5年以上の長年の交流関係にあり、同じ済州島出身者であることから非常に良いラポールが成立している。

研究目的に共感を得ており、約2時間という長時間のインタビューにおい

て対象者の大半は済州島の方言で楽しく語っていたことからして、他の調査者には容易な調査とはいえない特性を持つ調査である。

その対象者の属性と生活環境を理解し易くするために表 1 に整理する。

表 1 調査対象者の属性と生活環境

2015 年 7 月現在

対象者	年齢	出身地	配偶者	同居家族	年金	住居区分	特異な点
T さん	91 歳	南西部	死別	娘家族 3	無	自家	
P さん	89 歳	南東部	死別	独居	無	自家	
K さん	87 歳	南東部	死別	独居	無	借家	生保者
B さん	89 歳	南西部	死別	独居	無	借家	生保者
A さん	90 歳	南東部	死別	長男	有	借家	遺族年金

1) 調査対象者の生活環境

5 人とも高齢者で配偶者とは死別している。5 人の内 3 人は独り暮らしであり、[A] さん一人だけが遺族年金を受給しているものの 4 人の全員が無年金者という共通点を持っている。一般的な在日コリアン高齢者の無年金状態と合致している。

対象者 5 人中 4 人が無年金（80％）という事実は、日本の 80 歳以上の高齢者の年金受給率が約 80％とは到底比べることができない低い水準である。

在日外国人の無年金問題²⁾は、日本の国民年金制度の創設（1959 年）から日本が批准した難民条約の発効（1982 年）までの約 20 年の間の在日外国人に対する制度的差別・排除政策に起因している。年金の加入ができるようになった時点では、この対象者たちは年齢が 50 歳を越えており、60 歳までに被保険者期間 25 年を満たすことができないので、老齢年金を受給することが不可能な「社会的不利」状態の当事者であった。

この「社会的不利の要因は、個人的属性に求められるものではなく、社会機能と構造に求められる。社会的マイノリティーとして差別されてきた人たちは、『弱者』ではなく、あくまで『不利・不公正な立場に置かれた人たち』である³⁾」ことから、何らかの公正な福祉的支援が必要な対象者である。

2) 調査の背景と意義

調査の対象者の選定背景には、全員が日本でコリアンが最も集住している大阪市の生野区の周辺で一生の半分以上の生活基盤をもって暮らしてきた、その地域的特性を証言できる数少ない現存当事者である。

また、日本と韓国、大阪と済州島においておよそ 100 年の歴史上、地域的・人的交流や定着・形成過程を経験主義的な観点で実証可能な人たちであり、非常に大切な生存している証言者である。

数え切れないほどの「在日に関連する研究」が行われているが、管見の限りでは、福祉学的アプローチによって大阪と済州島の関係、済州島出身者の生活世界を論じた研究は見当たらない状況にあるので、この調査による分析の意義は大きいといえる。

福祉の分野においては、サービス利用者本位主義を強調はしているが、利用当事者を真に理解するための「会って、話し合い、観て、聴いて、知る」実践的方法を等閑視する傾向がある。特に高齢者福祉において、その個々人の生活歴は、サービスを提供する場面では最も重要な根幹的資料になり、福祉サービスの適切なケア課題を明白にする一つの研究資料として大いに活用すべきである。

そこで、本研究で「ライフヒストリー法」を用いたことは、これまでにはなされていなかった新たな方法論を試みる意義があると考えている。しかし、対象者が語る人々の感情や発する言葉（方言）をそのまま文字化することは至難の作業であった。

第2節 対象者の渡航経緯と定着・形成要因に関する分析

1. 先行研究による言説

在日コリアンたちは、いつ、なぜ、どうして、日本の地で生活基盤を作り、形成しているのかという問い、その渡航と定着に関連した先行研究は多様である。例えば、世代区分として、山本かほりは「日常的には、日本に来て何代目かをあらわす『一世』『二世』『三世』を使うことが一般的である。しかしながら……操作的に15歳（中学校三年生）を生きた時代で……①戦前移

住世代（～1945年）、②『戦後世代』（1945～1959年）、③成長期世代（1960～1973年）、④定住世代（1973年～）⁴⁾」という四分類を示している。

時期的区分としては、第2章で述べたように原尻英樹は、1期（1910～1939年）、2期（1939～1945年）、3期（1945～1952年）、4期（1952年～現在）という4期に大別している。

このように区分する以外にも、「在日コリアン」の渡航、定着生活にかかわった時系列的分類は様々であり、種々の言説が多数散見することができる。

これらの区分方法と言説に対する明確な検討と概念整理が必要であり、一つの課題であると考えている。

特に「在日済州人を在日韓国・朝鮮人と一般化することは在日……の研究にとって危険である。……研究のためにも、在日済州島人社会を明確に捉える必要がある⁵⁾」という指摘もあることから、大阪と済州島の歴史的背景に密着した定着性に関する研究が求められていると考えている。

そして、済州島出身者の世代区分と関連して、高鮮徽は「第一世代（1901～1930年）、第二世代（1931～1950年）、第三世代（1951～1985年）、第四世代（1986年以降）⁶⁾」という区分と、雑誌『済州島⁷⁾』では、「一世」「新一世」「新々一世」という3つの系列に分けられた記述もある。おそらく1901～1952年（サンフランシスコ講和条約）以前の渡航者を一世、その後の1985年までを新一世、韓国の海外旅行自由化の1986年以降の渡航者を新々一世という時期的分類をしているのであろう。

本研究では、この多様な時系列区分をふまえて検討するとともに大阪と済州島に焦点を絞り、今回の調査のデータを活用し、済州島出身者の渡航と定着過程を目的別の区分でその形成要因を明らかにする。まず、いつ、どうして、来るようになったのかを端的、便宜的に作成した表2を提示する。

表2 調査結果による渡航と定着・形成要因

対象者	渡航時期	年齢	渡航経緯・目的	渡航経路・手段
Tさん	1939年	15歳	父親と家族生活を するため	済州→君が代丸

Pさん	1次：1941年	15歳	父親との生活をするため	釜山→漁船で対馬島 17歳に一時帰郷
	2次：1944年	18歳	海女の仕事、結婚	釜山→漁船で対馬島
Kさん	1次：1939年	10歳	日本で父の死亡と母の再婚で親戚と生活するため	済州→君が代丸 4年後の14歳に帰郷
	2次：1946年	17歳	離れ離れになった夫と同居するため	済州島→漁船で明石
Bさん	1次：1952年	26歳	結婚した夫との同居のため	釜山→漁船、間もなく強制送還された
	2次：1954年	28歳	結婚した夫と同居のため	済州→釜山→漁船
Aさん	1次：1933年	8歳	母の死亡による家族との生活のため	済州島→君が代丸 20歳で疎開帰郷
	2次：1956年	31歳	4・3事件で避身した最初の夫と同居するため	済州→釜山→漁船

この表2は、調査対象者5人の渡航時期や経緯・目的などをそれぞれの概略年表と調査データの内容を根拠に縮約したものである。

2. 時期と世代的区分の分析

その渡航時期をみると、4人の対象者が初めに（1次）日本に渡航した時期は、日本の植民地時期であり、そのうち3人は、大阪と済州島の定期連絡船の君が代丸に乗って渡航している。1人は米軍政時期となっている。そのうち、〔P〕さんは、対馬島と釜山を数回も往来できる漁船を利用しているし、〔B〕さんは、非正規渡航とはいえ、1952年のサンフランシスコ講和条約の発効年と相まって強制送還されている。

また、その1次渡航の年齢から分析してみると〔B〕さんだけが26歳で4

人の対象者の大半が15歳未満の幼少年期であり、自分の意志ではなく親の思惑が作用している。親たちは、おそらく、1923年から済州島と大阪を結ぶ交通手段である君が代丸を利用し稼ぎを目的として渡航し、生活が不安定的でありながら既に日本で生活基盤を構築しようとした一世であり、一般的な世代区分としたら親が「在日一世」とした場合、その子である4人の対象者たちは「在日二世」と考えられる。この対象者たちの子どもは三世、孫たちが四世、ひ孫の「在日五世」といった家系が形成されている。

結論的に、1980年代に渡航し、定着している「新一世」、「新々一世」などが登場しており、現在進行形の状況からいつから来たのかという在日の世代・時期的な区分は、必ずしも常に明確に区分できるものではなく、それぞれの研究目的に合わせて、柔軟性を持って位置づけているのでことある。

本研究では、世代区分とは別に、なぜ、どうして「いま＝ここ」で生活することになったのかという経緯や目的に対する分析が必要であると考えている。

3. 渡航経緯と要因分析

前述の表2を一見すると、調査対象者の個々人の渡航経緯や目的欄には「家族」と「結婚」という言葉が複数、重複的に含まれていることが見てとれる。その家族と結婚に関する内容を深く考察してみると、全ての対象者は、日本に最初渡航する以前から大阪で生活していたか経験をもつ家族（主に父親）が存在していることから、その家族の影響力はそれぞれが大阪へ渡らざるを得ない状況に大きく及んでいる。いわば、対象者本人の意思の有無とは別に、日本の植民地下の済州島の農村の疲弊と生活不安から抜け出し、家族と安定した生活を求めて親によって連れて来られるようになったことが重要な要因になっており、個々の渡航の経緯と目的になったことが明らかである。

次には、対象者たちの初婚年齢が16～19歳となっており、1942年の日本の女性の平均初婚年齢が25歳⁸⁾と比較すると6～9年の大差で非常に早い年齢で結婚生活を始めていることが判るとともに、太平洋戦争末期の1944～45年に婚姻していることが明らかになっている。

その背景と要因としては、結婚相手の男性大半が早めの婚姻を急いだ背景となる太平洋戦争中発令された「国民徴用令」（1944年）であり、その徴用を恐れ、免れようとした未婚青年たちの緊迫感が要因になっている。女性の側にも朝鮮総督府が1944年に公布した「女子挺身隊勤労令」が未婚女性の早期結婚を促進する要因になった。

このように当時の時代・社会的要因に加えて、対象者たちの自己意思とは別に、親同士で早急に配偶者を決めたことが不安定な結婚生活の起因となるとともに日本への渡航と定着に繋がっている。引き続き、時代・社会的要因などを踏まえた上で、調査対象者の渡航「目的別分類」に関する分析を試みる。

4. 渡航の目的別分類

調査対象者の親たちの渡航の開始時期は、日本の植民地下で「朝鮮は日本の中国大陸進出の軍事的経済的基地であるとともに、日本の工業製品の市場であり、また日本への原料や食料の供給地としての植民地でもあった。そこには帝国主義的な低生活水準の強制、民族的な蔑視等がからんで、植民地支配下の生活不安の諸問題が典型的に現れていた。その貧窮過程は小作農→窮農→日雇→失業→海外流民のコースをとり、大部分は日本・中国東北地区に流出し、その本質は流民ではなく、雇用や生活手段を求めてのまさに『流民』であった⁹⁾」という時代状況に裏づけているように、済州島の人たちも生活困難に陥ったその家族の窮乏な生活を凌ぐための「稼ぎ」が主な目的であることは明らかである。

その渡航の直接的な基因としては、1923年から開設された「君が代丸」という済州島と大阪を結ぶ定期連絡船が大きな契機になっており、済州島の多くの青年たちは生活の糧を求めて家族と故郷を離れて大阪に渡航せざるを得ない状況を進展させた歴史的事実がある。

親の単純労働者か季節の稼ぎなどが最初の目的であったのが、大阪で職に就いたり、働ける場所を見つけることができたりすると残してきた家族を呼び寄せるようになった。その家族というのが調査対象者に当たる。

ここで調査のデータから目的別区分を行うために筆者は、次のような五つ

の類型を考案した。前章第5節で述べているが、念のために記しておく。

その目的別分類を①強制連行と募集によるもの（連行型）②生活費の稼ぎを目的とするもの（生計型）③身分上の危機を逃れようとした避難（避身型）④先に渡航している血縁関係者と結合を目的とする（家系結合型）⑤日本で暮らしていたが一時帰郷するが生活の不適応の理由で再来する（回帰型）として五つに細分することができた。

この分類と調査データと照らし合わせてみた結果、全ての対象者の渡航目的は、血縁関係との結合を目的とする「家系結合型」であり、共通点を見出すことができた。中には、[B]さん、[K]さん、[A]さんのように一度済州島に帰郷してから再び大阪に渡航した「回帰型」と「家系結合型」が重複する場合もある。それ以外の「連行型」、「生計型」、「避身型」は、見当たらない。

だが、その家族の中には[B]さんと[P]さんの夫は「生計型」で、[A]さんの最初の夫は「避身型」に当たり、「連行型」に該当するものは全くないことから陸地本土の出身者に多いとされる強制連行による渡航は、済州島出身者には稀であり、現存する済州島出身の女性高齢者の場合は、「生計型的、家系結合型」ないし「回帰型」が大半であることが明らかである。

第3節 概念的カテゴリーの枠組みによる福祉的課題の分析

前章において調査のデータから六つの概念的カテゴリーを対象者別、項目別に考察を行った。

本節では、それらの考察結果を踏まえ、対象者の生活過程・実態に焦点を当て、経験的事実と直面的事実から生活困難を引き起こす要因を探るとともに現在どのような支援が必要であるかという福祉課題を明らかにする。

次の表3は、調査対象者のライフヒストリーのデータから過去において精神的、経済的な困難という経験的事実とその克服過程、現在の生活上の直面的事実を簡単に明らかにしているものである。

表 3 調査対象者の生活過程と実態

対象者	経験的事実	克服過程	直面的事実
Tさん	父親の破産、母の死亡、大阪空襲で失職、2歳の子の死と離婚。	買い出し、ミシンの仕事熟練と縫製業。	無年金者。同居家族との関係不安で孤立。生活の困窮。所有不動産が生活保護申請の障壁に。生き甲斐喪失。
Pさん	7人家族生計不安、夫が他の女性と再婚、一人息子の病死。	約60年間の海女仕事、空き缶収集。	無年金者。息子の死で収入が途絶え、生活費が非常に困窮。2軒の長屋が生活保護申請の障壁に。
Kさん	父の死亡、母の再婚、夫のDVと離婚、3女、2女死亡、担保被害。	闇市、買い出し、婦人服販売業。	無年金。健康悪化で透析治療から生活保護費受給中、移動困難、独り暮らし。
Bさん	窮乏家庭、母子家庭、住宅購入詐欺に遭う、夫と長男の死亡、在留資格のない20年。	針の仕事、およそ50年間の家内労働に従事。	無年金。失業で生活保護費受給、精神不安、移動困難、難聴、IADL弱화가進行しており独り暮らしで孤独死が懸念される。
Aさん	母の死亡、大阪空襲で済州島へ疎開と前の夫の避身、再婚の夫の死亡、母子家庭。在留資格のない34年。	貼り工、韓服作製、およそ30年間の焼肉食堂経営。	遺族年金受給中、圧迫骨折で移動困難、介護サービス利用に強い拒否感をもっている。

1. 経験的事実に関する分析

調査対象者たちが経験した過去の生活困難事実の分析枠組みを①時代・歴史的関係と、②個人・家族的関係の二つの軸により分析する。

1) 時代・歴史的関係

すべての対象者たちが生まれた時から、既に日本の植民地下の厳しい社会的・経済的背景において人間の生活の基礎条件の衣・食・住生活全般が困窮であり、教育的にも「文盲的」な幼少年期を過ごしている。

成婚期の前後には、太平洋戦争中であり、徴用や動員に恐れて早急な結婚条件が離別や破婚の要因になるとともに、命の安全のために避難や疎開の行動をとらなければならない緊迫な情勢から〔T〕さんのように胎児を亡くす、〔A〕さんは生後4ヶ月の乳児を抱いて小さい船で海を渡るなどの過酷な経験をしている。

戦後の生活においても、日本国籍を喪失し外国籍者となり、政治的・経済的・社会的・教育的差別と制度的排除などに晒された経験とともに今の時代になっても解消されていない部分が多い状況にあることが痛感される。

本研究の調査対象者を含む在日「済州島出身高齢者」たちは、極めて痛恨の極みである時代・歴史的な犠牲者であり当事者である。

しかし、この人たちは、生活上の軋轢を甘受しながらも日本が好きで、日本語や日本の名前（通名）を使って、日本で生まれた子孫と繋がり、日本の社会の作法を尊重し守り、日本の経済を支え、自立を工夫した生涯を過ごし、日本で生活を続け、日本の地に埋葬されることを望んでいる。頼れるところとは、日本しかないと思っているのが調査対象者たちの今の心境である。

このように様々な時代・歴史的事実を十分考慮し、日本（政府・社会）は、国家・国籍・出身地を越えた人類普遍的権利を尊重した先進的社会を構築するとともに、21世紀のグローバルな観点に立って、内なる国際化、多文化共生社会の実現に向けて第一歩を踏み切る**ことが最優先課題**であることを認識し、「在日無年金高齢者」に対する適切な緊急措置として特段の計らい**を実行すること**を切に提案する。

2) 個人・家族的関係

表3の経験的事実の中には、時代・歴史的緊迫状態に巻き込まれた窮乏な生活と連なって、調査対象者の個々人の生涯を大きく変質させた悲痛極まりない家族の歴史が提示されている。その内容を整理する。

- ① 〔T〕さん：父の破産と母の死亡（享年42歳）→19歳で騙され結婚→2

歳の乳児死亡と離婚→父の帰郷、10年間独身→再婚、産みの母が行方不明の子を養女とし養育。

- ② [P] さん：7人大家族の長女で生計を担う→母の急死（享年42歳）→19歳結婚→夫が他の女性との再婚→一人息子病死（享年44歳）。
- ③ [K] さん：本人3歳時、父の死亡（享年24歳）母の再婚→16歳で結婚→夫のDVで離婚→内縁結び→3女事故死（享年21歳）→従弟に不動産担保で巨額被害→次女病死（享年59歳）。
- ④ [B] さん：貧困家庭の長女で生計を担う→18歳で結婚→10年間母子家庭→住宅契約金詐欺に遭う→夫が海難死亡（享年39歳）→長男死亡（享年32歳）。
- ⑤ [A] さん：本人7歳時母の死亡→19歳で結婚→夫が日本に避身で10年余り母子家庭→夫が他の女性と同居しているので離婚→再婚→再婚の夫死亡（享年61歳）。

このように調査対象者の内2人は本人が児童期に、2人は成人期までに片親の早期死亡という哀れな家族的破綻を経験している。当然ながら片親の不安定な家族環境においては、正常な成長過程（両親の養護や教育）を過ごすことはできなくなって、貧困・低学歴・孤独・喪失感などで経済社会的な不利に追い込まれたことを経験している。単親の非常に厳しい環境と苦闘する傍ら、単親によって自分の意思なき早期結婚を押し進められたことで、結婚相手との不和の起因となり、挙句の果て別居、DV、離婚・再婚、死別という家庭崩壊の悪循環をもたらした。窮乏な生活と危機状況でありながら必死で、全身全霊で育てた子どもを事故死や病死などで先にあの世に送らねばならない胸が裂ける過酷な運命に立たされた。

これまでに述べた調査対象者の個々人の経験的事実だけでも、悲劇映画かノンフィクションドラマの素材を凌駕するものであるといえよう。

結論として、経験的事実を分析することによって、その時代・歴史的関係と個人・家族的関係の混乱と不安定は、経験論理で始末することはできない大変重要な部分であることを強調しておきたい。

また、[B] さんが約20年間、[A] さんが約34年間にわたり外国人登録

申請ができず、摘発されるといつでも強制送還対象になる身分的不利を抱え込む、言い換えれば隠者のような生活をしてきた、非常に辛い「社会的排除」を経験しており、精神的に病的な症状のもとになっている。これらの精神的危機などの経験的事実は、引き続き直面的事実へ大きく連動し、影響を及ぼすようになるのである。

ここで私が考案した、新しい概念用語を提示する。それは「原礎的貧困」である。

「原礎的貧困」とは、調査対象者たちの「ライフステージにおいて出生と成長期に無分別生成された身分・経済・社会・心理的困窮」であり「見えない貧困」を意味する。その「原礎的貧困」は経験することで各自に刻印されるとともに克服し難いものになって将来の複合的な貧困、実体的貧困を抱え込む原因となる。「在日コリアン高齢者」たちの大半は、「原礎的貧困者」であると考えられる。この「原礎的貧困」に対する詳しい検討は今後の課題にする。

最後に、本研究での調査対象者たちは、この「原礎的貧困」を克服するための手段として闇市の買い出し、服売り屋、ミシン裁縫、海女、靴の貼り工、焼肉食堂という低賃金労働に奮闘し、一時期には経済的貧困から抜け出すことができたがその後は、加齢に伴い次のような直面的事実にかかる。

2. 直面的事実に関する分析

本研究での調査対象者たちは、時代・歴史的関係と個人・家族的関係による「原礎的貧困」を抱え込み、社会・経済・教育的に重複する不利な立場で危機を感じながら、諦めず「子どもの養育を第一の目標」とし不安定な生活の克服と家族の自立のために悪戦苦闘してきた。

その第一の目標などを懸命に終わらせた昨今は、経験した肉体・精神的過労が加齢に伴い日常生活全般に「老年症候群¹⁰⁾」として現われている。

そこで、調査で得られたデータから現実的な生活困難と関連する事項を要約した表3の内容を統合し、特徴的部分に焦点を当てて分析する。

1) 経済に関する直面的事実

調査対象者の5人のうち、[A]さんだけが幸いに遺族年金を受給してい

るが、そのほかの4人は無年金者である。そのうち2人は、生活保護費を受給しており「最低限度の生活を維持している」と考えている。

しかし、[T]さんと[P]さんは、無年金で、生活保護費も受給していないため、もっとも逼迫した生活にさらされている。その大きな理由としては、現在暮らしている古い住宅（土地付きの約30坪の2階建て）の所有権の名義が[T]さんと[P]さんのものになっているからであり、生活保護の申請を希望したとしても「補足性の原理（法4条1項）、不動産、自動車、預貯金などの資産、稼働能力、年金、手当等の社会保障給付などを活用することが求められる¹¹⁾」という法制度が適用されるからである。

この2人は、実に日々生活困窮に直面しているが救われることなく深刻化している。特に、[P]さんの場合は、生活費を調達する手段として歩行器で身を支えながら町を回り、空き缶を収集するのが日常であり、健康・介護保険料の納付は大きな負担となっている。

個別的理由や実情を考慮し、対応できる新たな支援システムの構築を論議することが福祉の課題であると考えている。

2) 健康に関する直面的事実

身体的健康面をみると、調査対象者のみならず大半の後期高齢者たちが罹患する特定疾患は人によってその差があるものの罹患しており、後期高齢者医療制度を利用している。だが、その利用料の1割を支払うことには負担を感じており、できるだけ控えている様子が見てとれる。

精神的健康面では、調査対象者5人のうち2人は同居する家族がいるが3人は独り暮らしである。その3人のうち介護サービスも利用していない2人は家族がいるが遠距離で暮らしていることから将来的に孤独死となる可能性が高い傾向が明らかである。

このような経験的・直面的事実を定型化する背景には、前章の六つの概念的カテゴリー考察で述べたように、個別的境遇の「原礎的貧困」に加え、本来の日本の社会福祉制度において「法的差別」と「社会的排除」が調査対象者である「済州島出身高齢者」を含む「在日コリアン高齢者」たちの生活困難の要因であることが明らかになっていると考えている。

その要因が放置される根底には、日本の社会保障政策の関係者たちの中に、

他人を自分とは異質的な存在として、理解を拒否し、排除するという「日本型排外主義¹²⁾」者が大いに存在しているからだと考えられる。

このことに関して、黒田洋治は「在日朝鮮・韓国人の問題は為政者により故意に歪曲・回避された傾向が強く、問題解決の好機が生かされず、姑息的に、糊塗的に処理されるのみであったと言わざるを得ない¹³⁾」と述べている。

その証拠の一つとして、在日コリアンの社会保障と関連する新聞記事を挙げると『『外国人生活保護は廃止』、石原慎太郎氏らが……生活保護の給付対象から外国人を除外するための生活保護法改正案を秋の臨時国会に提出することを決めた……7月に最高裁が『永住外国人は生活保護法の対象ではない』と初判断したことが理由だという。……改正案には、こうした運用を廃止する狙いがある¹⁴⁾』と報じている。

このような実相は、在日コリアンの当事者たちにとって大変な衝撃を与えるとともに、憤懣やるかたない憤りをうむ状況を作り出している。また、最近日本の政治・社会に登場している「歴史修正主義者」や「嫌韓」「在特会」などの無気味な動向も鋭意注視すべきものになっている。

この日本の情勢を憂慮し、端的にいうと生活保護を受給している在日コリアン当事者にとっては、排除されるのではないかと心的恐怖や屈辱を受けることから、精神疾患であるPTSD（心的外傷後ストレス障害）を罹患する起因になると考えられる。

日本の「偏狭的な利己主義者」、「日本型排外主義者」たちの「理解」と「改心」を促し、日本の「先進的人権国家」、「国際的共生社会」、差別・排除・無視のない「平等な福祉社会」「平和・安全・安心な地域創生」などの実現・確保に「速効策」であり、それを速やかに実現する必要がある。基本的目標であると考えている。

とりわけ、日本の社会福祉が現行の仕組みでは、「原礎的貧困」や「社会・経済的貧困」の複合的な貧困で、生活困難と心理・社会的危機状況を抱えて暮らしている「在日コリアンの困窮者」の諸問題を「緩和・支援・解決」するには対応しきれていないことは明白である。

ここで求められることは、「社会的バルネラブルな状態」を改善・解消するためには、社会保障政策者らの「在日外国籍住民」に対する深い理解・認

識・発想の速やかな転換が必要であり、当事者に耳を傾けた上、速やかに政治・社会的合意を促すことである。

次の節では、現在の社会福祉サービスの利用状況を把握・分析することで、課題を明らかにする。

第4節 福祉サービス利用状況の検討・分析

本節では、調査対象者たちが現在の「超高齢期」において自分の日常生活を維持・向上させるためにどのような手段で取り組んでいるのか、現行の多様な社会的な生活支援サービスを適切に選択し、効果的に利用しているのかどうかを検討するために、便宜的に作成した次の表4を参考に分析する。

表4 調査対象者の生活状況と生活支援サービスの利用

対象者	生活状況			生活支援サービス利用	
	家事	入浴	移動	医療サービス	介護サービス
Tさん	自立	家の風呂	短距離	週1回通院	利用していない
Pさん	自立	週2回銭湯	歩行器	週2回通院	利用していない
Kさん	自立	週3回銭湯	歩行器	週3回透析	週2回訪問介護
Bさん	自立	週2回銭湯	歩行器	週2回通院	利用していない
Aさん	自立	家の風呂	短距離	週2回通院	利用していない

表4は概略的ではあるがその生活状況を部分別にみると、家事（炊事、洗濯、掃除など）に関しては全員が自立しているようであるが実際的には、寝具を干すなど重いもの、やや高い窓を拭くなどには介助が必要である。

5人のうち3人の住まいには入浴設備がないがために、なんとか近隣の銭湯を利用しているが通うには歩行器が必要で、移動の不便を強く感じている。いずれにしても、近い将来には何らかの介護か支援を受けなければならない状況となることが予想される。

次に、生活支援サービス利用状況をみると、それぞれの健康や持病を管理

するために週 1 ～ 3 回ほど通院し、薬の処方や注射などを受けるため、医療サービスの方を利用する頻度は高くなっているが、生計費に困窮している

〔T〕さんと〔P〕さんの場合はその医療費の 1 割の金額も負担に感じており、できるだけ利用を控えている。

大きな問題は、介護サービス利用状況である。介護サービスを利用しているのは〔K〕さん 1 人であり、〔K〕さんは透析治療の重い病気がきっかけで長期間入退院を繰り返すうちに、病院側から医療や介護に関する手続き方法と仕組みの詳しい説明を受けていたので利用することができたとしている。

その他の 4 人は、介護サービスを全く利用していない状況になっている。その理由を改めて聞いて確認してみると、次のように語っている。

〔T〕さんは「手続きが面倒くさい、今は何とかなる、他人に世話してもらうのはイヤ、イヤ」と答えている。

〔P〕さんは「生活もぎりぎりなのに、そのお金（利用費）誰、どこからですか、その（介護に関する）仕組みも知らないし……」。

〔B〕さんは「この前（最近）に区役所の職員（C．W）から手続きに関して説明を受けましたがまだ決めていません。狭い家に他人が入るのも恥ずかしいです。少し待ってみます」。

〔A〕さんは、「皆と一緒に介護受けるのが嫌いなのです。……他人と接して話をしたくない、なんか嫌なのです」。

これらの答えを参考に更に利用していない理由を検討すると、まず、介護保険制度の趣旨や概要、その仕組みに対しての正確な情報が伝えられていないことと認識度が低い傾向が明らかであり、具体的な情報伝達体系の構築が課題になっている。

特に、識字能力が弱い対象者には書面ではなく、口頭で十分な説明を行い理解と納得を得ることが求められる。加えて、介護サービスの利用を進めるためには、自発的に利用の手続きをするのが面倒で難しいと思い込んでいることを理解して、「キーパーソン」の助力が切に必要である。

このような自発的に支援を求められない、拒絶反応を見せる「在日高齢者」

の特殊性を配慮した、情報伝達体系の構築と相談支援（助言）者の確保が喫緊の課題である。

最後に提案するのは、地域の行政機関（区役所など）が主導にNPOや民間奉仕員から適任者、適正数を選抜、委嘱し、専従的・持続的に近隣「在日コリアン高齢者」と交流関係を深めていき信頼関係を高め、対象者の困難要因を詳しく把握し、適切な判断のうえ、対象者の説得と合意を得て、困難状況の改善、サポート可能な介護サービスへ導く活動を任せるといった「アウトリーチ（out-reach）¹⁵⁾」プログラムを早急に導入することである。そこに必要なのは、情報伝達役と相談支援（助力）者という一人二役の活躍ができるシステムを創案することである。

おわりに

本章において、在日「済州島出身高齢者」ライフヒストリー調査から前章の個々人の考察を、更に具体的に分析を行った。十分とはいえないが、調査対象者たちが、生きるために家族との結合や生きる手段と糧を求めて、玄界灘を渡って戦後の大阪の焼け跡の混乱に晒されながらも生活基盤を作るために、闇市や買出し、裁縫などの職を転々とし、家族の死別で涙を拭く間もなく生活難と戦い、子どもの成長を見守るのを生き甲斐にして生き延びてきた様子を明らかにすることができた。

過去の不幸な歴史を忘れようと今日を懸命に生きようとするが、心理的・身体的過労が回復する気配はなく、老体を引きずりながら恥の無い余生を過ごすために、今日を頑張っている様子も投影することができた。

- 1) このことについて詳しくは、佐藤郁哉『質的データ分析法—原理・方法・実践』新曜社、2008年、112～116頁を参照されたい。
- 2) 在日高齢者等の無年金問題について詳しいことは、愼英弘「在日朝鮮人と社会保障」朴鐘鳴編『在日朝鮮人—歴史・現状・展望』明石書店、1996年、285～318頁を参照されたい。
- 3) 加藤博史「理論・思想部門」『社会福祉学』第53巻第3号、日本社会福祉学会、2012年11月、107～108頁。
- 4) 山本かほり「在日韓国・朝鮮人の『世代間生活史』—ある家族の階層移動」谷富夫編『新版ライフヒストリーを学ぶ人のために』世界思想社、2008年、77頁。
- 5) 高鮮徽『20世紀滞日済州島人—その生活過程と意識』明石書店、1998年、20頁。傍点は引用者、「在日コリアン」に書き換えたい。
- 6) 同前、66～72頁を参照されたい。
- 7) 金徳煥「新・猪飼野事情」、耽羅研究会編『済州島』創刊号、新幹社、1989年、60～67頁を参照されたい。
- 8) 加藤彰彦「未婚化を推し進めてきた2つの力—経済成長の低下と個人主義のイデオロギー—」『人口問題研究』67-2、国立社会保障・人口問題研究所、2011年6月、3頁。
- 9) 吉田久一『日本貧困史』川島書店、1984年、308頁。
- 10) 「老年症候群」については、「加齢に伴い生活に不具合を生じさせてしまうことである。もっとも、心身の活動の低下によるところも大きいそうである。……そのまま身体機能が低下してしまい、徐々に衰えてしまうことを意味するそうだ」と述べられている。結城康博『介護—現場からの検証』岩波書店、2008年、98頁。
- 11) 厚生労働統計協会編『国民の福祉と介護の傾向・厚生指標』通巻945号、厚生労働統計協会、2013年、177頁。
- 12) 「排外主義とは、『国家は国民だけのものであり、外国に出自を持つ（とされる）集団は国民国家の脅威であるとするイデオロギー』を指す」と述べている。樋口直人著『日本型排外主義』名古屋大学出版会、2013年、5頁。また、「日本型排外主義とは近隣諸国との関係により

規定される外国人排斥の動きを指し、植民地清算と冷戦に立脚するものである」とも述べられている。同前、204 頁。

- 13) 黒田洋治『在日朝鮮人と日本の精神医療』批評社、2007 年、25 頁。
- 14) 『毎日新聞』14 版、2014 年 8 月 22 日（金）、総合 5 頁。
- 15) 染野享子「自ら支援を求めない独居高齢者への地域を基盤としたアウトリーチ実践プロセス」『社会福祉学』第 56 巻第 1 号、日本社会福祉学会、2015 年 5 月、101 ～ 115 頁を参照し、「在日高齢者」向きの実践プログラムをつくるのが望ましい。

結びにかえて

1. 研究の成果について

本研究の目的に従い、グローバル社会、多民族・多文化共生社会の進展に伴い、戦後70年が経った現在も「制度的・社会的排除」に置かれている「在日済州島出身高齢者」たちの「ライフヒストリー調査」から、個々人の経験的生活過程を分析・考察することで、対象者たちの生活困難は個々人の「原礎的貧困」に加えて、複雑な「歴史的、社会的、制度的排除」が主な要因であることを明らかにすることができた。

また、直面的な生活状況では、現行福祉制度の制約条件と、そのサービス利用を求めない、拒絶反応を表す理由として「サービスの内容や仕組みの認知度が低い」ことが明らかになった。そして、適切な情報伝達体系の必要性を強調するとともにその生活困難を解消・緩和に向けた支援方法として「アウトリーチ実践」プログラムを導入することを提案することができた。

本研究の方法として「ライフヒストリー法」の採用は、先行研究や知見がないがため困惑するときもあったが、語り内容と社会史などを照らし傍証することで、「根拠に基づく実践的研究」への接近性と研究の妥当性を高めることができたことから、今後の人間福祉学の研究方法として有用性を実験的に示唆することができた。

2. 研究の限界性と今後の課題

実際インタビュー内容のトランスクリプションは大量であるが、本研究では概念的カテゴリーに限定したことや調査の倫理的制限と私自身の表現力の不足などから、データの限定的利用に止まらざるを得ないという限界があった。

そして、個々人の生活問題に焦点を当てたことから「多文化共生社会」に関するさらに深い考察と提案するまでには至らなかった。

したがって、本研究調査から得られたデータを、さらに多角的に考察するために活用するとともに、「多文化共生論」を深める研究を今後の課題にする。

最後に強調しておきたいのは、調査対象者数が少ない指摘が予想されるが、管見によれば本研究での調査対象者たちは、他の「済州島出身高齢者」たちと比較したとしても、ほぼ同じで「高い共通性」と「普遍的代表性」をもっていると考えており、本研究の実証性は高く、人間福祉学においても独創的アプローチであると考えている。しかし、本研究で取り上げた調査対象者はすべて女性であり、済州島出身高齢者のライフヒストリー調査を行うことによって、磐石なものにする必要がある。そのためには、済州島出身の男性高齢者を早期に発見し、速やかにライフヒストリー調査をすることが喫緊の課題である。

主要参考文献と資料

単行本・事典・辞典・紀要等

1. 石河久美子『多文化ソーシャルワークの理論と実践』明石書店、2012年。
2. 伊地知紀子『生活世界の創造と実践—韓国・済州島の生活誌から—』御茶の水書房、2000年。
3. 今村理一『新しい時代の社会福祉サービス論』ミネルヴァ書房、2008年。
4. 岩田正美（『大原社会問題研究所雑誌』第469号書評欄オンライン版）
<http://oohara.mt.tama.hosei.ac.jp/kensaku/shohyodb.html>
5. 岩村登志夫『在日朝鮮人と日本労働者階級』校倉書房、1972年。
6. 殷宗基『在日朝鮮人の生活と人権』同成社、1986年。
7. 上田正昭監修・猪飼野歴史と文化を考える会編『ニッポン猪飼野ものがたり』批評社、2011年。
8. 大久保孝治・島崎尚子編著『ライフコース論』放送大学教育振興会、1995年。
9. 大澤真幸・吉見俊哉・鷺田清一編『現代社会学事典』弘文堂、2012年。
10. 大谷信介・木下栄二・後藤憲章・小松洋・永野武編著『社会調査へのアプローチ—倫理と方法—』ミネルヴァ書房、2002年。
11. 小笠原祐次『老人福祉論』ミネルヴァ書房、2007年。
12. 岡村重夫『新しい老人福祉』ミネルヴァ書房、1981年。
13. 岡本民夫・田端光美・古川孝順・宮田和明編『エンサイクロペディア社会福祉学』中央法規、2008年。
14. 岡本祐三『高齢者医療と福祉』岩波新書、2006年。
15. 奥村幸夫『高齢者の精神的危機と病態』聖和書店、1985年。
16. 金子仁郎・新福尚武『老人の精神医学と心理学』垣内出版、1978年。
17. 関西大学社会学研究会編『現代生活の社会学』ミネルヴァ書房、1983年。
18. 『関西大学人権問題研究室紀要』第32号、関西大学人権問題研究室、1995年。
19. 姜東鎮『日本の朝鮮支配政策史研究—1920年代を中心として—』東京大学出版会、1979年。
20. 金奉鉉『済州島流人伝』国書刊行会、1981年。

21. 金賛汀『異邦人は君ヶ代丸に乗って』岩波書店、1985年。
22. 金賛汀『韓国併合百年「在日」』新潮社、2010年。
23. 金曜頭『日本帝国主義統治下の朝鮮』朝鮮青年社、1978年。
24. 黒川洋治『在日朝鮮・韓国人と日本の精神医療』批評社、2007年。
25. 呉英柱『済州飲食メニューと商品開発実務』済州漢羅大学、2008年。
26. 高賛侑『ルポ在日外国人』集英社、2010年。
27. 高善徽『在日済州島出身者の生活過程—関東地方を中心に—』新幹社、1996年。
28. 国際高麗学会日本支部「在日コリアン辞典」編集委員会編『在日コリアン辞典』明石書店、2012年。
29. 厚生労働統計協会編『国民の福祉と介護の動向』通巻 945 号、厚生労働統計協会、2013年。
30. 酒井順子『記憶から歴史へ—オーラル・ヒストリーの世界』青木書店、2006年。
31. 桜井厚・小林多寿子編著『ライフストーリー・インタビュー質的入門』せりか書房、2009年。
32. 佐藤郁哉『質的データ分析法—原理・方法・実践』新曜社、2008年。
33. 真田真治、生越直樹、任榮哲編『在日コリアンの言語相』和泉書院、2005年。
34. 島崎哲彦編著『社会調査の実際—統計調査の方法とデータ分析—』学文社、2008年。
35. 愼英弘『近代朝鮮社会事業史研究—京城における方面委員制度の歴史的展開』緑蔭書房、1984年。
36. 愼英弘『自立を混乱させるのは誰か—障害者の「自立」と自立支援』生活書院、2013年。
37. ジェニス・ワースレイ著、小田兼三・杉本敏夫監訳『高齢者のためのケアマネジメント』雄山閣出版、1998年。
38. 庄谷怜子・中山徹『高齢在日韓国・朝鮮人—大阪における生活構造と高齢者福祉の課題』御茶の水書房、1997年。
39. 庄谷怜子『現代貧困の諸相と公的扶助—要保護と非保護層—』啓文社、

1996 年。

40. 杉原薫・玉井金五編『大正・大阪・スラム』新評論、1996 年。
41. 杉原達『越境する民―近代大阪の朝鮮人史研究―』新幹社、1999 年。
42. 『済州島研究』済州島学会、Vol. 23～35、2003～2011 年。
43. 済州発展研究院『済州女性史Ⅱ―日帝強占期―』済州発展研究院、2011 年。
44. 在日高齢者調査委員会、『在日コリアン高齢者生活実態調査報告書』在日コリアン高齢者福祉をすすめる会大阪、2004 年。
45. 在日コリアンの歴史作成委員会『在日コリアンの歴史』明石書店、2006 年。
46. (社) 東京都社協『高齢者デイサービスにおける支援効果と支援技術』2007 年。
47. アイヴァー・グッドソン・パット・サイクス著、高井良健一・山田浩之・藤井泰・白松賢訳『ライフヒストリーの教育学』昭和堂、2006 年。
48. 田中宏『在日外国人』岩波書店、2006 年。
49. マーガレット・サンデロスキー著、谷津裕子・江藤裕之訳『質的研究をめぐる10のキークエスチョン―サンデロウスキー論文に学ぶ』医学書院、2013 年。
50. 谷富夫編『新版ライフヒストリーを学ぶ人のために』世界思想社、2008 年。
51. 谷富夫・山本務 編著『よくわかる質的社会調査 プロセス編』ミネルヴァ書房、2010 年。
52. 谷富夫・芦田哲郎編著『よくわかる質的社会調査 技法編』ミネルヴァ書房、2010 年。
53. 多文化共生キーワード事典編集委員会編『多文化共生キーワード事典』明石書店、2010 年。
54. 耽羅研究会会誌『済州島』新幹社、第 1～10 号、1989 年 4 月～2006 年 3 月。
55. 朝鮮史研究会編『朝鮮史研究会論文集』No. 45, 49、緑蔭書房、2011 年。
56. 朝鮮史研究会編『朝鮮史研究入門』名古屋大学出版、2011 年。

57. 朝鮮人強制連行真相調査団編著『朝鮮人強制連行調査の記録―大阪編―』柏書房、1993年。
58. 朝鮮奨学会『学術論文集』朝鮮奨学会、第27集、2009年。
59. 鉄道弘済会『社会福祉研究』第100～第122号、2007年10月～2015年4月。
60. 中野卓・小平朱美『老人福祉とライフ・ヒストリー』未来社、1981年。
61. 中野卓・桜井厚編『ライフヒストリーの社会学』弘文堂、2000年。
62. 中野卓『中野卓著作集―生活史の研究』（生活史シリーズ第1巻）東信堂、2003年。
63. 日本厚生協会『医療・介護・福祉テキストブック』日本厚生協会出版、2008年。
64. 日本社会学会編『社会学評論』222、有斐閣、2005年。
65. 日本社会福祉学会機関誌編集委員会編『社会福祉学』Vol.51～56、2010年～2015年5月。
66. 日本民団中央民族教育委員会『在日コリアンの歴史』明石書店、2006年。
67. 野村進『コリアン世界の旅』講談社、1997年。
68. 波平恵美子・道信良子『質的研究 Step by Step』医学書院、2006年。
69. 原尻英樹『在日朝鮮人の生活世界』弘文社、1994年。
70. 樋口直人『日本型排外主義―在特会・外国人参政権・東アジア地政学』名古屋大学出版会、2015年。
71. 樋口雄一『戦時下の朝鮮の農民生活誌1939～1945』社会評論社、1998年。
72. 平井孝男『仏陀の癒しと心理療法』法蔵館、2015年。
73. 福岡安則『在日韓国・朝鮮人―若い世代のアイデンティティ』中央公論新社、2008年。
74. 古川孝順『社会福祉研究の新地平』有斐閣、2008年。
75. 古川孝順『社会福祉原論』誠信書房、2008年。
76. 朴慶植『日本帝国主義の朝鮮支配』上、下、青木書店、1973年。
77. 朴鐘鳴編『在日朝鮮人―歴史・現状・展望―』明石書店、1996年。
78. 朴在一『在日朝鮮人に関する総合調査研究』朝鮮文化研究所、1957年。
79. 法政大学大原社会問題研究所編『人文・社会科学とオーラル・ヒストリ

- 』御茶の水書房、2009年。
80. 右田紀久恵・高澤武司・古川孝順編『社会福祉の歴史－政策と運動の展開－』有斐閣選書、2005年。
 81. 村千鶴子・宣元錫編『異文化間介護と多文化共生－誰が介護を担うのか－』明石書店、2007年。
 82. トマ・ピケティ著、山形浩生・守岡桜・森本正史訳『トマ・ピケティ21世紀の資本』みすず書房、2015年。
 83. 山縣文治・柏女霊峰編『社会福祉辞典〔第6版〕』ミネルヴァ書房、2008年。
 84. 山田雄三監訳『ベヴァリジ報告 社会保険および関連サービス』至誠堂、1975年。
 85. やまだようこ編『人生を物語る－生成のライフストーリー』ミネルヴァ書房、2004年。
 86. 結城康博『介護－現場からの検証－』岩波書店、2007年。
 87. 尹健次『きみたちと朝鮮』岩波書店、1992年。
 88. 姜徹『足立からみた在日コリアン形成史－済州島・東京足立に生きた私の半世紀－』雄山閣、2010年。
 89. 吉岡増雄編著『在日朝鮮人と社会保障』社会評論社、1978年。
 90. 吉岡増雄・山本冬彦・金英達『在日外国人と日本社会』社会評論社、1984年。
 91. 吉岡増雄・山本冬彦・金英達 著『在日外国人の在住権入門－国籍・参政権・国民年金もふくめて』社会評論社、1988年。
 92. 吉田久一『日本の貧困史』川島書店、1984年。
 93. 李光圭・賈鐘壽『共生社会を目指して－在日韓人社会と日本－』大学教育出版、2010年。
 94. 李修京編『グローバル社会と人権問題－人権保障と共生社会の構築に向けて』明石書店、2014年。
 95. 李善愛『海を越える済州島の海女－海の資源をめぐる女のたたかい－』明石書店、2001年。
 96. 李昌基、「済州道家族関係」『韓国の発見済州島』뿌리깊은나무、1984

年。

97. ローレンス・M・ブラマー著、対馬忠・対馬ユキ子訳『人間援助の心理学』サイマル出版会、1978年。
98. 歴史教育者協議会編『知っておきたい韓国・朝鮮』青木書店、1992年。

主要論文

1. 荻原園子「大正後半期における貧困観の巡回－社会貧認識の形成をめぐって－」『龍谷大学大学院研究紀要』20、2013年。
2. 石河久美子「多文化ソーシャルワーカーの必要性－求められる定住外国人支援の充実化－」『社会福祉研究』第105号、鉄道弘済会、2009年。
3. 板垣竜太「植民地期朝鮮における識字調査」東京外国語大学『アジア・アフリカ言語文化研究』58、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所、1999年9月。
4. 泉靖一・祖父江孝男・岡並木・徳山安信・大給近達「東京における済州島人」、『民族学研究』16/1、日本文化人類学会、1951年。
5. 江頭説子「社会学とオーラル・ヒストリー」法政大学大原社会問題研究所編『人文・社会学研究とオーラル・ヒストリー』御茶の水書房、2009年。
6. 加藤彰彦「未婚化を推し進めてきた2つの力－経済成長の低下と個人主義のイデオロギー－」『人口問題研究』67-2、国立社会保障・人口問題研究所編、2011年。
7. 加藤博史「社会福祉の理念」菊池正治・清水教恵 編『基礎からはじめる社会福祉論』ミネルヴァ書房、2007年。
8. 神谷舟路「済州島の日本軍の痕跡を歩く」『済州島』第5号、耽羅研究会、1992年。
9. 亀崎美沙子「ライフヒストリーとライフストーリーの相違」『東京家政大学博物館紀要』第15集、東京家政大学、2010年。
10. 高廣明「在日済州人の済州島への寄贈と投資活動」『日本近代学研究』第27輯、韓国日本近代学会、2010年。

11. 庄谷怜子「『在日』高齢者の実態が浮き彫りに一大阪『在日コリアン高齢者生活実態調査2003年よりー』」『部落解放』第553号、解放出版社、2005年。
12. 愼英弘「在日外国人と社会保障ー障害年金を中心にー」『青鶴』第4号、在日韓国・朝鮮人問題学習センター、1991年。
13. 愼英弘「(ルポ)在日韓国・朝鮮人の社会保障」『あくしょん』第19号以降、大阪府総合福祉協会、1991年8月以降。
14. 愼英弘「定住外国人と社会保障と自治体」『市政研究』第94号、大阪市政調査会、1992年。
15. 愼英弘「在日韓国・朝鮮人の社会保障」朴鐘鳴編『在日朝鮮人歴史・現状・展望』明石書店、1995年。
16. 白澤政和「高齢者施策の課題ー介護保険制度改革を中心にー」『都市問題研究』第57巻第10号通巻658号、2005年。
17. 杉原達「在阪朝鮮人の渡航過程ー朝鮮・済州島との関連でー」杉原薫・玉井金五編『大正・大阪・スラム』新評論、1996年。
18. 関根由紀「日本の貧困ー増える働く貧困層(特集 貧困と労働)、『日本労働研究雑誌』第49巻第6号、労働政策研究・研修機構、2007年。
19. 拙稿「大阪地域における高齢者福祉に関する一考察ー生野区の通所介護利用者の実態調査をふまえてー」四天王寺大学大学院、2009年。
20. 園田眞理子「高齢者の居住の諸相と問題解決に向けて」『社会福祉研究』通巻110号記念特大号、鉄道弘済会、2011年4月。
21. 田中聡子「貧困概念と社会的排除についての一考察」『龍谷大学社会学部紀要』31、2007年。
22. 鄭圭永「戦時下植民地朝鮮教育の変容」『日本教育学会大会研究発表要項』60、日本教育学会、2001年8月。
23. 二階堂裕子「多民族共同社会の構築と社会保障に関する一考察ー在日韓国・朝鮮人の事例を中心にー」『都市文化研究』4号、2004年、
24. 橋本陽子「なぜ内職だけが家内労働法があるのか」『日本労働雑誌』No.585、2009年。
25. 古川宣子「一九二〇年代大ク邱徳山学校ーその教育実態と植民地教育行

政」『朝鮮史研究会論文集』朝鮮史研究会編、No. 45、緑蔭書房、2007年。

26. 三友量順「『福祉』ということば—仏教福祉からのアプローチ」『人間の福祉』創刊号、立正大学社会福祉学部、1997年。
27. 宮下良子「済州スニム（僧侶）のトランスナショナリティー—大阪市生野区の事例を中心に—」『白山人類学』12号、白山人類学研究会、2009年。
28. 山田浩之「英米におけるライフ・ヒストリー研究の系譜—社会学、社会学を中心に—」『松山大学論集』第9巻第5号、松山大学、1997年。
29. 山田篤裕・小林江里子「なぜ日本の単身高齢女性は貧困にはまりやすいのか」『貧困研究』7、2011年。
30. 吉澤文寿「日韓会談における『在日韓国人』法的地位交渉—国籍・永住許可・退去強制問題を中心に—」朝鮮史研究会編『朝鮮史研究会論文集』第49集、緑蔭書房、2011年。
31. 梁京姫「日・韓境域に生きるポッタリビジネスの実態とその変遷をめぐって」『コリアン・スタディーズ』第2号、国際高麗学会日本支部、2014年。

主要資料

1. 生野区における在日朝鮮人の形成 月刊『部落問題』特集、在日韓国・朝鮮人を考える、大阪生野区からのレポート 1990年3月。
2. 大阪市生野区保健福祉センター『平成19年度福祉事業の概要』2007年。
3. 大阪市『大阪市高齢者実態調査報告書』大阪市、2005年。
4. 大阪市民生局「生活保護基礎資料」「生活保護月報」2007年。
5. 金英達「1946年3月の朝鮮人、台湾人、中国人、琉球人についての人口調査及び帰還登録の集計結果」『関西大学人権問題研究室紀要』関西大学人権問題研究室、第32号、1995年。
6. 責任研究員李奎培、研究員金銀姫、高廣明、高泰洙『在大阪済州人4・3被害実態報告書』済州4・3平和財団、2014年。
7. 「統計から見た大阪市2006」大阪市計画調整局、2007年。
8. 「ふれあい生野27号」生野区社会福祉協議会、2007年3月。

9. 문옥표 외 『일본관동지역한인동포의생활문화』 국립민속박물관, 2005年.
○
10. 박상주 著 『구석구석올레길』 스타일북스, 2011年。